

平成27年 6 月定例会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成27年 6 月 4 日 開会

平成27年 6 月 10 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

## 平成27年6月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第8号、報告第1号の上程、説明	4
一般質問	24
宮  菌  博  香  君	24
森  川      忠  君	36
鈴  木  和  彦  君	53
休会の件	65
散会の宣告	65

### 第2号（6月10日）

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	68
欠席議員	68
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	68
職務のため出席した者の職氏名	68
開議の宣告	69

諸般の報告	69
一般質問	69
齋藤順一君	69
山崎義貞君	83
秋鹿幹夫君	97
川島富士子君	116
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	134
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	134
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	136
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	150
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	150
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	152
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	152
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	153
議員派遣の件	153
請願の件	153
日程の追加	155
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	155
発議第2号審議（質疑・討論・採決）	156
閉会の宣告	156
署名議員	157

6 月 定 例 会

(第 1 号)

## 平成27年6月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成27年6月4日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第1号ないし議案第8号、報告第1号について  
(町長 政務報告・提案理由説明)  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 休会の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	秋鹿幹夫君	2番	平山雅規君
3番	宮菌博香君	4番	山崎義貞君
5番	庄内賢一君	6番	鈴木和彦君
7番	齋藤順一君	8番	森川忠君
9番	川島仁君	10番	川島富士子君
11番	鈴木克征君	12番	野村和好君
13番	山崎貞一君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事		田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長		若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長		鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長		早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長		椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長		郡司民夫君	東陽病院事務長	大木良夫君
教育長		齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長		秋葉義臣君		

---

職務のため出席した者の職氏名

局	長	高蝶政道	書	記	椎名晴美
---	---	------	---	---	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより平成27年6月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

2番 平山雅規 議員

15番 八角健一 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月11日までの8日間にしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月11日までの8日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、請願の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願2件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号ないし議案第8号、報告第1号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第1号ないし議案第8号、報告第1号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、政務報告並びに提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成27年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用にもかかわらず、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新議員の皆様をお迎えし、新たなスタートとなる議会でございます。5月臨時会におきまして、議会の新体制が発足したところでございますが、ここで改めまして議長に就任されました鈴木唯夫議員並びに副議長に就任されました川島仁議員に対しましてお祝い申し上げます。

お二人には町議会を代表して多方面にわたり、ご尽力いただくこととなりますので、健康には十分ご留意されまして、円滑な議会運営と当町の発展のため、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げます。

さて、当町におきましては、来年3月27日に誕生10周年の節目を迎えます。

そこで、横芝光町誕生10周年を町民の皆様を初め関係する多くの皆様とともにお祝いし、町のさらなる発展と輝かしい未来を切り開くため、平成28年度に記念事業を実施すべく、検討を始めたところであります。

現在、町創生のための総合戦略の策定や健全財政を堅持するため、事務事業の再構築につ

きましても、庁内一丸となって全力で取り組んでいるところでございますので、議員各位におかれましては、さらなるご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議会開会に当たり、現在の町の動き等諸般のご報告を申し上げます。

初めに、5月末日をもって出納を閉鎖いたしました平成26年度の各会計の現時点での決算概要について、ご報告申し上げます。

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。歳入総額は109億4,197万円、歳出総額は105億5,817万円で、形式収支では3億8,380万円の黒字となる見込みです。このうち、繰越明許費として翌年度への繰越財源2,022万円を差し引いた3億6,358万円が実質的な剰余金として翌年度への繰越金となると見込んでいます。なお、繰越金は、平成27年度当初予算で7,921万円を計上し、本議会に提案させていただきました6月補正予算で1,831万円を計上しておりますので、残りの2億6,606万円ほどが今後の補正予算の財源として活用できるものと考えております。

また、平成26年度の町債借入額は、合併特例債と臨時財政対策債を中心に11億9,030万円の借り入れを行い、26年度末の町債残高は122億1,613万円となる見込みです。一方、一般会計に属する基金残高は36億6,997万円となる見込みで、主なものは財政調整基金24億5,907万円、地域振興基金3億3,507万円、平成26年度末に学校施設等整備基金と教育振興基金を統合しました公共施設総合管理基金が3億2,276万円となっております。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。歳入総額が35億9,520万円、歳出総額は34億9,820万円の見込みで、形式収支では9,700万円の黒字となりますが、前年度繰越金などを差し引いた実質単年度収支では、依然として赤字の見込みであります。

歳入においては、国保税収入は、低所得者に対する負担軽減額の拡大と被保険者数の減少等により減額となるほか前年度繰越金が減収となりましたが、医療費の伸びなどに伴い国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業拠出金等がそれぞれ増収となります。また、年度末に歳入不足が想定されたことから3月補正により法定外繰入金を5,000万円予算化したことや国の特別調整交付金である「特々調」を3,600万円獲得できたことから歳入全体では、前年度とほぼ同額となっております。

一方、歳出についてであります。国保会計の約3分の2を占める保険給付費の総額は、22億1,200万円で、被保険者数の減少傾向が続いておりますが前年度と比較しますと額で2,290万円、率で1.0%の増額となる見込みとなるほか、共同事業拠出金などの支出がふえておりますが、後期高齢者支援金、介護給付費等が減額となり歳出全体では、歳入同様に前年度と

ほぼ同額となっております。

平成27年度におきましても、高齢者医療に係る支出の増加などによりまして、国保財政は、極めて厳しい財政状況となっておりますので、国保税の収納対策を初め、医療費の動向を的確に把握した医療費抑制対策を着実に推進し、国保財政の健全で安定的な運営に向け努力してまいり所存でありますので、議員各位には、格別のご理解、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。歳入総額は2億2,390万円、歳出総額は2億2,130万円で、形式収支は260万円程度を見込んでいます。

歳入のうち、主なものとして後期高齢者医療保険料については、軽減措置と保険料の激変緩和策を前年度に引き続き講じた結果、収納率は、年金天引きによる特別徴収と口座振替や窓口納付による普通徴収を合わせて全体で98.1%になる見込みで、前年度と比較しますと350万円増収の1億4,580万円の収入見通しとなっております。

このほか、一般会計からの繰入金として、事務費繰入金と保険料軽減分の公費補填である保険基盤安定繰入金の合計で前年度と比較しますと230万円増収の6,960万円が見込まれます。

一方、歳出の95.3%を占める広域連合納付金は、前年度と比較しますと690万円増額の2億1,090万円となる見込みであります。

後期高齢者に係る医療費は、平成20年度に制度が発足して以来、毎年、右肩上がりですえ続けており、この傾向は、今後も続くものと予測されますので、町としては、広域連合を初め関係部局と連携をとりながら高齢者の健康づくり事業を引き続き積極的に推進し、医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

続いて、介護保険特別会計についてであります。歳入総額が20億6,234万円、歳出総額は19億299万円で、形式収支では1億5,935万円程度が、平成27年度へ繰り越しとなる見込みであります。

歳入では、自主財源である介護保険料の収入額が、3億9,701万円で、徴収率は95.2%となり、また、国を初めとする公費負担は、12億5,603万円で前年度と比較して3,988万円の増額となり、率で3.3%の増となります。

一般会計繰入金は3億1,571万円で、前年度と比較して881万円の増額となり、率で2.9%の増となる見込みであります。

一方、歳出の大宗をなす介護保険給付費は、17億6,886万円で、前年度と比較して2,505万円、率で1.4%の伸びとなる見込みであります。

今後も高齢者人口及び要介護認定者の増加、介護サービスの多様化に伴い給付費の増加が見込まれますが、介護予防事業を効果的に推進し、介護認定者数及び給付費の抑制に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。歳入総額は5,815万円、歳出総額は5,652万円で、形式収支では163万円程度の黒字となる見込みであり、平成26年度の施設維持管理経費は、使用料収入で賄っております。

電気料金の高騰等により、経常経費の増額がありますが、今後も引き続き維持管理費の軽減と宅内接続工事の推進について普及啓発を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

続いて、東陽食肉センター特別会計についてであります。歳入総額は2億6,274万円、歳出総額は2億2,075万円で、形式収支では、4,199万円程度の黒字となる見込みであります。

また、問屋1社の破産による未収金が157万円ほどありましたが、破産管財人から本年5月28日に117万円ほどの配当を受けることができました。

屠畜頭数は、豚は対前年比8,535頭減の16万122頭となりましたが、この原因は、豚流行性下痢（PED）の流行と問屋1社の破産による影響であります。

牛は、対前年比125頭増の4,181頭となりました。

次に、東陽病院事業会計についてであります。患者数につきましては、入院が延べ2万984人で、病床利用率は57.5%でありました。また、外来は延べ4万1,283人で、前年度と比較すると外科の患者数が大幅に増となったことから、入院は増加しておりますが、外来は内科・脳神経外科医師の退職等の影響により減少する結果となりました。

続いて、収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収入は13億326万円で、収益的支出は12億7,002万円で、収支差し引きでは3,324万円の黒字となりました。次に、資本的収入は1億2,474万円で、医療機器購入等を主とした資本的支出は2億219万円となり、収支差し引きで不足する7,745万円は留保資金で補填することといたしました。

平成26年度は、入院患者数、手術件数の増加により医業収益が増収となり、一般会計からの繰り入れも減少していることから、経営的にも上向いてきていると思われれます。

今後も財政的な負担軽減を図りながら、町民の皆様に親しまれる病院運営ができるよう改善を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位には、ご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、平成26年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概要を申し述べさせて

いただきました。

続きまして、平成27年度の主な事業のうち、本議会で改めてご報告申し上げる必要のある事業等について、述べさせていただきます。

初めに、3月議会定例会の施政方針で、我が町の創生に対する私の決意を申し上げたところでございますが、本年10月を目途に「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たり、全庁的な取り組み体制を構築するため、本年4月に私を本部長とし、副町長、教育長を副本部長に、理事、課長職を本部員とする「まち・ひと・しごと創生推進本部」を設置いたしました。この推進本部の下部組織として、関係各課で構成する専門部会、さらには若手職員50人によるワーキングチームもあわせて設置したところでございます。このワーキングチームは、雇用創造、移住定住促進、出会い結婚出産、地域づくり、観光振興の5つのチームに分かれ、鈴木雅之シティマネージャーにも参加いただき、従来型の発想にとらわれずに、当町の創生につながる事業の創案に知恵を出し合ってもらっているところであります。

また、町民の代表や産業界、教育機関、金融機関、メディア等幅広い分野の方々50人ほどで構成する「横芝光町まち・ひと・しごと創生会議」を設置し、今月下旬に1回目の会議を開催する予定でおりますが、この創生会議でいただいたご意見を参考とさせていただきながら、効果的な総合戦略を策定し、着実に実施してまいりますとともに、実施した施策、事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するというPDCAサイクル、計画、実施、評価、改善を継続的に行ってまいります。

総合戦略の効果検証に際しましては、行政の中だけで行うのではなく、創生会議にも参画いただき、客観的な立場からご意見をいただければと考えております。

続いて、環境関係事業についてであります。5月31日の日曜日に行いました「町内一日清掃」は、大変多くの町民の皆様にご協力をいただき無事に実施することができました。

ポイ捨てごみや不法投棄物が回収され、町内の環境美化推進が図れたものと認識しております。

また、6月14日の日曜日には「栗山川周辺環境ボランティア」活動として、町民の皆様や各種団体のご参加をいただき、堤防の草刈り作業やポイ捨てごみの回収作業を予定しております。

今後も「栗山川」を初め、町内の環境美化を図るため、町民の皆様とともに協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、商工観光関係事業についてであります。産直交流施設事業につきましては、昨年度、検討委員会において協議を重ね、たくさんのご意見やご提言をいただき、基本調査報告書がまとまったところでございます。ご尽力いただきました委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

基本調査報告では、町内6カ所の候補地に対する比較評価の結果、整備候補地として、投資規模が他候補地に比べ少なく、集客施設の集積状況や交通の利便性、安全性など総合的にすぐれている「ふれあい坂田池公園」の北端部付近が最もふさわしい場所であると評価されました。

今後は、町民の皆様からご意見を伺う予定としております。

また、事業化に向け基本計画業務委託料に係る所要の補正予算を本議会に提案させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、プレミアム付き商品券発行事業につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、商工会の協力のもと販売準備を進めております。

販売につきましては、プレミアム分3,000円を含む1セット1万3,000円分の商品券を1万円販売し、販売数は1万4,000セットを予定しております。対象は町内の世帯で、一世帯当たり2セットまでの購入を限度としています。

また、平成9年4月2日以降に生まれた子供を3人以上養育されている保護者の方には、1万3,000円分の商品券を支給いたします。

販売日は7月5日、9日、12日で、町民会館と文化会館にて同時に販売を開始し、売り切れ次第終了となります。

この事業では、1億8,655万円の消費が見込まれますが、販売時には混雑が予想されますので、事故のないよう万全な安全体制をとるとともに、早期の消費喚起に努めてまいります。

次に、6月28日の日曜日に「海岸クリーン大作戦」として海岸清掃を予定しております。木戸浜海岸と屋形海岸は貴重な観光資源であり、海水浴シーズン前に町民の皆様、関係団体、そして、町内事業所にご参加いただけるよう呼びかけ、協働での環境美化推進に努め、来遊客が気持ちよく楽しんでいただけるようおもてなしの精神で取り組んでおりますので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、海水浴場の開設であります。両海岸の海流調査を4月から5月にかけて3回実施した結果、木戸浜海岸につきましては、浸食状況が若干改善している傾向にはありますが、波打ち際は急に深くなっており、海水浴場としては危険であるため、不相当との調査報告を

受けましたので、非常に残念ではありますが、開設を断念いたしました。

なお、屋形海岸につきましては7月18日の土曜日から8月23日の日曜日までの37日間、海水浴場を開設する予定としております。

続いて、福祉関係事業についてであります。昨年度に支給されました臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時福祉給付金につきましては、本年度も支給されることとなりましたので、8月からの申請受付開始に向け準備を進めております。

なお、給付費等に係る所要の補正予算を本議会に提案させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、健康診査事業についてであります。がん検診の推進として、昨年度に引き続き、子宮頸がん、乳がん検診の対象となりながらも受診されなかった方々に対するコール・リコールとしての個別勧奨を継続します。

また、平成27年度国のがん対策の総合的かつ計画的な推進により、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として子宮頸がん検診の20歳と、乳がん検診の40歳に対して無料クーポン券を発行し、検診の個別勧奨を実施するため、所要の補正予算を本議会に提案させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

続いて、東陽食肉センター関係事業についてであります。議員各位には、先月30日に開催しました平成27年度獣魂祭において、ご多忙の中ご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年流行を見せたPEDであります。本年5月末現在、沈静化に至っていない農場が県内11農場あるものの、新たな発生も少なく昨年と比較しますと落ちついてきているものと考えています。しかし、油断は禁物ですので、今後も昨年度と同様、衛生対策に力を入れていく所存であります。

以上、各会計の決算見込み並びに現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後とも、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成27年6月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白い表紙のものをごらんください。

議案第1号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてであります。本案は、千葉県の高齢心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱等の改正により、これまで償還払いにより助成していた高齢心身障害者（児）の医療費について、現物給付によっても可能にする等の制度改正が行われたことから、当町においても同様の制度とするため、横芝光町高齢心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 町道路線の認定及び廃止についてであります。本案は、町道改良事業及び道路機能の喪失による町道路線の見直し並びに町道路線番号の重複に伴い、町道路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第3号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、臨時福祉給付金給付事業のほか、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、産直交流施設事業、町誕生10周年記念事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ9,714万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,714万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第4号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、介護認定調査を行う臨時職員の採用に係る経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ144万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,444万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第5号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、臨時職員の採用や施設改修等に係る経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,778万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,798万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第6号ないし議案第8号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本案は、横芝光町固定資産評価審査委員会委員の伊藤弘行氏、富永芳道氏及び吉田信也氏の3名の任期が本年6月21日をもって満了となることから引き続き3名を委員として選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

次に、報告第1号 平成26年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてでございます。本件は、平成26年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）で繰越明許費を設定した南条小学校屋内運動場改築事業ほか4事業に係る繰越明許費繰越計算書について、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、ご承  
認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） それでは、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案報告、こちらのピンクのつづりの1ページをお願いいたします。

議案第1号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について。

横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり制定する。

平成27年6月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

重度心身障害者（児）医療費助成につきましては、身体障害者手帳、または療育手帳の最  
重度及び重度の判定を受けた方の医療費を、千葉県と町が2分の1ずつ負担する助成制度で  
ございます。

平成26年度の実績見込みでは、事業費が4,160万円程度、県補助金が2,080万円程度となる  
見込みです。なお、当町の対象者は約450名いらっしゃいます。

今回の改正案は、町長の提案理由にございましたように、千葉県が当該医療費給付費に係  
る補助金交付要綱等を改正したために、当町においても同様の改正をしようとするものでご  
ざいます。

それでは、改正内容につきまして、改正案の概要と新旧対照表でご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案関係資料、黄色のつづりになります。こちらの2ページをお願いいた  
します。

制度改正による変化を表にまとめたものでございます。

今回の改正案では、表の②支払方法、③窓口負担、④高齢者の取り扱いについての3点が  
主な改正点となります。

②の支払方法では、現行の償還払いを現物給付でも可能にしようとするもので、これが今回の改正の最大の目的となります。

同じ資料つづりの新旧対照表では、4ページの第5条第2項が該当条文となります。

現物給付化は役所での医療費還付申請手続が不要となりますので、対象となる皆さんから長年にわたり要望されていた課題でしたが、今回の改正により解決することとなります。

③の窓口負担では、対象者が町民税所得割課税世帯である場合は、通院1回、入院1日当たり、それぞれ300円を負担していただくとするものです。新旧対照表では、5ページの別表で規定をしております。

④の高齢者の取り扱いでは、ことしの8月1日以降に、65歳以上の方が新たに重度障害となった場合は、当該医療の対象外にしようとするものです。新旧対照表では、3ページの第3条第2項第1号が該当条文となります。

なお、65歳以前に当該医療の対象となっている方につきましては、65歳以降も継続して当該医療の対象となるものでございます。

恐れ入りますが、ピンクの議案報告つづりに戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

本改正案の施行期日は、附則で平成27年8月1日とするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第1号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第2号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、議案第2号の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらのほうのピンクの表紙の議案つづりの7ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号 町道路線の認定及び廃止について。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、及び廃止する。

平成27年6月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、町道改良事業及び道路機能の町道路線の見直し並びに町道路線番号の重複に伴い、このたび関係する路線について、道路法の規定により町道の認定及び廃止を

行うものでございます。

次の9ページをお願いいたします。

認定路線の整理番号1から4、6と7の計6路線、次の10ページでございますけれども、廃止路線の整理番号の1から4の計4路線につきましては、I-7号線の廃止、認定に係るものであります。

最初に、認定路線1と廃止路線1について説明をさせていただきます。

こちらのほうの黄色の表紙の議案関係資料つづりの箇所図6ページと14ページとなりますが、あわせてごらんいただきたいと思います。

これまでに富下地先から栗山川にかかる栗嶋橋を含む於幾地先までの区間560メートルが町道I-7号線、道路改良の第1期事業として整備したところであります。引き続き於幾地先から寺方の主要地方道横芝・下総線までの区間を第2期事業として、平成25年度より測量、詳細設計等を進めてまいりましたが、このたびルートや道路幅員等が決まったところであります。

今後、整備を進めていく上で、新たに路線認定が必要となりましたので、14ページになりますが、この箇所図のとおり、一旦これまでのI-7号線の全線を廃止いたしまして、6ページのほうでございますけれども、この箇所図のお示しのとおり、矢印の区間を従前と同じ路線番号I-7号線として、主要地方道横芝・下総線と一般県道横芝・山武線との交差点を起点とし、富下地先を終点とした区間で、延長1,732.4メートル、幅員は9.2から38メートルで、新たに認定させていただこうとするものであります。

次に、認定路線2と廃止路線2についても同様でございます。

箇所図は7と15ページになりますが、於幾地先のA206号線は廃止となるI-7号線に直線で接続することになりますので、一旦このA206号線の全線を廃止し、I-7号線で廃止される区間47メートルを加え、従前と同じA206号線として認定させていただこうとするものであります。延長は151.67メートル、幅員は5メートルであります。

次に、認定路線3と廃止路線3についても同様でございます。

箇所図では8と16ページになりますが、寺方地域のA211号線は、新たに認定されるI-7号線と一部重複しますが、一旦このA211号線の全線を廃止し、重複となる区間223.12メートルを除いた区間を、従前と同じA211号線として認定させていただこうとするものであります。延長は202.31メートル、幅員は4.5から10メートルであります。

次に、認定路線の4と廃止路線4も同様でございます。

箇所図では9と17ページになりますが、於幾地先のA244号線は廃止されるI-7号線に直線で接続しますので、一旦このA244号線の全線を廃止し、廃止される区間134.86メートルを加え、従前と同じA244号線として認定させていただこうとするものであります。延長は409.35メートル、幅員は3.4から3.8メートルであります。

次に、認定路線6のA346号線、認定路線7のA347号線であります。箇所図では11と12ページになります。

これまでのI-7号線は全線廃止されることから、箇所図では11ページになりますが、この区間についてはA346号線として、延長38.86メートル、幅員3.3から8.4メートルで、また箇所図では12ページとなります。同様にA347号線として延長492.97メートル、幅員4から6.5メートルをそれぞれ新たに認定させていただこうとするものであります。

次に、認定路線5と廃止路線5は関連がございますので、あわせて説明をさせていただきます。

箇所図は10と18ページになりますが、18ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

この図面では、移転前の横芝中学校が載っておりますが、A305号線において、浅間神社に接する区間は昭和35年横芝中学校開校時に合わせて、神社用地を一部利用してつくられたものであります。その後、中学校移転により用地提供の理由がなくなったとして、関係者より以前のような形態での回復が求められておりました。この区間は未舗装で幅員も1.65メートルと狭いため、歩行者や自転車程度の通行しかできず、さらに土地も未登記のような状況でありました。

このようなことと、付けかえとなる道路もすぐ近くに確保できるため、一旦全線を廃止し、箇所図の10ページをごらんいただきたいと思っておりますが、矢印で示した区間を従前と同じA305号線として認定させていただこうとするものであります。新たに認定する区間は旧中学校敷地内にある譲与を受けた法定外道路、いわゆる赤道を利用していくようなルートとなっております。延長は廃止前より6.32メートル長い167.7メートル、幅員は4から9.3メートルでございます。

次に、認定路線の8と廃止路線6も同様でございます。

箇所図では13と19ページになりますが、19ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

B245号線につきましては、一般県道横芝山武線の旧道として町に移管されましたので、平成23年5月10日に路線認定の議決をいただいたところでありました。その後、この路線番号は既に使われており、重複していることが判明したため、このB245号線を廃止し、箇所図

13ページをごらんいただきたいと思いますが、このように本来使用すべきだった路線番号のB247号線として、新たに認定させていただこうとするものであります。延長は163.6メートル、幅員は6.5から7.1メートルと従前と全く同じでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

（午前10時47分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

議案第3号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第3号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊、補正予算書をお手元にご用意願います。

補正予算書の1ページをごらんください。

平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,714万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ107億7,714万9,000円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものであります。

2ページ及び3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。産直交流施設基本計画策定業務委託は、平成26年度に策定いたしました産直交流施設基本構想を踏まえ、施設の設置に向けた基本計画を策

定すべく、平成27年度から平成28年度までの期間、限度額721万5,000円で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

5ページから7ページは事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、14款は国庫支出金であります。2項1目総務費国庫補助金は、番号法施行に伴う社会保障・税番号制度関連電算システムの設計改修経費に係る国庫補助金で、総務省所管の住民基本台帳・税務・宛名に係るシステム、及び厚生労働省所管の福祉、国保、介護保険、健康管理、国民年金等に係るシステム整備費補助金863万4,000円の計上であります。

2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金は、平成26年度に引き続き、住民税非課税者を対象に支給される臨時福祉給付金に要する経費として4,831万9,000円を、2節児童福祉費補助金につきましても、平成26年度に引き続き、児童手当受給者を対象に支給される子育て世帯臨時特例給付金に要する経費として1,040万5,000円をそれぞれ計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金は、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業の追加分といたしまして、疾病予防対策事業費等補助金2万5,000円を追加計上するものであります。

続く15款は県支出金であります。

2項1目総務費県補助金は、航空機騒音準谷間地区において実施する町住宅防音工事業に係る県補助金81万2,000円で、4目農林水産業費県補助金は、稲ホールクroppサイレージの収穫拡大及び専用品種取り組みのための機械設備に対する飼料生産拡大整備支援事業補助金641万5,000円のほか、地域ぐるみで行う農地、水路等の保全活動に対する多面的機能支払交付金について、新たに2つの地区が加わることに伴い、347万4,000円が追加交付されるものであります。

続きまして、18款2項7目地域振興基金繰入金は、町誕生10周年記念事業に係る本年度実施分の経費に充当するため、地域振興基金から75万2,000円を繰り入れるものでございます。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源手当てといたしまして前年度繰越金1,831万3,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

2 款は総務費であります。1 項 1 目一般管理費は、入札による額の確定に伴う庁舎警備員業務委託料98万9,000円の減額であります。

続きまして 8 目企画費は、町誕生10周年記念事業でございます。平成28年 3 月27日に誕生から10周年を迎えます横芝光町の誕生10周年記念事業を平成28年度に実施するに当たり、準備期間でございます本年度実施分として措置したものであります。

ページ右側の説明欄をごらん願います。

8 節報償費では、一般公募いたします町 P R キャッチフレーズの賞金に 3 万円、11 節需用費では、10 周年記念の冠名を付して実施する事業で使用するのぼり旗等の制作費に 8 万 9,000 円、町民提案事業及びキャッチフレーズ募集用のチラシ、ポスター等の作成費に 37 万 3,000 円、13 節委託料では10周年記念の P R に活用するシンボルマークの作成委託料に 26 万円、事業全体では75万2,000円を、歳入でも申し上げましたとおり、地域振興基金を財源として計上するものでございます。

11 目空港対策費650万円は、航空機騒音の準谷間地区であります谷台、於幾地区で施工する住宅防音工事の認定申請の追加があったことから、制度に基づく補助金について不足分を計上するものであります。

12 目情報管理費は、電算システム改修委託料で、本年 8 月から現物給付化される重度心身障害者（児）の医療費助成に係る改修経費のほか、番号法の施行に伴いまして、番号制度との連携対応を図るため、児童福祉、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、健康管理、国民年金の各システムの改修や本稼働に向けた運用試験等を行うために820万8,000円を計上するものであります。

続きまして、3 款は民生費であります。1 項 1 目社会福祉総務費は、臨時福祉給付金給付事業で、10 ページにかけまして、平成26年度に引き続き、住民税非課税者を対象に、1 人 6,000 円が支給されます臨時福祉給付金に要する経費4,847万1,000円につきまして、26 年度事業の不用額返還金を除いて、全額国庫負担により計上するものであります。

2 目老人福祉費は、非常勤職員の賃金に係る介護保険特別会計への繰出金144万2,000円あります。

2 項 1 目児童福祉総務費は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業で、先ほどの臨時福祉給付金給付事業と同じく、平成26年度に引き続き、子育て世帯への支援措置として、児童手当受給者を対象に、1 人3,000円が支給されます子育て世帯臨時特例給付金に要する経費1,050

万7,000円を計上するもので、臨時福祉給付金と同じく、26年度事業の不用額返還金を除きまして、全額が国庫補助によるものでございます。

次の4目保育所費は、保育士の産休、育休期間中の代替職員に係る業務委託料235万9,000円であります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

4款は衛生費であります。1項4目健康増進対策費5万3,000円は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、受診率向上のためのクーポン券や、検診手帳の送付等に係る経費を計上するものであります。

続きまして、5款は農林水産業費で、1項4目畜産振興費は飼料生産拡大整備支援事業で、転作作物である稲ホールクロップサイレージの収穫拡大を図るため、専用品種への切りかえに必要となる機械整備を行う町ホールクロップサイレージ推進組合に対し、全額県費により、事業補助金641万5,000円を計上するものであります。

5目農地費は、地域ぐるみで実施する農地、水路等の保全活動に対する多面的機能支払交付金について、本年度から新たに北清水、木戸台の2地区が加わることにより463万3,000円を追加計上するものであります。

次に、6款商工費の1項2目観光費は、先ほど第2表債務負担行為でもご説明いたしましたとおり、産直交流施設を検討するに当たり、平成26年度に作成いたしました基本構想を踏まえ、専門コンサルタントによる基本調査を実施するための本年度分業務委託料413万7,000円を計上するものであります。

9款教育費に入りまして、2項1目学校管理費は、小学校施設維持管理事業で、上堺、大総両小学校の屋内運動場つり下げ式バスケットゴールについて、ワイヤー断線や老朽化による危険防止のための改修、白浜小学校配膳室床の腐食改修及び東陽小学校校舎内のシーリング材液状化改修等の諸工事を早急を実施するため377万7,000円を計上するほか、白浜小学校管理事業では、急施を要するため予備費で対応いたしました備品購入費を減額するものであります。

12ページをお願いいたします。

6項2目体育施設費では、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業で、光B&G海洋センタープールの地下タンク改修工事及び給湯配管修繕工事費79万1,000円の計上、横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業では、野球場バックネット裏本部室の雨漏り防止及び放送機器の修繕料として17万5,000円を計上するものであります。

3目学校給食費は、学校給食センター施設維持管理事業で、給食用米飯盛りつけ機の修繕料22万2,000円であります。

続きまして、13ページ及び14ページは給与費明細書ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

15ページは本補正予算において追加いたしました債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

第2表でご説明いたしました産直交流施設基本計画策定業務委託の平成27年度から平成28年度の支出予定額は721万5,000円でございます。

以上で議案第3号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 続いて、議案第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） それでは、議案第4号について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、介護保険特別会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

議案第4号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,444万2,000円とする。

平成27年6月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

介護保険特別会計の補正予算でございますが、町長の提案理由にございましたように、介護認定調査を行っている職員が、今月17日から産休及び育児休暇を取得する予定となっております。このため、来年の3月31日まで介護認定調査を行う臨時職員を雇用する必要があり、その経費を確保するための補正予算でございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

歳入は、8款1項3目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金で144万2,000円を計上するものでございます。今回の補正財源は全て一般会計からの繰入金となります。

7ページをお願いします。

歳出は、1款3項2目認定調査等費、7節賃金で、臨時職員の賃金144万2,000円を計上す

るものです。臨時職員の雇用内容でございますが、社会福祉士や介護福祉士、看護師等の有資格者で、雇用期間は平成27年6月1日から平成28年3月31日まで、勤務時間は午前9時から午後4時までの実働6時間、時給は近隣市を参考といたしまして1,161円としております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第5号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、別冊になっております議案第5号、予算書の1ページをごらんください。

議案第5号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,778万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,798万3,000円とするものであります。

6ページをごらんください。

まず歳入であります。4款1項1目繰越金ですが、歳出補正予算に伴う財源調整として635万5,000円を増額し、2,546万1,000円とするものであります。

6款2項1目財政調整基金繰入金は、ボイラー機器入れかえ工事費等に伴う繰り入れとして2,142万8,000円を増額し、4,142万8,000円とするものです。

次に歳出でございますが、7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費551万4,000円を増額補正であります。これは2名の臨時職員及び人材派遣職員1名分を4節共済費、7節賃金、13節委託料で調整したものでございます。

2款1項1目施設管理費195万9,000円を増額補正であります。

11節のうち消耗品は消防設備点検による消火器の補充に9万6,000円、修繕料は小型動物機械の交換修理に166万4,000円、12節のうち手数料は消火器の廃棄用リサイクルシールに5,000円、18節備品購入費では、消防設備点検による消防ホース等の購入に19万4,000円を増額補正いたしました。

2款1項2目施設整備費でございます。2,031万円の増額補正であります。

13節委託料は、ボイラー機器入れかえ工事に係る設計委託料として54万6,000円、15節工事請負費の内訳として、汚水処理に支障を来しているため、浄化槽施設修繕工事に712万

8,000円、経年劣化が著しい蒸気ボイラー機器入れかえ工事として1,263万6,000円を計上いたしました。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第6号ないし議案第8号について、総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私からは議案第6号、7号、8号についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、このピンクの議案つづり11ページ以降をごらんいただきたいと存じます。

本3議案につきましては、先ほど町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、横芝光町固定資産評価審査委員会委員の伊藤弘行氏、富永芳道氏、吉田信也氏の3名が、その任期が本年6月21日をもって満了することから、引き続き3名の方を委員として選任したく、提案するものでございます。

それでは、議案つづりの11ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第6号、住所につきましては、横芝光町中台1076番地2、伊藤弘行氏、68歳を選任しようとするものでございます。伊藤氏は、文化財審議委員や消防団長等を歴任され、行政各般にわたり、幅広い見識をお持ちの方でございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、議案第7号は、横芝光町横芝995番地44、富永芳道氏、65歳を選任しようとするものでございます。富永氏は、司法書士として司法書士事務所を開設され、不動産登記等に精通された方でございます。

最後に15ページ。

議案第8号は、横芝光町木戸10546番地2、吉田信也氏、55歳を選任しようとするものでございます。吉田氏は、宅地建物取扱主任者を取得され、固定資産に関する高い知識をお持ちの方でございます。

以上のとおり、3名の方々は、固定資産評価審査委員会委員として、それぞれすぐれた識見をお持ちの方であり、その実績からも適任と思われまますので、よろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 報告第1号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、ピンク色のこの議案つづり、一番最後のページになります。17ページをお開き願います。

報告第1号 平成26年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越したことを報告します。

この報告第1号の一般会計繰越明許費の内容であります。ごらんいただきましたように、全部で5つの事業でございます。

初めに、2款1項総務管理費の地方創生先行事業1,700万円は、昨年度に国の補正予算により、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設され、これを利用して横芝光町人口ビジョン及び「まち・ひと・しごと総合戦略」の策定や、地方創生に資するためのご当地アプリ開発等を行うものであります。

次の6款1項商工費の地方創生商品券発行事業5,782万6,000円につきましても、国の補正予算により交付金を活用いたしまして、消費喚起のための緊急経済対策としてプレミアム付き商品券発行に係る補助金交付事業を実施するものであります。

これら2つの事業とも、平成27年度に執行すべく交付金が交付されたため、年度内に事業が完了できなかったことから、それぞれの金額を繰り越したものであります。

7款2項道路橋りょう費は、北清水、木戸地先の町道I-14号線道路改良事業に係るものでありまして、用地交渉の難航により、所有権移転登記及び改良工事が年度内に完了できなかったことから、3,057万2,000円を繰り越したものであります。

同款4項都市計画費は駅前広場整備事業で、関連する県事業の道路改良工事の遅延並びに補償物件撤去工事及び電柱移設に不測の日数を要したことから、年度内に事業が完了できず、7,328万7,000円を繰り越したものであります。

最後に、9款2項小学校費の南条小学校屋内運動場改築事業については、国の補正予算による追加事業採択の内示を受けたもので、平成26年度の3月補正予算により計上したことから、年度内に事業完了ができず、4億7,269万2,000円を繰り越したものであります。

これら5つの事業に係る繰越明許費の総額は6億5,137万7,000円でございます。

以上、平成26年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告とさせていただきます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 報告第1号 平成26年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告については、ただいま説明のとおりですのでご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時ちょうどといたします。

（午前11時36分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

---

#### ◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、これより一般質問を行います。

---

#### ◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

宮菌博香議員。

〔3番議員 宮菌博香君登壇〕

○3番（宮菌博香君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、先輩議員並びに同僚議員いる中でありますが、議席番号3番、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は、先の町議会議員選挙で、大勢の良識ある皆様のご支援をいただき初当選をさせていただきました。今、この席に立ちますと、責任の重さにご支援いただきました皆様の期待の大きさを改めて感じる次第であります。私は、ご支援いただきました皆様同様、現在の横芝光町は地域間競争の時代の中、元気がなく将来に不安が残るような状況に見えます。といたしますのは、佐藤町長頑張っていると思いますが、横芝光町という組織が十分に機能していないように感じられるからであります。

さて、私は、先の選挙戦では、キャッチコピーを真のふるさとを築こうと声を大にして有権者の皆様に呼びかけました。

具体的には、1点目として、若者が定住できるように雇用の場の確保を図るということで

あります。

2点目として、基幹産業である農業を初めとする産業の活性化を図るということであり  
ます。

3点目として、超高齢社会に対応した高齢者保健福祉対策の充実を図るということであり  
ます。

4点目として、子ども・子育て支援の充実を図るということであります。

今申し上げましたことを踏まえ、今回は、大綱4点につきまして一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としまして、町長の政治姿勢についてであります。

横芝光町は平成18年3月に誕生し9年が経過しましたが、そのうちの約7年を佐藤町長が  
かじ取りをしているわけであります。

今、町は職員一人一人については単年度ごとに人事考課を実施しています。そこで最終考  
課者である佐藤町長は、自分が担当した7年間の自分自身をどのように評価しているのかお  
聞かせください。

また、今年度は佐藤町長2期目の最後の年を迎えていることから、2期目の総仕上げをど  
のように考えているのか、具体的な考え方についてお尋ねをいたします。

大綱2点目としまして、人事についてであります。

人事は町長の持っている最高の特権と言われますが、その特権がうまく使われていないこ  
とから職員が一枚岩になっていないと私は思っております。職員の定期人事異動は組織の活  
性化を図ることと、職員一人一人の資質の向上を図ることを目的に行うものであります。し  
かしながら現在の人事異動の状況を見ると、何を根拠に行っているのか、若手職員の中長期  
的考え方等何も見えてきません。それらを踏まえ、定期人事異動の基本的な考え方について  
お尋ねするものであります。

大綱3点目としまして、主要道路の整備についてであります。

粟嶋橋と清長大橋については合併時に町の中央を流れる我が母なる栗山川に橋をかけ、両  
地域の利便性と人的交流を図るということから合併の主要事業として実施されたもので、粟  
嶋橋については平成25年5月15日に供用開始となり、清長大橋についても平成26年4月30日  
に完成いたしました。

しかしながらいまだに、粟嶋橋の横芝側の取り付け道路が整備されておられません。また、  
清長大橋についても光側の取り付け道路が整備されておられません。さらに、千葉県の事業で

あります主要地方道横芝下総線バイパスについても昭和63年度から着工しているもののいまだに供用開始されておりません。このようなことでは、行政の計画のずさんさが浮き彫りになり、町民との信頼関係を築くことは難しい状況にあります。そこで、総力を挙げいずれにしても早急に対応する必要があると思いますが、今一度、進捗状況と完成時期についてお尋ねするものであります。

大綱4点目としまして、地域包括ケアシステムについてであります。今年度から第6期介護保険事業計画がスタートするわけでありましたが、団塊の世代が全て65歳以上となり、まさしく超高齢社会となります。長域化する高齢期をどのように過ごすかは高齢者にとって重要な課題であり、高齢者が地域で生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくことは、町にとっても重要な課題であり、地域の活力を維持・増進していく上でも重要と考えられます。

つきましては、介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行と、生活支援サービスの体制整備に努め、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される横芝光町版地域包括ケアシステムを早急に構築する必要があります。またその際には、東陽病院との連携が不可欠だと思われまます。

それらを踏まえ、どのように横芝光町版地域包括ケアシステムを構築していくのか、町当局の具体的な考え方についてお尋ねするものであります。

以上をもちまして、檀上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明確なご答弁をお願い申し上げます。

〔3番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、宮菌博香議員のご質問にお答えさせていただきます。なお、私からは、町長の姿勢について、人事について及び地域包括ケアシステムについてお答えをし、その他のご質問につきましては、都市建設課長から答弁させますのでよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、7年間の自分自身の評価はどのくらいかとのご質問でございますが、横芝光町初代町長として行政運営のかじ取りをさせていただき、1期目は合併前の旧二町が培ってきた長い歴史と伝統を受け継ぎ、地域の特性を生かした新しい横芝光町を創造するため、「未来を創る住民の視点で」を信条に取り組んでまいりました。

主な実績といたしましては、当時公約として掲げさせていただきました県内初の小学校6年生までの医療費の完全無料化やJR総武本線の下り最終電車を成東駅どまりから横芝駅まで延長することができました。そして、町民の皆様の利便性の向上を図るため、ショッピングセンターサビア横芝内に休日においても住民票や印鑑証明など各種証明書類の交付ができる、町民サービスセンターを開設いたしました。

また、2期目の町長就任当時、極めて大きな問題となっていました光中学校北側の旧ひかり食品跡地での微量PCB廃棄物処理施設問題につきましては、断固反対を公約に掲げ、議会や地域住民の皆様と協働して取り組み解決することができました。

このほかさらなる子育て支援策として高校3年生までの医療費の無料化を段階的に拡充し、また、交通の利便性の向上を図るため、循環バスとデマンド乗合タクシーを合わせた公共交通システムの導入並びに横芝駅前広場の整備を進めることができました。

そして、東日本大震災で津波による被害が発生したことから、津波避難対策として海岸部の津波一時避難施設への屋上へ避難するための外階段や立会地先に約100人が収容できる津波避難タワーを設置したところでもございます。

一方財政面では、合併当初新町建設計画に即した中期財政計画において、合併後4年目の平成22年度には枯渇すると予想されていた旧二町にあった財政調整基金、合計約5億7,000万円を平成26年度末残高で約24億6,000万円余りまで積み増し、比較的安定した財政基盤を築くことができたと考えております。

総合計画の基本構想に掲げた町の将来像でもございます「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」の実現には、まだまだ課題も山積しておりますが、健全財政を堅持しつつ、町民の幸せと町の発展のため、議会を初め町民の皆様方と対話を重ね、ご理解とご協力をいただきながらおおむね公約に掲げた施策を実施することができたものと考えております。

続いて、2期目の総仕上げはどのように考えているのか、具体的な考え方についてとのご質問でございますが、本年度は2期目の最終年度であり、人口減少や少子高齢化の進行が極めて深刻な問題となっております。その対策として地方創生は地方自治体が生き残るため、最重要課題であると認識しております。

本議会冒頭の政務報告の中でも申し述べさせていただきましたが、現在、我が町創生のため、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定すべく、庁内一丸となり全力を挙げて取り組んでいるところでございます。中でも、地域経済の活性化、雇用の創出、町内製品の

販路拡大、そして、町の魅力を発信することが創生の大きな要因となるものと思いますので、これらの拠点となる産直交流施設をその大きな柱として整備を進め、横芝光町創生の礎を築いてまいりたいと考えております。

次に、人事異動に関するご質問にお答えします。

ご存じように毎年4月1日付で定期人事異動を行っております。これは、年度末退職者と新規採用者が生じる時期に、適材適所の配置を行って職員の能力の活用と意欲の向上を図り、同時に組織力を高めることを目的として行っております。

具体的には、毎年度人事異動に関する方針を策定し、それに基づいて職員の適性や職員自身の希望など、職員側の事情とその課の職員構成や重要課題などの組織の側の事情を考慮しながら検討を重ねて行っております。

次に、地域包括ケアシステムについてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に切れ間なく提供する支援体制のことで、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに保険者である市町村が地域の特性に応じてつくり上げていくこととなっております。

また、国はこの地域包括ケアシステムを推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法令の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保法を制定し、関係法が段階的に施行されることになっております。市町村においては、今後、医療と介護の連携強化、認知症対策の推進、地域ケア会議の推進、見守りや配食、買い物といった生活支援サービスの推進、健康寿命を延ばすための介護予防の推進等をしていかなければなりません。中でも、高齢者やその家族が安心して地域で過ごせるようにするための在宅医療の推進と医療・介護の連携は特に重要であり、地域包括ケアシステムの要であると認識しているところでございます。

そこで当町での現状であります。昨年度は町内の医師・歯科医師を対象に、医療と介護の連携、認知症に関するアンケート調査を実施したほか、町内の医師を講師に迎え、介護サービス事業者を対象とした認知症に関する研修を実施し、医療との連携に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、認知症施策についても認知症の早期診断、早期対応するため、認知症初期集中支援チームの設置に向けた調整を進めているほか、介護予防・日常生活支援総合事業についても平成29年4月から実施を予定しているところでございます。

また、東陽病院の連携についてでございますが、東陽病院は地域医療の中心であり、当町の在宅医療の体制を構築する上でも、また、地域包括ケアシステムを構築する上でも核となる機関の一つであると考えております。とはいいまして、東陽病院だけで支えられるものではございません。地域の診療所と積極的かつ緊密に連携を図っていかなければならないと考えているところでございます。

昨年末、町内の医師を対象に、医療と介護の連携・認知症に関するアンケート調査をさせていただきましたが、多くの先生方から町立病院との連携、行政との連携が必要との回答をいただいているところでもございますので、医師会、歯科医師会のご理解とご協力を得ながら、医療との連携を進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、疾病を抱えて在宅生活を続けられるようにするためには、医療と介護の連携体制の構築が重要でありますので、今後、当町の在宅医療体制と地域包括ケアシステムの構築について東陽病院も含め、関係機関と積極的に検討・協議をしてまいりたいと存じます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからは、宮菌議員ご質問の大綱3点目、主要道路の整備についての栗嶋橋の横芝側取り付け道路と清長大橋の光側取り付け道路の進捗状況と完成時期についてお答えをいたします。

初めに、栗嶋橋取り付け道路としましては町道Ⅰ－7号線、道路改良事業になりますが、於幾地先から大総のライスセンター脇をとおり、寺方の県道横芝下総線、横芝山武線との交差点までの延長1,170メートルを第2期事業として総事業費約5億円で平成25年度から整備を進めているところであります。

進捗状況であります。これまでの測量調査、詳細設計等によりまして、ルート、道路幅員等が決まったところでございますので、この6月議会に路線認定をお願いしたものであります。本年度からは於幾の終点側から用地買収に着手いたしますが、整備効果の高い道路の一つでもありますので、早期完成を目指し、事業推進に努めてまいります。

次に、清長大橋取り付け道路としましては、町道Ⅰ－14号線道路改良事業になりますが、北清水地先の清水の里から栗山川を渡り、県道横芝停車場白浜線の交差点先までの延長

1,180メートルを第1期事業として総事業費約16億円で整備を進めております。

進捗状況といたしましては、27年5月末の進捗率は事業費ベースで70%、用地取得は面積ベースで97%になりました。用地の残りは地権者5名、10筆、約412平方メートルになります。

清長大橋は既に照明施設を除き完成しましたので、それ以外の取りつけ道路につきましても早期完成に向け、引き続き未買収地の取得に努めるとともに、本年度からは暫定供用も視野に入れた本格的な整備工事を実施する予定であります。

次に、主要地方道横芝下総線バイパスの完成時期についてであります。横芝下総線バイパスは国道126号から大総新道までの延長1,100メートルに道路を新設するもので、千葉県山武土木事務所において昭和63年度から県単道路改良事業として進められており、これまで本町住宅区間400メートルがおおむね完成し、一部を供用しているところであります。さらに平成24年9月には農地区間700メートルにおいて暫定形とした歩道の整備がされたところであります。

現在残っております事業用地1件2筆、約590平方メートルの取得に向け、地権者に対して粘り強く交渉を続けていくと伺っております。

町としましても、このバイパスは横芝地域における大変重要な幹線道路でありますので、引き続き千葉県と協力しながら早期完成に努めてまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） ただいま、町長並びに都市建設課長には、簡潔で明確なお答弁をいただきありがとうございます。

それでは、町長の政治姿勢についての7年間の自分自身の評価について、どのくらいかについて再度質問をさせていただきます。

佐藤町長申してくださいましたように、JR総武本線の下り最終電車の横芝駅までの延長、合併当初における住民の利便を図るための町民サービスセンターの開設、津波一時避難施設屋上への外階段の設置、デマンド交通システムの導入など、数多く評価できる事業もございます。

また、当町の財政力指数は平成25年度は0.49であり財政が許す範囲での医療費の無料化などある程度の扶助費の上乗せは考えるものの、千葉県一位を目指す必要はないと思っております。

次に、P C B処理施設問題につきましては、普通の考えであれば誰が担当しても現在の結果になったものと私は思います。ただ、あの問題については、佐藤町長2期目の出馬に当たっての選挙の材料に使っただけのようにしか今でも思いません。

また、立会地先に設置した津波避難タワーについては、今後の維持費が心配されます。

改めて町長のお考えをお尋ねすると同時に、自分自身に点数をつけるとしたら100点満点とした場合、何点つけられるのか再度お伺いをいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 評価というものは、他人様にさせていただくということでございまして、私のほうから何点ということは差し控えさせていただきたいと存じます。

また、やってきた事業については、もう、まず公約を初め、誠心誠意それをなし遂げるために職員とスクラムを組んで真剣に取り組んだ結果でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） まさに今、町長、自分の評価は自分ではつけられない、他人が評価する、まさに私もそのとおりだと思います。したがって、他人に十分評価されるように今後も頑張っていたきたいと思います。

それでは次に、2期目の総仕上げはどのように考えているのか、具体的な考え方について再度質問をさせていただきます。

まさに、佐藤町長言われましたように、人口減少や少子高齢化の進行は極めて深刻な問題であるので、当町が生き残るために地方創生に取り組むということですが、まさにそのとおりだと思いますので頑張っていたきたいと思います。

しかしながらその柱、そういうものが産直施設云々というよりも、私は、冒頭申し上げましたように、若者が定住できる雇用の場の確保、基幹産業である農業を初めとする産業の活性化、超高齢社会に対応した高齢者保健福祉対策の充実、子ども・子育て支援の充実などを図るほうが先決だと思いますが、改めて町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 全くそのとおりでございますけれども、その中でやっぱり産直交流施設というのは、先ほども申し上げましたとおり、今、宮菌議員おっしゃっている雇用の場でもございますし、町をPRし、それがまた若者の定住にもつながるかもしれません。その部分を総合的にやっていくことによって、横芝光町の創生がかなうものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） はい、ありがとうございました。

それでは、一部、町長も私の言ったことを考えていただけるということであるんですけども、いずれにしましても、産直交流施設については現段階で煮詰まったものではないと私は思っております。また、当町で行わなければならないものの優先順位としても、それほど高いものではないのかなというふうに思っております。いずれにしましても、この件につきましては、改めて、今やっていますと時間がないので、議案審議のときに再度質問をさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして、人事について質問させていただきます。

先ほど、町長の説明の中で、毎年度人事異動に関する方針を策定し、それに基づいて行っているということですが、人事は、先ほど申し上げましたように、町長の持っている最高の特権であり、その特権がうまく使われていないことから、職員間で不平不満が生じ一枚岩になっていないと私は思っております。

具体的に何点か申し上げますと、田鍋理事いる中で非常に失礼かもしれませんが、現体制の中で理事職は必要あるのか。また、新たに課長職に昇任した職員でも持ち上がりの職員もいますが、全く経験のない課に配属された職員もいます。さらに、課長職に就任しても1年で違うセクションに異動になってみたり、そういうものを踏まえると全く根拠がわかりません。

また、若手職員には、ある程度のセクションを計画的に経験させたほうが将来のためになると思いますが、一つ前にいた課に逆戻りといったようなケースも多く見受けられます。さらに、女性職員の登用については男女平等という観点に立てば当然のことではありますが、明確な理由がつくようにしておかなければならないと思っております。

ただいま申し上げましたことを踏まえ、改めて町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 理事職の問題につきましては、やはり課長職の中で、リーダーシップのイニシアチブをとれる人がいるのもふさわしいというふうに考えて、そういう形になりました。

また、経験がなかったり、持ち上がりでその課長になったという部分でございますけれども、現実問題、その限られた人事資源の中から、やはり枠をいっぱいにしてその中で一番有効か

つ合理的な人事構成をつくるという大きな大命題がございます。それに合わせて粛々に行った結果でございます。

また、若手の職員の計画的な配置につきましては、特に若手については、いろいろな部分を経験させてもらおうと、その中で改めてその人のお一人お一人の中で、その潜在的なスキルが出せるような方向の中で進めさせていただいているところでございます。

女性職員の登用の問題でございますけれども、私は、その女性職員、たまたま今議会の答弁者側のほうに女性職員がいないのはいささか寂しい気もしないでもないです。しかしながら、昨年度までは一人おりましたし、その中で今後も、職員一人一人の男女にとらわれることなく、その人のやる気とスキルでこれからも職員の人事を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） ありがとうございます。

それでは、改めて質問させていただきます。

私、余り強く言い過ぎなのかもしれませんが、人事というものは、誰が行っても100%不平不満がないということはありませんが、職員を一枚岩にするように考えるのであれば、もう少しきめ細かく行う必要があると私は思っております。

それと、一生懸命頑張っている職員であれば、ある程度の年齢になれば、ある程度の役職につきたいという考えもあると思われまますので、今後は、副課長制度や各班の主任制度を導入するのも組織を活性化する方法だと思えます。

ただいま申し上げましたことを少しでもお酌み取りいただき、今後の人事の参考にしていただければと思うわけでありますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 参考にさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは続きまして、主要道路の整備についてであります。都市建設課長から詳細な説明をいただきありがとうございます。

私が、佐藤町長に言いたかったのは、粟嶋橋は平成25年5月15日に供用開始になっていますが、今ごろになって測量調査、詳細設計等によりルートや道路幅員等が決まったとか、清

長大橋についても平成26年4月30日に完成しているのに、未買収用地の取得に努めるとか、今年度から本格的な整備工事を実施する予定であるということですが、今ごろこのような説明がなされること自体、おかしいと思っております。

さらに、主要地方道横芝下総線バイパスにつきましても、用地買収でかなり難航しており、千葉県事業とはいえ昭和63年度から着工しているものの、いまだに供用開始になりません。いずれの路線につきましても、主要道でありますので、佐藤町長には、早急に対応していただき住民の利便性を図ることと、住民との信頼関係が築き上げられるように最善の努力をしていただきたいとお願いするものでありますが、佐藤町長の決意について改めてお伺いするものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 長塚、北清水橋またその取り付け道路については、住民の皆様にも多くご理解を賜ることができて、おくれてしまったのは、これはもう否めませんが、今年度中には来年の1月いっぱい工期として工事の発注を近々にするところ、入札を行うことを近々にするようになっており、年度中には、本年度中には供用を開始できるというように、今、都市建設課長並びに都市建設課職員に強く指示をしたところでございます。

そうした中で、やはり町民の皆さんの協力をいただくということが、何よりも事業執行する上で一番肝要な部分で、宮菌議員がおっしゃるとおりでございますので、今後とも、それに努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今、佐藤町長から一生懸命頑張って早く供用開始になるようにするということですが、まさに、町民との信頼関係が築き上げられますように最善の努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、地域包括ケアシステムについてであります。在宅医療体制の構築、地域包括ケアシステムの構築については、東陽病院を含め、関係機関と検討及び協議をするという回答をいただきましたが、具体的に進めるに当たり、参考までに試案を述べさせていただきます。2回目の質問とさせていただきます。

現在、町内に入院のできる施設は東陽病院しかありません。過去3年間の東陽病院の病床利用率は平成24年度41.8%、平成25年度56.1%、平成26年度57.5%という状況であります。また、過去3年間に一般会計から東陽病院へ繰り出した額は、平成24年度6億3,827万

9,000円、平成25年度5億3,480万8,000円、平成26年度5億956万8,000円となっております。

そこで、医師、主任介護支援専門員及び看護師で組織する（仮称）訪問看護ステーションを東陽病院の中に設置し、町内開業医、歯科医、介護サービス事業所及び社会福祉協議会で担当しているボランティアルームと連携を図りながら進めていくことが考えられます。そして皆で情報を共有し、（仮称）訪問看護ステーションの看護師が中心となり在宅看護を行い、医師の判断を必要とする場合には、かかりつけ医に連絡をし、医師が判断して入院が必要になった場合は、東陽病院で受け入れ、患者が安定期になったら自宅に戻すという方法が考えられます。

また、自宅に戻った場合は、ボランティアルームと連携し、見守りの強化を図っていかなければならないものと思っております。

以上のような取り組みを行うことによりまして、東陽病院の病床利用率の向上と平均在院日数も短くなることが予想され、東陽病院の利用収入の増額も見込まれるものと思っておりますが、町長の見解をお伺いするものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくそれが地域包括支援システムの最上級グレードに当たるものだと思いますので検討して、東陽病院の経営状況ですね、今、先ほど政務報告でも申し上げさせていただきましたが、右肩上がりによくなっている状況の中で、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） ただいま佐藤町長におかれましては、横芝光町版包括ケアシステムについては、今、私が述べた案等で参考にしていただけるということなので、ぜひ頑張りたいと思います。

また1点申し添えさせていただきたいわけでありますが、ただいま私が提案させていただきました組織を設置することにより、認知症施策の一翼を担うことにもなり、山武郡市医師会の協力をいただけるものでありますので、参考にしていただければと思います。

その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど宮菌議員がおっしゃっていましたがけれども、やっぱり情報の共有というものは、非常に肝要になる部分になるかと思っておりますし、先ほど、壇上からの答弁で

申し上げましたが、町内の開業医の先生方、歯科医師の先生方とも今後とも協議を重ねていって、よりよいシステムを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） いい答弁をいただきましてありがとうございます。

いずれにしても、先に手がけることによって山武郡市医師会のほうの協力をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の持ち時間は1時間ありますが、町当局のほうから簡潔・明快な答弁をいただきましたものから、私の質問は以上で終わりにさせていただきたいと思ひます。

また、佐藤町長におかれましては、私の思ひを少しでも感じとっていただき、今後の行財政運営に生かしていただくことを切にお願ひ申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時といたします。

（午後 1時42分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

---

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） それでは、議長のお許しをいただきましたので議席番号8番、森川忠が通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。

質問は大綱3点です。

それぞれ行政関係、企画財政関係、社会文化関係についてお伺ひいたします。

執行部の皆様には、明瞭かつ簡潔な答弁をお伺ひいたします。

最初に行政関係では、ICT化の推進についてお伺ひいたします。ことし10月から始まる

マイナンバー制度を初め、今後ICT化の推進は避けては通れないと認識しております。そのような中、当町のICT化推進の計画があればお示してください。

続いてデジタル化が進む中、ペーパーレス化の必要を感じておりますが、その必要性についての認識についてお伺いいたします。

さらには近年、Wi-Fiフリー化つまりWi-Fiの無線の自由化ですね。それは観光を初め、重要なファクターではないかと考えております。そこで当町でも早期の環境整備が必要と考えておりますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

次に、当町の定住促進策についてお伺いいたします。

このことは昨年来何度か出ている、いろんな方から出ておる質問ですが、重要と思いますので伺いたいと思います。

昨年5月日本創成会議から2040年の20～30代の女性の減少率予想が数字で示されました。言うに及ばず、人口減少を示唆しているものであります。このことに対して定住促進策、特に若い方が我が横芝光町にいかに住み続けてもらうかが重要と考えます。現実として、若者の人口は全国で減少しておりますので、ある意味、取り合いの競争とも言えます。県内では特に、県南県東地域の減少予想が大きく、そんな中、77.3%の減少予想が示された栄町、そちらでは大胆な施策を展開されております。ほかにも房総地区ですが睦沢町等でも将来人口を危惧した定住促進策で町のPRをされています。それら県内各自治体の施策の認識と当町の今後のあり方について、どのような計画等があるのかお伺いいたします。

続いて、企画財政関係では、ふるさと納税制度についてお伺いいたします。

この制度は、本年1月1日から適用する点と、4月1日から適用する点があり、大幅に簡略化をされたと聞いております。その制度変更の詳細説明をお教え願いたいと思います。現在の謝礼品といたしましよるかお礼の品は野菜の詰め合わせということになっております。そんな中、納税者、ふるさと納税された方の評判とかご意見があればどのようなものかお伺いいたします。

次に、地方創生の推進についてですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略これは先ほど来町長の政務報告でもございましたけれども、2020年までの5カ年計画と聞いております。第一弾である新交付金の具体的内容をお伺いいたします。

さらに今後の地方創生推進計画について詳細な説明をお願い申し上げます。

最後になりますが、社会文化関係では、町内公園の管理についてお伺いいたします。

公園の管理の基本的計画と実施について具体的に説明を願います。こちらは福祉課になる

うかと思いますが、特に、遊具等の管理ですね。その頻度や方法、また撤去、閉鎖の判断、それはどのようにされているのかお伺いいたします。

また、住民の皆様から公園の毛虫等の被害があるとお聞きしていますが、これに対してもどのような対策・対応をとられているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

[ 8 番議員 森川 忠君降壇 ]

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

[ 企画財政課長 若梅 操君登壇 ]

○企画財政課長（若梅 操君） 森川忠議員のご質問にお答えいたします。

初めに大綱 1 点目、行政関係の行政改革についてのご質問のうち、企画財政課の担当となります 1 点目の I C T 化の推進の計画についてと 3 点目のフリー W i - F i の整備について、初めにお答えさせていただきます。

まず、I C T 化の推進計画についてでございますが、情報通信技術につきましては森川議員もご承知のとおり、まさに日進月歩でございますが、中長期的な計画を作成するのはなかなか難しいところもございまして、現在のところ I C T 化推進計画といえるような、いわゆる計画書というものはございませんが、住民サービスの向上と事務処理の効率化を図るため、情報通信技術の動向に配慮しながら行政の情報化につきましては毎年度の予算に反映させ、その推進に努めているところでございます。

今年度平成 27 年度におきましては、町の基幹システムの一つでございます住民情報系システム、この中には住基システムや税務システムが含まれておりますが、このシステム稼働の中心となります関連サーバを役場の建物内に置く自庁舎設置方式とせず、セキュリティー、防災、運用面にすぐれた民間のデータセンター内にあるサーバを活用し、関連システムを利用する、いわゆるクラウド方式に改める予定としており、今後も引き続き行政の情報化の推進に努めてまいります。

次に、フリー W i - F i の整備についてでございますが、全国的に見てみますと、最近、都市部や観光地でフリー W i - F i スポットが急増しているということであり、ホテルや旅館、飲食店等でも利用できる場所がふえているようであります。フリー W i - F i のメリットは、パソコンやタブレットを使って出先で通信ができるということでありますので、ビジネスマンや観光客が多い地域では多くの需要があることから、早くから整備され、ホテルな

どではさらに集客目的のために整備されるという図式かと思われます。

本町内におきましても、既に幾つかのコンビニエンスストアやファストフード店、ファミリーレストラン等で利用できる場所がございますし、外で仕事をするビジネスマンや観光客が急激にふえるということは考えにくいことから、今、公共施設に整備したとしても多くの需要は見込まれない状況であると判断するところであります。

また、スマートフォンは一定の期間や月ごとに利用できるデータ通信料に上限が設けられておりまして、この利用可能な通信料を超過してしまうと、通信速度に制限がかけられてしまいますが、W i - F i による通信は制限対象から除外されるため、フリーW i - F i スポット内ではデータ通信料の容量を気にせず利用できるというメリットもありますので、図書館などで利用できるように仮にした場合、そこがスマートフォンやゲーム機を持った子供たちの遊び場のたまり場になってしまうという点も危惧されるところであります。

このようなことから現在のところ、町の公共施設内にフリーW i - F i を整備する計画は、今のところはありませんが、先ほど申し上げましたとおり、情報通信技術は日進月歩でございますので、今後は、状況の変化や町民ニーズに鑑みながら検討してまいりたいと考えております。

次に、行政関係の定住促進策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、定住促進策についての1点目。

2040年の20歳から30歳代の女性減少率予想についてでございますが、当町の20歳から39歳までの女性人口、いわゆる若年女性人口というように言っておりますが、これが2010年は2,406人でありましたが、2040年には、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の推計によりますと、これが1,216人となり、減少率でいうと49.5%、これが日本創成会議の推計では、998人で58.5%の減少、これが例の消滅可能性都市という用語と結びついて非常に大きな衝撃を与えた数字ということでございます。

この若年女性人口は、人口の再生産力を示す指標の一つとされておりまして、若年女人口が減少し続ける限りは、人口の再生産力は低下し続け、総人口の減少に歯どめがかからない関係にあるというふうに言われております。

また、日本創成会議は、若年女性人口が50%以上減少した場合は、仮に出生率が幾ら上昇したとしても、その人口維持は困難であるとも日本創成会議では分析しております。これは、出生率を引き上げたとしても、若年女性そのものが、数が50%以上減少すれば、子供を産む女性の数が減るというマイナス効果が出生率の上昇効果を上回ってしまう、そういうことか

らだということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、日本創成会議の推計による当町の若年女性人口の減少率は、ご承知のようにマイナス58.5%という数字でございますが、そういうことから、町、当町が横芝光町が存続し続けるためには、若年女性の定住化対策というのは極めて重要な課題であるというふうに認識しております。

また、若い女性が仮に定住しても、子供を産むということが大事でございます。子供を産んでいただかなければ出生率の上昇につながらないわけでございますし、考え方を変えて言えば、町内に住む男性が結婚して子供をつくっていただければ、同じような同様の効果が得られるわけでございますので、少子化対策という観点からは、若年女性も大切でございます。若年女性の定住化のみに固執するのではなくて、男女を問わず多くの若者に住んでいただく、そしてその若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、そういうことが最も重要なことではないかというふうに考えております。

そこで、定住促進策についての2点目のご質問になります。

人口増へ向けての施策は何かということになってまいりますが、現在は、町の後期基本計画に基づき、各種いろいろな施策の中で子育て、定住につながる施策を推進しているところではございますが、より一層効果的な施策につきまして、今年度、これから策定いたします地方版総合戦略に盛り込むべく検討を始めたところでございます。

次に、定住促進策についての2点目のご質問、他の自治体の施策の認識と今後のあり方についてのご質問でございますけれども、今は、インターネットを利用いたしまして、ほかの自治体でどのような定住促進策を行っているかという情報については簡単に入手することができます。また、マスコミでもたびたび取り上げられておりますので、それらを拝見する中で、非常に参考になる事例も多々ございました。

しかしながら、それぞれの自治体によって財政状況であるとか、あるいは人口、産業構造、社会インフラ、地理的条件、自然環境など、さまざまな点で異なっております。地域ごとのいわば特性があるということで、特性と課題があるということでございますので、この優良事例については参考にさせていただくことはございますが、大事なのは何よりも、我が横芝光町に合った施策を計画し、それを着実に実行していくことが大切ではないかというふうに考えております。

続きまして、大綱の2点目、企画財政関係のご質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税についてのご質問のうち、制度については税務課でこの後ご答弁申

申し上げますが、私のほうからは、現在の謝礼品の評判はというご質問についての答弁をさせていただきます。

森川議員もご承知のように我が町では1万円以上の寄附をいただいた方には、御礼的な意味合いで当町自慢の季節の新鮮野菜の詰め合わせを謝礼品としてお送りしております。これら謝礼品の評判について、特段、満足度調査といったようなものはとりたてては実施しておりませんが、一度町に寄附していただいた方で翌年度に、あるいは翌々年度続けて寄附をいただくという、いわゆるリピーターの割合が増加傾向にあるということですか、ふるさと納税の申出書というのを最初にいただくんですけども、その申出書の町をこの我が横芝光町を応援しようと思った理由を書いていただく欄があるんですけども、その書いていただく欄の中に「特産品が良かったので」という記載があったことですか、インターネットのブログを拝見いたしましても「野菜などたくさん送っていただけるから横芝光町はおすすめです」というような、そういう書き込みも実際ございました。そういったことから、評判については、いいものというふうに自己評価しております。

また、ちょっと話はずれますが、昨年度は我が町のお米を町外にPRするという目的も含めまして、試行的ではございましたが3万円以上の寄附をいただいた方に30組限定という、少数ではございましたが町産、横芝光町産の精米したコシヒカリ1俵、60キロを謝礼品としてお送りしたところでございます。

今後とも、謝礼品につきましては、故郷や応援したい自治体に寄附するという、これがふるさと納税本来の趣旨でございます。この本来の趣旨に沿いながら、なおかつ当町の産業や魅力を発信する絶好の機会と捉えまして、寄附してよかったと満足していただけるような謝礼品となるよう、謝礼品については工夫してまいりたいというふうに考えます。

次に、地方創生の推進についてのご質問にお答えいたします。

初めに、地方創生の推進についての1点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略、第一弾、新交付金の具体的内容についてというご質問でございますが、ご承知のように国は、昨年11月、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことを目的といたしまして、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしまして、12月には我が国の人口の現状と将来の姿を示し、今後国が目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと今後5カ年の目標や施策の基本的目標、具体的な施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定をして、この地方創生に向けて総合的に取り組むこととしたところでございます。

これとあわせて、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定したところでございます。これらを受けまして、本年2月に成立いたしました国の26年度の補正予算第1号におきまして、議員からご質問いただいた、その地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設されたところでございます。この交付金は、地方創生先行型という交付金と、地域消費喚起・生活支援型という2つの型に分かれておりますので、その内容についてもう一度おさらいでございますけれども、ご説明させていただきますと、初めに、消費喚起型のほうでございますが、地域消費喚起・生活支援型でございますけれども、この交付金は、都道府県あるいは市町村が地域の消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するために実施する事業に対して交付されるものということで、これが商工会にお願いして本年度実施するプレミアム商品券の具体的な事業につながっているわけでございますけれども、国の予算の総額は2,500億円でございます。当町の町への交付限度額は4,559万9,000円、それに県からの交付金、これが1,222万7,000円ございましたので、これを加えました合計で5,782万6,000円を充てまして、商工会にご協力をいただきましてプレミアム付き商品券発行事業を今年度実施することとしたわけでございます。

あわせまして、多子世帯への生活支援といたしまして高校生以下の年齢のお子さんが3人以上いる世帯へ通常の販売分とは別に、このプレミアム付き商品券を1組お渡しすることとし、現在あわせまして準備を進めているところでございます。

次に、その地方創生先行型でございますが、この交付金につきましては、県や都道府県、市町村の地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定、それとこれに関する優良施策の実施に対して国が支援をするという、そういう目的でございます。この地方版総合戦略の策定に係る事業、あるいは地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって、地方版の総合戦略に今後位置づけられる見込みのある事業、こういったものに交付されるわけでございます。国の予算総額は1,700億円、内訳といたしましては基礎交付分1,400億円、上乗せ交付分として別に300億円が国で予算措置されたということでございます。

我が町へのその地方創生先行型・基礎交付分の交付限度額は3,548万7,000円でございます。この交付金のうち1,000万円を充てまして、横芝光町版の人口ビジョン及び総合戦略の策定に係る、いわゆる支援業務といたしまして資料の収集整理、人口の現状分析、アンケート調査、人口の将来展望、人口ビジョン・総合戦略の概要版の作成、そういった支援業務を専門業者に委託したところでございます。

これとは別に交付金の700万円を充てまして20歳から40歳代の若い世代をターゲットとい

たしまして町が発信しているさまざまな情報をスマートフォンで受信閲覧できる横芝光町独自のアプリケーション、ご当地アプリというアプリケーションを開発して、この住みやすさを提供するとともに、観光振興や子育て支援など、若者が興味を持つさまざまな行政サービスへの活用を通じまして、若者の定住促進を図るために、今年度中にこのアプリ開発とサービス活用方策の提案を専門業者に委託することとしております。

交付限度額からこれらを差し引いた残りの、いわゆるまだ、未申請分、申請していない分が1,800万円ございまして、この活用につきましても6月中をめどに事業計画を策定する予定で現在内容を検討しているところでございます。

先ほど申し上げました上乘せ交付分という国の300億円の分がございまして。これについては、細かく言うと、タイプⅠとかタイプⅡとか分かれているわけでございますけれども、タイプⅠというのが国が掲げる事業の、その仕組みを備えて、他の地方公共団体の参考となる、いわゆる先駆性を有する事業ということで、かなりこれはハードルの高いものがタイプⅠという事業。

それとタイプⅡにつきましては、先ほど申し上げました、まち・ひと・しごと創生総合戦略を10月いっぱいをめどに作成するというところでございますが、この期日までに国が示す要件を満たす総合戦略を策定する場合にはタイプⅡの交付金が対象となるという、こちらのほうは比較的クリアしやすい交付基準となっているということでございます。国への提出期限がいずれも8月でございます。その先駆性を有するタイプⅠは8月31日、10月末までに総合戦略を策定する場合のタイプⅡは8月14日ということでこれについては上乘せ分の事業計画につきましては、そのまだ申請していない基礎交付の未申請分とあわせて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、地方創生の推進についての2点目、今後の地方創生推進計画について、最後にお答えいたします。

当町の町におけます地方創生推進計画につきましては、議会冒頭町長の政務報告にもございましたように、本年10月をめどに当町の地方版総合戦略となります横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定してまいります。

国の考えといたしまして、地方公共団体がこの地方版の総合戦略を策定するに当たり、その内容の起草作業、いわゆる内容を作成しそれをどういうふうに位置づけるかという文章等の作成作業は、広く住民等の意見を聞きつつ、地方公共団体みずから行うこと。ただし、策定作業の前提となる調査等について委託を行うことは可能であるという方針が示されたこ

とから、我が町におきましては、早々に先ほども申し上げましたように、この地方総合人口ビジョン・総合戦略策定に係る支援業務を専門業者に委託し、作業にもう既に着手しておりますとともに、全庁体制で総合戦略の起草作業に取り組むため、これも町長が申し上げましたとおり、本年の4月に町長を本部長とする推進本部、さらには3つの専門部会、5つのワーキングチームを設置いたしました。

現在、ワーキングチームにおきまして総合戦略に盛り込むべき施策の立案に向け、知恵を絞りながら熱意をもって活動してもらっているところでございます。

あわせて、町民代表や産業・教育・金融・労働・メディアなど幅広い分野の方々を委員といたします横芝光町まち・ひと・しごと創生会議を今後開催いたしまして、町の創生についてご意見をいただきながら、我が町における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある横芝光町を維持していくことができる総合戦略を策定し、着実にこれを実施してまいりたいと考えておるところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは私からは、森川議員ご質問のペーパーレス化に関するご質問にお答えをいたします。

ペーパーレス化につきましては、ICT化の推進と関連して、行政改革の柱の1つとして積極的に取り組み、既存のワークスタイルの変革を目指している先進自治体もあるようでございます。

当町におきましても、例えば、紙での予算要求書の提出を要さない、軽微な連絡等は書類の配布ではなく、電子掲示板に掲示することで済ます、文書のファイリング等を徹底することで、文書の保存量を少なくするなど、ペーパーレス化に努めてまいりました。

今後も一層のペーパーレス化を進めることで単に紙の使用量を削減するだけでなく、紙文書の電子化等による簡素化した文書管理の実現や会議資料作成における印刷及び準備時間等の削減等、事務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、私からはふるさと納税制度についてのうち、制度の変更の詳細説明についてのご質問にお答えいたします。

去る5月の臨時議会におきまして、ふるさと納税のワンストップ特例についてご説明したところでございますが、ふるさと納税は正確には税法上における寄附金控除のことを言います。すなわち、都道府県・市区町村に対して寄附をした場合、確定申告を行うことにより寄附金のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで原則として所得税及び個人住民税から全額が控除される仕組みとなっているところであります。

ふるさと納税における個人住民税の税額控除は、通常の寄附金控除となる基本分に加えて、特例控除が適用されることになり、特例控除分については個人住民税所得割額の1割が上限とされておりました。

平成27年度税制改正においては、ふるさと納税制度の積極的な活用により地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されるとする地方六団体の要望等を踏まえ、特例分に当たる特例控除枠の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充することとされました。

なお、特例控除枠の拡充については、平成27年1月1日以降の寄附金から対象となり、平成28年度分の個人住民税から適用されることとなります。また、申告手続の簡素化として確定申告を必要とする現在の仕組みに地方税法上の特例を創設することとし、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告をすることなく控除を受けられる手続の特例、これがふるさと納税ワンストップ特例制度でございますが、これを導入することとされました。

この特例については、平成27年4月1日以後に行われる寄附金について適用されることとなります。なお、平成27年3月31日までにを行った寄附金については、従前どおり、確定申告が必要となります。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 秋葉義臣君登壇〕

○社会文化課長（秋葉義臣君） 森川議員の町内公園の管理についてのご質問にお答えします。

1点目の管理の基本的計画と実施の具体的説明をについてですが、社会文化課所管の公園につきましても、公園を構成している植物並びに施設の保全を図る基盤的な業務としての考え方を管理基準として公園の管理を実施しております。その具体的な公園の管理につきまし

ては、施設管理班が各公園の修繕や委託業者等を監督するとともに、芝刈り等の軽微な作業については巡回時に実施している状況です。

また、遊具の管理については、安全性を維持することが重要でありますので、その点検頻度及び方法につきましては町職員や現場職員による毎月1回の巡回点検とともに年1回遊具点検業者による点検を実施しており、目視・触手・打音による点検方法などにより、異常な箇所が確認されれば総合的な判断を行い、その使用を禁止して、修繕並びに撤去を安全かつ迅速に実施しております。遊具の持つ魅力とともに安全性を両立し今後とも維持管理を行っていく所存であります。

次に、利用者の声として毛虫等の被害があると聞くが、どのような対応をしているかについてですが、毎年、桜の花が咲き、しばらくしますと毛虫等害虫が発生いたします。施設管理班では、このような時期に備えまして、現場職員とともに巡回確認を行い、駆除作業はシルバー人材センターに委託しておりますが、害虫等が発生する時期は毎年多少変動がございますので、状況により町職員も駆除作業を行う場合もございます。

今後とも利用者が快適に利用できるような公園管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔社会文化課長 秋葉義臣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 丁寧な説明をありがとうございました。

特に企財の課長にはちょっとお時間を大変使わせていただいて申しわけございません。

それでは、再度自席から質問いたします。

まず最初にIC化に関してです。これは本年10月からスタートします。10月からというよりも来年1月からといったほうがいいかもしれませんが、このマイナンバー制度についてメリット、デメリットが、さまざまな意見が出ております。私の考えるところではメリットとしては行政コストの削減、また利便性が期待できます。

マイナンバーの本質は、本人の正確な特定であります。以前、県内の市川市で起きてしまいました同姓同名で生年月日が同じ他人ということで、誤認された末の差し押さえという悲しい事件が、そのようなことも防げます。また、病気で困っている人には給付や所得に応じた制度の情報を伝えることもできます。

その上、事務効率化により市町村での経費削減にもなると思います。住民票などの添付書類が行政手続上不要になるといった便利さが強調されがちですが、これは二の次であり、現

段階では大した利便性もありません。確定申告や相続手続、自動車売買等が楽になる、利用領域を拡大すべきと思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。

マイナンバーどちらでもいいですよ、両課長。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員おっしゃるとおり、マイナンバーこの番号制度の目的というのが、本来、税ですとか社会保障、あるいは災害対策の分野でまず役に立つというのが本来でございまして、それに関連する機能といたしまして、この個人番号カードを利用した利用者の利用のいろいろな面で手続が簡略になるということでございます。いろいろな新聞報道、テレビ等で今後その危険性、いわゆる個人情報保護ですとか、いろいろその成り済まし、情報の漏れ、そういったものも制度設計上はしっかりしたものだというふうに言われていますが、そういったものを考えながら本来の、税、社会保障、社会分野に限らず発展性のある利用は制度上期待できる制度だというふうに理解しておりますので、行政におきましても、その進行に応じまして検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） マイナンバー法ですか、成立した際、金融と医療については政府は施行から3年後に民間利用を含め改定をするとしております。

施行前の改定には唐突感は否めません。道筋をつけようとするのが予想されます。預金口座にマイナンバー制度をつけ加えるのは任意のため、どれだけ実施されるかもわかりません。仮に、付番した預貯金口座については、利子に対する税率を下げる等の措置をすればみんな番号はつけるでしょう。休眠口座の把握にもつながり、現在使われていない資産の有効財産に国は期待をしたいと思います。

マイナンバーの民間利用の本丸、これは医療だと思います。今は別の病院にかかるとき、問診で一から答える、またかかっていた病院やお医者様からの紹介状を書いてもらうという必要性があります。電子カルテをマイナンバーで引き出せるようになれば、病歴、手術歴が引き出せ、二重の検査、投薬が避けられるようになります。

そこで病院事務長にお伺いいたします。

町立病院での電子カルテのことにに関して、予定をお聞きしたいんですが、現状、若手の医学生、研修医、特に電子カルテの環境下で学んでおることは言うまでもありません。私、過去にもこの類いの質問をして、前向きに検討をいただくとのお答えをいただきましたけれど

も、現段階で、病院としてはどのようなお考えがあるかお尋ねします。

病院事務長をお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、病院のＩＣ化につきましては、医療・介護の連携や病診・病病の連携には欠かすことのできないツールの一つであると認識しております。

そこで、東陽病院におけるカルテ等の電子化につきましては、ただいまご質問にありましたように、医師確保対策の重要なものと認識しております、私自身。患者のほうのデータベース化によりまして、受付、会計処理なども迅速に行えることができると思います。当然、財政的な負担は伴いますが、情報の電子化はやはり病院経営にとっても避けては通ることのできないことだと思っております。

ただいま、ワーキングチームを組織しまして、電子カルテの導入に向けて、検討しているところでございます。方針が決まりましたら、なるべく早い段階で、議会にご提案をさせていただくと、そういうような予定で考えておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○８番（森川 忠君） 参考までに、私が新聞からスクラップした記事をちょっと紹介させていただきます。

これは、新潟県佐渡島で現在行われているという医療と介護を結んでいるということですね。英語で言うとインテグレートド・ヘルスケア・ネットワークというんですか、IHN。アメリカではこのようなNPOが500以上あります。これは、ピッツバーグという鉄鋼の町が中心になってやっているということです。

今、事務長からお答えいただいたように、医療のみならず介護とか、さまざまなそのICT化によって電子カルテが活用されるわけです。そのようなことから、マイナンバー制度の関係はしますが、マイナンバー制度になって特に町立病院がその電子カルテを採用していないというのは、大きなデメリット、私はそう思っています。かつて事務長から会計の煩雑さやスピードを、あれは何システムでしたかね……。ああ、オーダーリングシステム。オーダーリングシステムが先にいくというようなお話もありましたけれども、やはり、東北などでもいろいろ進められている事例があります。

これは、横芝光町も例えば佐渡が離島だから高齢者社会だから回っているというような、

そういう例外視をするという話もありますが、それは私はないと思います。いずれ我が横芝光町も高齢化は現在の佐渡の38%を超えていくということもあります。先ほど言った岩手県の気仙域ですか、圏域ですか、岩手の多分県南と仙台を結ぶあの辺の2市1町が同様の仕組みを取り入れる準備をしていると言いますので、医療・福祉に、福祉介護、これに関しては連携をとっていただきたいと思います。

マイナンバー制度の土台となっている住基ネット、そこからは情報漏れは起きてはおりません。健康保険証を借りるなどの成り済ましなどの不正も防げます。マイナンバーがわかれば、災害時の医薬品の配布も困らないでしょう。医療分野での活用は、積極的に進めることが重要ではないでしょうか。

ご存じのように、残念ながら昨今、社会保険庁所管の日本年金機構では、ウイルス障害があり情報漏えいがされました。ここで総務課長にお伺いしますが、当町でも添付メールが多分いろんなケースで利用されておりますが、そのメールを開く際のセキュリティーといいましようか、どのような注意を払っているのかお伺いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 総務課長へのご質問でございましたが、情報セキュリティーは私ども企画財政課で担当しておりますので、私からご回答させていただきます。

その情報を漏れないようにする。最近では、ご承知のように日本年金機構の大きな問題ございました。そういう何ですかね、サイバー攻撃というか、もうまさにこういうのが日進月歩であってはならないんですが、そのウイルスもかいくぐってまた新しいウイルス、あるいはそういう情報を取得するような悪意を込めたメール等がやってくるということでございますので、これにつきましては、セキュリティーポリシーの中で、十分な対応を図るようにも規定してございますし、日々、今回の事件も踏まえて、早速庁内にはこの対策、怪しいメールは開かないですとか、そういったものに仮に感染したと思えば、すぐ、その規定に基づいた対策をとるといような指示もしているところでございます。

いずれにしましても、行政にとって住民の情報を守るということも非常に大事な業務でございますので、その点については情報を管理する部署としては、最優先課題として日々取り組んでいるということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） わかりました。現状、我々がもらうメールも、圧縮されてパスワード

を、というようなしっかりしたメールをいただいておりますので、庁内においては大丈夫かと思えます。

ここでデメリットについて話しますと長くなりますので、デメリットはやめておきます。ただ、あることはありますので、その辺は、執行部の皆様方にもよく調べていただいて、マイナンバーがメリットだけではないということをよくご認識いただきたい、このように思います。

この制度について、1月の調査では国民の28%しか知らないということでした。そこで当町では、町民への周知についてどのような計画があるかお伺いいたします。周知についてです。

〔「時間がないから早くお願いします」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 周知につきましては、今後、広報だとか何と申しますか、いろいろそういう町の公共なものでお知らせをするというような方法もございますし、マイナンバーにつきましては、10月1日にJ-L I Sと申しまして地方公共団体情報システム機構というところから皆さん個人のところへ通知が行くわけなんですけれども、通知カードが行くんですけれども、その個人通知カードだけで交付ができるというわけではなくて、その個人通知カードの中に必要な人が申請をしていただいて、またJ-L I Sのほうに返送すると、そうしたらまたJ-L I Sのほうから違う、交付のような手続という通知が来まして、それを持って住民課の窓口で1月以降交付するというような形になっております。

今情報でわかるのが、そのような情報、それだけでございますので、一応、住民課としては、10月以降に皆さんのところにカードが行きますよというようなお知らせをこれからするというような考えをしておるんですけれども、ちょっと具体的などころまではまだはっきりしないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 広報等での周知も早目に、これは国が決めたことで、必ずやるということが決定しておれば、早目な周知を願います。

ペーパーレス化は昨今どこでもやっております。例えば、議会などでもi P a dでペーパーレス、それだけで年間100万近く浮いた神奈川県のある自治体もございますので、参考になさってください。

Wi-Fiのフリーですが、先ほど、企財の課長が図書館等で子供たちが遊んでしまう、そういうこととはいうものの、やはり観光ということで、もっと目を外に開いて、先ほどありましたように、成田あたりでは本当に積極的にこういうことやっているんですね。横芝光町でもいずれ外国人が来るということも、私はあり得ないことではないと思います。そういうことからWi-Fiのフリー化というのは、私はある意味、必須ではないかと思います。

確かに携帯電話は、一般的には7ギガバイトを超すとかなり制限速度、速度が遅くなるというのはよくわかっておりますが、仮に図書館で子供が遊んでもいいじゃないですか。遊びも大事だと思いますよ。図書館は、決して勉強するだけのところでもないのです、ぜひ、前向きな検討をお願いします。

続いて、定住促進策ですが、本当に当町では日本創成会議の発表では58.5%が減少をするという、大変衝撃的でありました。前回は前々回も、他の議員からも同様の質問がありますが、それは、みんなが心配しているということでもあります。

それにあわせて、当町でもさまざまな施策をとっているのはわかりませんが、私の感じでは余りインパクトがない。今の施策で横芝光町に住み続けたいというのが、当初、佐藤町長が就任されたときに、子供さんの医療費無料化というのは非常にインパクトがあった。要するに、後追いではだめなんですね。あれで多少、横芝光町に住みたいという声も私は聞きました。子供さんが医療費かからない、ですから町長初め執行部の皆様には、後追いではない、まねではないものをお考えいただいて、まあ栄町でやっている、とっている施策も副町長ご存じですよ。副町長、栄町の定住促進。後でよくお調べください。時間がないのです。非常に精神的論といいたまいますか特徴的なことをやっております。よそが、この、日本、何ですか、日本創生の第一弾の、どこも同じような1万円で、1万2,000、3,000円というようなコピペのようなことではなく、独自の施策を、我々とともに考えていっていただきたいと思っております。

ふるさと納税制度について伺いますが、そもそもふるさと納税というのは、先ほど課長からもありましたように、自治体への寄附なんです、寄附金。そして自治体がそれによってさまざまなお礼品を送るという制度です。時として、お礼品の競争になっているんじゃないかというご意見もありますが、私は最初はお礼品目的でも構わないと思っております。そのお礼品を通じて、その地域に対して興味を覚えてもらうこと、そこから定期的に、寄附しよう、それを欲しいなど、ある意味、物販につながったり、行ってみたいなどというような観光につながったり、さらには欲を言えば住んでみたい、定住促進ということになればいいか

と思いますが、これについて町長はどう思っておられますでしょうかね。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど、そうした部分でも、前の宮菌議員にもお答えさせていただきましたけれども、地方創生の一つの大きな柱の一つとして、直産施設のものを使いながら、やはり町をPRしながら、若い人たちの雇用の場をつくりながら、そしてこの定住促進につながればというような思いの中で、今、進めているわけございまして、今後もあらゆる角度から、いろいろ検討を重ね、また今、先ほども冒頭のご挨拶で申し上げましたが、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合本部を立ち上げた中で、ワーキングチームの若い人たちの意見も集約しながら、今後しっかりとしたものを10月をめどにつくるという施策の中、今、企画財政課長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、その思いの中でこれからも積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 時間がありませんので簡潔に申し上げます。

ふるさと納税のお礼品で私がある町内の方からご意見を頂戴しました。それは非常にいい野菜だと、非常に多くてうれしい、ただ多過ぎるから2回に分けてもらいたい。ただ、もうちょっとコンパクトでいいものというように、それはもらう人から余り言えないことですが、確かに野菜は新鮮ですばらしい。コシヒカリは3万円以上でどうしてやめちゃったのという、例えば60キロを20キロにしても1万円のラインでやったらどうだというような話もありました。まずその辺を今後検討されていただきたいと思います。

また、第一弾の地方創生ですが、プレミアム商品券、商工会のほうでやらせていただきます。多分、はがきか何かですね、各家庭に送って、1世帯2万円ということですので、防災無線等でもPRを願います。

最後に、公園について社文の課長からありました。管理はしておるかと思いますが、通告にもしましたが毛虫とかその辺で、ある意味、苦情をいただいたんです。確かに公園の管理はやられているんだけど、毛虫がいるというのも事実。ですからある意味、毛虫がいるっていうのは桜の木だと思うんですね。ですから、そういうところをある程度集中して、月に1回回っているからいいよと、週に1回だからということではなくて、重点的にやっていただければ、それも時期的ですから。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○8番（森川 忠君） ええ、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、あとは児童公園、それは福祉課が担当ですが、どこも非常に経年劣化もひどいなというも感じてはおるんですが、福祉課として公園の遊具の管理についてどのようにされているのかをお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 児童遊園につきましては、町内で22カ所ございます。基本的には、設置区の皆さんにその児童遊園の基本的な管理のほうはお願いをしている現状でございます。

ただ、その児童遊園にあります遊具、これにつきましては、修繕が必要なのか、あるいは塗装が必要なのか、そのあたりのご要望を各区のほうから取りまとめをさせていただきまして、必要に応じて修繕なり撤去を行っております。

今現在、児童遊園には遊具の新設は行っておりませんので、修繕希望のあった遊具についても修繕が不可能だということであれば撤去をするようにしております。

また、今年度から専門業者さんによる遊具点検も始めることといたしましたので、それらの点検、結果報告ですね、それらも参考にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時10分といたします。

（午後 2時59分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

---

#### ◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

質問者は答弁の都合ありますので、通告内での質問をお願いします。

鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） 本日の最後の質問者であります議席番号6番、北清水の鈴木和彦です。

議長のお許しをいただき、大綱3点質問をさせていただきます。

私もこの壇上から7回目の質問となると思います。

観光客と町民の交流発信拠点となる商業施設、大綱1点目、産直交流施設基本構想（案）の中から①今後のスケジュールについてお聞かせください。

次に、平成30年以降、国は国策である生産調整の廃止を明言しております。政府は今、アメリカとTPP交渉を2国間で協議をしているようでございます。国内はもとより日本の農業の根幹を揺るがす主要農産物5品目においては、交渉内容もわからず不安であり、心配と思うのは私だけでしょうか。

それでは、質問の2番目として水田活用直接支払交付金についてですが、皆さんも知っているとおり、全国でも我が千葉県は生産調整についての達成率は全国5年連続最下位でございます。県は戦略作物である飼料用米の作付増反を進めていると聞いております。

田植えも終わり、第一次集荷業者の取りまとめのさなか、①平成27年産戦略作物、飼料用米、麦、大豆等の昨年度と今年度との作付状況の比較についてお伺いをいたします。

②として、米需給調整対策事業交付金の枠組みについてもお尋ねをいたします。

③生産調整廃止後の各交付金の取り扱いについて、町としてのお考えをお聞かせください。

次に、防災無線の利用についての中から、ことし観光協会の役員会で委員の方から防災無線で観光協会の開催行事を放送してほしいという意見が出ました。しかし事務局側から防災無線を利用しての放送はできないとのことで、その場の回答でありました。

そこで、私なりに近隣の市町に確認をいたしました。

山武市においてはサマーカーニバル、S1グランプリの放送、多古町についてはなのはな祭り、あじさい祭り、コスモス祭り等の開催を放送しているとのことです。

そこで大綱3点目、防災無線の利用についての中から①防災無線の活用範囲についてお伺いをいたします。

最後に、2週間ほど前に、防災無線より観光協会からのお知らせということで梅のもぎ取り体験の放送を耳にしました。大変ありがとうございました。

以上、壇上からの質問を終了し、執行部の明快なる回答をお願いいたします。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、鈴木和彦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、産直交流施設基本構想（案）についてお答えをし、その他の質問については各担当課長から答弁をさせますのでよろしくお願ひいたしたいと存じます。

産直交流施設につきましては、昨年度検討委員会により協議を重ね、ご意見、ご提言をいただき、本年3月末に産直交流施設基本調査が終了し、基本調査業務報告書が完成いたしました。

この報告書では、町内全体を見据え、6カ所の候補地の中から集客性、交通利便性、安全性、周辺環境との調和性、既存施設との競合性、自然災害に対する安全性、事業化の円滑性、建設経済性の7項目について評価を行い、総合的にふれあい坂田池公園の北端部付近が最もふさわしい場所であると評価をされました。

また、整備コンセプトにつきましては、「横芝光町の活性化と持続的な発展に向けた町の今昔、そして未来を伝えるふれあい情報発信拠点の創造」とし、各種地場産業の振興、地域コミュニティの保持、継承、地域が育んできた歴史や自然、伝統及び文化、横芝光町で暮らす誇りや愛着を持ち続けながら健康で生きがいのある暮らしの実現を目指し設定しております。

基本調査での事業スケジュールは、基本計画及び設計、関係機関協議、用地取得と関連工事、管理・運営に係る組織や出品・出荷者の組織の体制の確立等を勘案した標準的な案としては平成31年度完成を予定しているところでございますが、ハード面、ソフト面両面の準備が万全とした上で、一日でも早いオープンを目指したいと考えておるところでございます。

今年度は、この基本調査報告書をもととして、パブリックコメントを7月に実施し、町民の皆様からご意見を伺う予定でございます。

本会議の補正予算に計上させていただきました産直交流施設基本計画業務委託は、昨年の報告書をもとに絞り込まれた候補地、ふれあい坂田池公園を計画地として地域の特性を生かした施設設計を策定するものでございます。

ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げ、私からの壇上の答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、鈴木和彦議員からのご質問の大綱2点目、水田活用の直接支払交付金についての①平成27年産戦略作物の昨年度と今年度の作付状況の比較に

ついてお答えをいたします。

経営所得安定対策等交付金交付申請書の受付状況でございますが、5月末時点において飼料用米の申請面積が55.3ヘクタールの増で59.0ヘクタール。また、麦・大豆の申請面積は13.0ヘクタールの増で65.2ヘクタールとなっております。なお、平成27年度の受付は6月末となっておりますが、飼料用米等の申請期限が1カ月間延長されましたので、また今後さらに飼料用米の申し込みが増加するものと考えております。

次に②米需給調整対策事業交付金の枠組みについてですが、平成27年度の横芝光町の水田総面積は2,120ヘクタール、そのうち千葉県から通知された水稻作付面積の配分率は58.4%であったことから、主食用米以外の取り組みとなる水田の面積は41.6%、882ヘクタールとなっております。町では、需給調整事業を推進のため加工用米、飼料用米、ホールクroppサイレージ用稲、麦・大豆等の戦略作物に対し助成を行っておりますが、平成26年度の制度への加入者は販売農家戸数1,223件に対し162件、13.2%と大変低い加入率となっております。

また、需給調整対象面積854ヘクタールに対する加入率、いわゆる達成率は面積ベースで264ヘクタール、30.9%で590ヘクタールの過剰作付となっております。また、平成26年度の千葉県の過剰作付面積は1万1,500ヘクタールで全国の過剰作付面積2万8,000ヘクタールの約41%を占めております。このような過剰作付等の背景により米価は下落し、主食用米よりも飼料用米等の戦略作物に取り組んだほうが収入金額が多くなるという逆転現象が生じました。

国は、飼料用米など戦略作物への取り組みを推進していることから、千葉県でも県農林水産部生産振興課が全農千葉、農林中央金庫千葉支店とともに飼料用米推進キャラバンを実施し、県内各市町と飼料用米推進のための打ち合わせを行っております。当町でも、去る5月20日に小倉千葉県農林水産部長が来町し、町長と飼料用米推進のための打ち合わせを行ったところであります。町としましても大変厳しい財政状況の中、平成26年度と同額の2,417万4,000円を予算化し、米需給調整対策事業を実施してまいりたいと考えております。

次に③生産調整廃止後の各交付金の取り扱いについてですが、現在、米の生産数量目標達成者に交付されている米の直接支払交付金は、平成30年産から廃止されることとなっていることから、その後の取り扱いにつきまして、関東農政局千葉地域センターへ確認したところ現段階では未定ということでありました。

ただし、平成27年3月31日に閣議決定されました新たな食糧・農業・農村基本計画において飼料用米の生産拡大を位置づけ、これは平成37年の生産努力目標110万トン掲げており

ますが、その確実な達成に向けて、水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行うことと  
していることから、経営所得安定対策については継続される見込みであり、飼料用米等の戦  
略作物についても、今後も推進していくという回答を得ております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） 鈴木和彦議員からの防災無線の利用についてお答えをいたします。

防災無線の活用範囲についてのご質問でございますが、防災行政無線は災害に関する予告  
緊急通報や伝達並びに町や公的機関などからのお知らせなど、町民生活に必要な情報を提供  
するためのものございまして、横芝光町防災行政無線局管理運用規則並びに管理運用規程  
に基づきまして管理及び運用を行っておるところでございます。

放送事項につきましては、防災情報と行政情報の2つを基本とし、防災情報は地震や台風  
などの自然災害や火災などにかかわるもののほか、警察などからの依頼による行方不明者の  
情報など町民の皆様の安全に関するものとしています。また行政情報は町関係行事や選挙啓  
発など町政に関するものと、小中学校の行事で放送を必要とするものが主なものであります。

なお、防災行政無線の放送につきましては、その内容が適当であるか精査するとともに、  
町民の皆様が聞き取りやすくなるよう簡潔明瞭にお伝えするよう心がけているところでござ  
います。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） それでは自席のほうから再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、産直交流施設の基本構想の案の中で、今回示されました、基本調査業務報告  
書165ページの、私、この厚い冊子で全部は目がとどきませんので、一番のタイムスケジュー  
ールですか、そこを確認しましたところ、先ほど町長からもお話ありましたように、ほぼ5  
年をかけてのたたき台であるよということですが、これは、あくまでもたたき台だと思って  
私はいます。できる限り、できる範囲のやつは、前倒しに進めていただいて、町長が掲げま  
す、町の発展、町民の幸せ、これにつながることだと私は思っております。そういった意味  
合いからも、私の4年間は7回の産直交流施設がどうしても欲しいんだよということで、私  
の聞く範囲では、友達からとか農家の方からとか、商売もやっている方々、そういう方々も  
やはり一つはあっていいんじゃないのということで耳にしております。

私の選挙のスローガンじゃありませんけれども、町民視線を大切に、ということが私の一番の心の支えになっておりますので、そういったところも踏まえて、できる限り町長にスピード発進をしてほしいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いま、鈴木和彦議員のほうからなるべく早い開店を、オープンをということのご質問だと思います。

ハード面というのは比較的順調にそのまま進むと思います。それとやはり一番は、運営形態、またどのような形で進めていくか、その辺の部分のソフト部分というものが極めて重要になってくるのではないかなというふうに思っております。それを両方を勘案しながら標準的には5年かかってしまうであろうというような165ページの流れになっているというふうに調査報告書の中では出ておりますが、その辺の部分をクリアできれば、一日でも早いというふうに先ほど申し上げましたけれども、そのような状況の中で、決してブレーキを踏んでいるわけでもございませんし、また、足を引っ張っているわけでもございませんので、その辺の部分を重々ですね、私もなるべく早い思いというものは一緒であると考えておりますので、今後も努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 心強い答弁ありがとうございます。

本当に、交流施設は私も5年以内に、ソフト面、やっぱり経営ですか、そういった部分見た中でも、この地域には、やっぱり夏場、秋口が一番物が無い時期なんですね。そういった時期をどういった形で乗り切ろうかといったときに、やはり、全国に広がる道の駅のネットワーク、そういったものも活用して、その駅スペースを設けて、そういったものをその時期だけでもそろえるような形も一つの手だてではないのかなということと、あわせて、先ほども坂田池が一番いい候補地だろうということで、私も景観もいいし、あの池、池自体も何かもっといろんな活用、ボートを浮かばせられれば一番いいんですけれども、そういうわけにもいかないとは思いますが、何かああいう池とか坂田城跡、やはりあの辺のところとマッチングできるようないい環境にあると私は思いますので、本当に、その辺をいろんな面で皆さんで知恵を絞って、やはりできるところからお願いできれば私は思っています。

それでは、本当に一番のこのことにつきましては、私、心強い町長の発信してくれた言葉に本当に再質問ということではございませんが、次の質問に入っていきたいと思っております。

す。

それでは、2番目でございます水田活用の直接支払交付金の中から先ほども言いましたが、平成27年産の戦略作物であります飼料用米、これについては昨年はほとんど作付がなかったということで、やはり周知がされなかったのかなあというふうに考えております。ことしについては、やはり国のほうからも地域においた中でやはりその飼料用米をつくってほしいということで聞いております。作付をしてほしいということ聞いております。私も、ある程度のデータはとってまいりました。今ちょうど集荷業者の中でも、JAについては一部ですけども見た中で、既に旧横芝地区においては50町歩ぐらいですね。ここには、4万4,041万4,616平米、俵数に換算しますと3,869.5俵、これが上がっているわけなんですね。でも、個人業者のほうに1件ではありますが、その方は6町歩以上飼料用米を契約するというところで聞いております。

そういったことも踏まえていった中では、先ほどからも言っていますけれども、2番目でございます需給調整対策、先ほど言いました、課長も言いました2,417万、この内容なんです。昨年度の割り振り2,417万、昨年度だということですが、加工用米には幾ら、飼料用米には幾ら、ホールクroppには幾ら、麦・大豆には幾ら、あと転作作物、野菜もあるかもしれませんが、それは微々たるものだと思いますから、その辺をわかる範囲でここでお答えできますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、平成26年産の枠組みということでございますけれども、まず加工用米でございますが加工用米が金額ベースでいきまして1,556万円、割合としましては68.8%でございます。飼料用米ですが5万5,905円これは0.2%、麦・大豆こちらが442万円、18.4%、ホールクroppサイレージでございますが295万円、12.3%でございます。

ちなみに面積ベースで申し上げますと加工用米は56%、飼料用米は1.4%、麦・大豆19%、ホールクroppが22%、以上のような面積と金額の割合でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

今、需給調整対策事業交付金の昨年度の内訳ということでございます。

そういった中で、同じように昨年の交付金の、各、今言った加工用米なり飼料用米なり、

ホールクロップなり、麦・大豆、その交付金の平米単価と、それとことし一律平米単価プラス7円ということで聞いておりますが、そうしますと、かなり加工米は昨年は11.2円くらいだと思っております、10アール当たり1万1,200円ですか、それがことしは7,000円ということで、ホールクロップにしてもそうだと思いますが、一律平米単価7円なる根拠というものがございますか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） まず、平米7円という単価の根拠というお話でございましたけれども、これはまだ平成27年産が申し込み途中でございます。当然、飼料用米等が、加工用米から飼料用米等に変更される農家さんもいるかと思えますし、昨年の米価の下落で新たに飼料用米に取り組む方もたくさんいらっしゃると思います。そんな中で、町としてもある程度増加予想を見込みながら考えておまして、昨年よりは3割程度取り組み面積がふえるであろうといったことから、それを2,400万円を面積で割り算するとおおむねその程度の数字であるといったことでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） それと、先ほど飼料用米の話が出ましたが飼料用米については、区分管理と一括管理があると思うんですね。一括管理については何ら問題はないと思いますけれども、区分管理についての今後の対応ですか、そういったものはどこがやるんですか。

それと、もう一点ですけれども、生産調整が廃止になって国のほうからの、国・県はそういう形でやると思いますが、私が聞いたかったのが、町としては平成30年以降そういった生産調整が廃止するという事になったときに、この需給調整対策費の今後はどうな形になっていくのかなということを引きかかったわけです。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、区分管理方式の調査と申しますか、そういったことについてですけれども、まず、現地調査については、農林水産省、関東農政局まあ千葉地域整備事務所、こちらのほうが現地に行って確認をするといったことで聞いております。

区分管理方式は、一括管理方式は面積がかなり取り組みが多いと思えますけれども、あえて危険といいますかね、その基準単収以上のものがとれないとメリットもないわけなので、そういった専用品種に取り組む農家さんは区分管理方式でいかれると思えますけれども、そのような形でほぼ、一番多いのがやっぱり一括管理、区分管理については農政局のほうで現

地確認をするといったことで伺っております。

それともう一点でございますけれども、町の方針ということでございますけれども、やはり国の制度が直接支払いはなくなるにせよ、すみません、水稻作付分の7,500円はなくなるにせよ、その他の戦略作物、麦・大豆、ホールクroppサイレージ、飼料用稲、加工用米、こういったものについては、当然、国のほうもそのまま延ばすと、延ばすというか延長するとか当面廃止はしないという形でガイドライン等にも載っておりますので、町としましてもそういった部分と整合性をとりながら制度を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ちょっと大変失礼なんですけれども、私が聞き取れなかったのかわかりませんが、先ほどの一律平米単価7円になった根拠は何なのかと聞いたことは今、改めまして。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 一律7円というお話ですけれども、先ほどお話ししましたとおり、昨年の平成26年産の生産調整の面積よりもおおむね3割程度ふえるという見込みで、345ヘクタールを想定しているんですけれども、今年度、昨年度と同じですけれども2,400万円強を345ヘクタールで割り返しますとおおむね7円程度になるといったことから、その7円というお話が出てきたわけでございます。

それともう一つ、例えばホールクropp用サイレージ稲、これについては年を追うごとに価格が安くなっております。昨年は生産支援ということで単価を1,500円、そのほかに9,000円の町の奨励金がついておったわけでございますけれども、そういったものもだんだん減らしてきているという中で、その7円ぐらいがよろしい線じゃないのかなというところ辺もございまして、7円という形で、予定でございますけれども、町の予算要求の段階では、そういった形で7円という形で要求をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） わかりました。

じゃ、これは町長にお願いですけれども、今の話されたように、ことしについてはもう加工米とかはっきり言って、ホールクropp、麦・大豆というは限られてもうつくっているわ

けでなんですね、加工米はやっぱり加工業者との、集荷業者が契約でやってありますから、それ以上は余りふやせないのが現状なんですね。ホールクroppだって、耕畜連携じゃありませんけれども、畜産農家との関係上、それ以上はふやせない。

麦・大豆にしては、なおさら地盤の関係でこの管内ではそんなにふやすことはできないので、飼料用米ならどうだろうということなので、やはり需給調整対策費の2,417万円がなるべく薄まらないように、飼料米がふえるわけですから、そういったことを踏まえた中でも、まあ多分、産業課としても今実際に60町歩から70町歩、それに上乘せをしていきたいということで考えていると思うんです。そういったことをふまえていったときにはやはりその2,417万円の中で泳がすんじゃなくて、薄まることのないようにできる限り補正がとれれば補正で、もしも、できることならお願いをしたいということで、まあ生産調整の話はこれでしめたいと思います。

それから最後になりますが、私、本当に、素朴な質問で大変申しわけありませんが、防災無線の関係、先ほど話を聞きましたけれども、やはりこの防災無線というのは何かそういった名前から聞いてもすごく固い言葉なんですけれども、やはり電波法とかそういう関連があるんですか。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） おっしゃるとおり電波法の規制がございます。

先ほども私からも申し上げましたとおり、うちのほうの防災行政無線につきましては、規程と規則によって運用しているところでございます。

放送の種別につきましては、緊急放送と定時放送に分かれております。

緊急放送につきましてはご案内のとおり災害、火災等の緊急用のものについての放送を行っております。行政放送につきましては原則定時放送で行っております。これは時間につきましては、午前6時15分、それから12時15分、それから午後6時45分ということで3回実施しております。ですから先ほど議員がおっしゃいました件につきましても、住民にとりまして有益なものであれば、私としては積極的に周知していいんじゃないかなという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 今、総務課長のほうから内容の説明を聞きました。

そういった中で、緊急放送なり定時放送があるということで伺いましたが、やはり緊急放

送というのが外部にあるスピーカーありますよね、それとあと家庭内にある無線がありますけれども、その両方を使う場合と家庭内の室内で放送する場合もあると思うんですね。そういった中で、近隣の防災無線が聞こえてくるわけなんですよね。私のところは、山武市の防災無線がよく聞こえるんですよ。そうするとそういう関係の時間帯の何というのかな、例えば今言った朝6時15分、昼間の12時15分、夕方の6時45分、そういったものが例えば近隣市町のところと同時時間にやらないように調整はしているんですか。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 調整につきましては、ちょっと今、存じていないんですけれども、定時で流す放送につきましては、実際その施設が機能しているかというのが主なものでございますので、外のパンザマストですか、それで流しているものにつきましては、6時、正午、午後6時ということで流しておりますので、先ほど議員のおっしゃるとおりその流す種類によりまして、緊急一括というのに全部流す場合もありますし、それぞれ分けて放送することもできますので、その状況によりまして、その物によりましてうちのほうとしては流していきたいと、対応していきたいというように、そしてまた現在もそうやって実施しているところでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） じゃ、先ほどの総務課長の発言ございましたけれども、その近隣の市町とのその放送の時間帯というのは調整はしていないということではよろしいですか。

それと、これ最後になりますけれども、私も観光協会のほうに入っているわけで、やはり観光協会がこういった行事をやっているんだよということを、そんなに細かくじゃなくても、やはり放送を、できる範囲の放送、それはしてほしいということで、これは要望ですけれどもお願いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 近隣の団体との調整につきましては、申しわけありません、これからちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、具体的に観光協会という話でございますので、それにつきましては担当課を通じて放送原稿が上がってくると思いますので、その辺の中で協議をさせていただきまして、なるべく対応したい、できるような形で行っていきたいというふうに考えます。

よろしくお願いたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 生産調整について先ほど来、ご質問いただいて、最後に私どものほうにご提言をいただきました、その中で、やはり私も町を預かっている身の中で、やはり農業というものがこの横芝光町にとってどれだけ重要であるかについては十二分に理解をしている一人と考えております。

そうした中でやはり生産調整にかかわるこの公平感と、やはりそれとこの横芝光町の産業の核を、農業というものを守っていくという観点の中で、先ほど2,417万4,000円でしたか、その辺の部分については厳しい財政状況の中ではありますが、その辺の部分については、今後の、例えば今年度の米価の問題ですとか、やはり農業が衰退しないように町のできる最大限の努力を、これからもしていきたいと思っております。

それと、今後の生産調整の問題でございますけれども、産業振興課長が壇上でも申し上げましたけれども、まず今後10年間、やはり生産調整については国もしっかりとしていくという部分を農林水産省または千葉県農林水産部のほうから伝言は承っておりますし、また、飼料用米につきましては、全農が全量引き受けをするという確約も直接いただいております。そうした中で今後とも、農業施策についても、積極的にしてまいりたいと思っておりますので、特に鈴木和彦議員については、その辺の部分については精通をしておりますので今後ともご指導賜りたくよろしくお願いを申し上げまして答弁にかえます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 町長みずからありがとうございます。

私のほうから、最後ですけれども、本当にこれも生産調整については確かに稲作農家については、すごくこういった交付金も出していくとは思うんですね。

しかし農家というのは、畜産農家もあるわけですね。やはり耕畜連携、この町だけではどうにもならない問題だと思いますので、やはり畜産農家、円安で飼料高、これからだんだんなってくると思います。まあ豚価は今いくらか高いからですね、それなりだとは思いますが、やはりこのTPP交渉のどのような形で妥結するかによっては畜産農家のダメージというのは、かなりこれ、本当に厳しい状況になるかもしれませんから、そういったことを踏まえた中でも、やはり耕畜連携、畜産農家に対してもそういう飼料用米が少しでも安く供給されるような形の要望を県のほうにお願いをして私の質問は終わりにします。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

---

◎休会の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月5日から6月9日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月5日から6月9日は休会と決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時49分)

6 月 定 例 会

(第 2 号)

## 平成 27 年 6 月 横芝光町議会定例会

### 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 27 年 6 月 10 日 (水曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町重度心身障害者 (児) の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号審議 (質疑・討論・採決)  
町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 4 議案第 3 号審議 (質疑・討論・採決)  
平成 27 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 5 議案第 4 号審議 (質疑・討論・採決)  
平成 27 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 6 議案第 5 号審議 (質疑・討論・採決)  
平成 27 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 7 議案第 6 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 7 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 8 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 議員派遣の件
- 日程第 11 請願の件

---

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 11 まで同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 国における平成 28 年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

---

出席議員（16名）

1番	秋鹿幹夫君	2番	平山雅規君
3番	宮藺博香君	4番	山崎義貞君
5番	庄内賢一君	6番	鈴木和彦君
7番	齋藤順一君	8番	森川忠君
9番	川島仁君	10番	川島富士子君
11番	鈴木克征君	12番	野村和好君
13番	山崎貞一君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長	郡司民夫君	東陽病院事務長	大木良夫君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	秋葉義臣君		

---

職務のため出席した者の職氏名

局長 高蝶政道 書記 椎名晴美

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程に入るに先立ち、ご報告いたします。

本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号及び請願第2号について、お手元に配付のとおり審査結果報告書の提出がありましたので報告します。

---

◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

---

◇ 齋藤 順一 君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） どうも皆さん、改めましておはようございます。

ただいまご指名をいただきました、横芝光町鳥喰の齋藤順一です。

うっとうしい梅雨の訪れとなりました。

さて、5月臨時議会におきまして新議長に鈴木唯夫氏、副議長に川島仁氏が選任され、新体制のもと、議会がスタートいたしました。改めまして、正副議長におかれましては、ますますのご活躍を祈念いたしまして、両氏にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。今後ともご指導のほどよろしくお祈りを申し上げます。

最近、日本列島では、火山噴火警戒レベル等の引き上げなど話題となっておりますが、先月29日、鹿児島県口永良部の新岳では爆発的噴火が起きました。島民の皆様へ心よりお見舞いを申し上げますとともに、火山活動の鎮静化と、島外に避難されております皆様が一瞬も早く島に帰れますようにお祈りを申し上げます。

さて、6月定例議会におきまして、登壇の機会を与えていただきました鈴木議長初め、先輩議員、同僚議員の皆様は心より感謝を申し上げます。それでは、元気に質問させていただきます。町長初め、執行部には、明快かつ簡潔な答弁よろしくをお願いいたします。早速通告順に従いまして、質問に入ります。

まず、私のマニフェストの一つ、人に優しいまちづくりから、町民と行政の協働により地域の文化を大切に作る人に優しいまちづくりの関係より質問をいたします。

大綱1といたしまして、「まち・ひと・しごと創生ワーキングチーム」についてお伺いをいたします。

この質問は、6月4日定例議会初日、佐藤町長の平成27年6月議会定例会政務報告、また森川忠議員の地方創生推進計画の質問、議会終了後の「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定方針の企画財政若梅課長の詳細説明で、残念ながら大方答弁が終了した感がいたします。

しかし、この横芝光町創生について、私、齋藤順一は、平成25年6月より問題提起等を行ってまいりました。その6月定例議会では、高齢者の福祉の充実、高齢者人口の推測、高齢者人口への対応、若者と老人の共存の模索など、さらに平成25年12月定例議会では、少子高齢化への対応、そして平成26年3月定例議会では、女性の社会的地位向上について、町職員の女性管理職増員の希望、女性の社会進出について、男女共同参画社会について、また、平成26年6月定例議会は、横芝光町活性化のための重要施策は、まちの人口減と高齢化率と10年後の推計について、町の10年後の65歳以上と生産年齢の推計について、あるいは平成26年9月定例議会では、横芝光町の消滅回避の方策、その具体的工程、いわゆる政策作成をお示しく下さい等、さらに最後に、平成26年12月定例議会では、地方創生について、その計画進捗状況について等々、熱く壇上にて議論を重ねてきたところでございます。

ところが、私が町を憂える熱意を執行部の皆様方にはお酌み取りいただきまして、6月4日定例議会初日の答弁のとおりなどくれぐれも回答することのなきよう、切にお願いを申し上げます、質問をいたします。

それでは、(1)計画と内容と目的をより具体的に、かつわかりやすくご説明ください。

次に、平成26年12月定例議会にいみじくも申し上げました、(2)シティマネージャーの役割等について、説明をさらに求めます。

(3)ワーキングチームの目指す雇用創生、移住定住促進、出会い結婚出産、地域づくり、観光振興の各具体的な方向性はいかなるもののでしょうか。お示しく下さい。

そして最後に、(4) ワーキングチームの成功へは、何が一番先に必要と思えるのか、当局の見解をお伺いいたします。

次に、私の目指すマニフェストの一つ、安心・安全なまちづくりから、私たちの通学路の安全確保、高齢者に優しい歩道整備、積極的な防犯体制に取り組むより質問をいたします。

大綱2といたしまして、子ども・子育て支援についてお伺いをいたします。

(1) 町立保育所と私立保育所、幼稚園等への今後の基本的な町の考え方についてお伺いいたします。

(2) 町立保育所3カ所の職員数と正規職員数と外部委託職員の割合についてお伺いしたいと存じます。

(3) 町立保育所3カ所の正規職員と外部委託職員の平均月額報酬及びその人数と報酬比較はについてお伺いいたします。

(4) 自園給食と外部委託給食の差を町はどのように感じておられるのでしょうか、お伺いいたします。

以上、大綱2点より、壇上より質問させていただきます。

[7番議員 齋藤順一君降壇]

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、齋藤順一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私から「まち・ひと・しごと創生ワーキングチーム」についてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、福祉課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお伺いをいたしたいと存じます。

初めに、計画と内容と目的等とはのご質問でございますけれども、本年10月をめどに「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たり、全庁的な取り組み体制を構築するため、本年4月に私を本部長とするまち・ひと・しごと創生推進本部を設置いたしました。また、その下部組織として3つの専門部会を、さらに5つのワーキングチームを設置したところでございます。

このワーキングチームは、横芝光町の将来を担う若手職員50人が集まり、町の将来を考えるとともに、若いエネルギーとアイデアで地方創生事業の起草作業に深くかかわることを目的としており、雇用創造、移住定住促進、出会い結婚出産、地域づくり、観光振興の5つの

チームに分かれて、それぞれのテーマごとに総合戦略に位置づける創生施策の創案を作成すべく、チームリーダーを中心に、使命感を持って活動しているところでございます。

今後、ワーキングチームでの検討を6月末までに終え、関係課で構成するまち創生専門部会、ひと創生専門部会、しごと創生専門部会で創案事業の実行性について検討した後、まち・ひと・しごと創生推進本部で素案をとりまとめたいたと考えております。

次に、シティマネージャーの役割等についてでございますが、4月から千葉大学准教授の鈴木雅之氏を当町のシティマネージャーとして委嘱し、週に一、二回勤務していただいております。シティマネージャーの役割は、横芝光町人口ビジョンや総合戦略の策定作業に深くかかわっていただくとともに、地方創生に向けた諸施策の推進や、町の政策アドバイザーとして、まちづくりを総合的に補佐することを目的としており、さっそく豊富な知識と外部からの視点で町の魅力や、地域資源の活用方法等を各ワーキングチームとともに検討していただいております。

また、千葉県の拠点大学である千葉大学からシティマネージャーが派遣されていることから、国が推進している大学と自治体が連携して進める地方創生への活用も検討されており、本町の創生に貢献していただける人材であると大きな期待を寄せているところでもございます。

次に、ワーキングチームの目指す雇用創造、移住定住促進、出会い結婚出産、地域づくり、観光振興の各具体的方向性はとのご質問でございますが、本年4月に作成した「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針」の重点検討項目の中で具体的方向性を示しており、雇用創造チームは安定した雇用を創出する、移住定住促進チームは地方への新しい人の流れをつくる、出会い結婚出産チームは若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、地域づくりチームは時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、観光振興チームは地域の魅力を最大限に活用し町を活性化する、などの政策目標を掲げて検討を開始しております。

最後に、ワーキングチームの成功へは何が一番先に必要かと思えるのかとのご質問でございますけれども、ワーキングチームにはまず、今後の少子高齢化時代の役場職員としての直接支える世代であることを自覚すること。2つ目として、未来のあるべき町を描き、その上で今何をなすべきか考えること。3つ目として、実現可能か不可能かにとらわれず、公務員の枠組みを超え、斬新かつ自由な発想で創生事業を検討することが必要であり、このような意識を持ってワーキングチームの作業に当たるよう指示したところでございます。

また、創生事業の創案づくりは、ワーキングチームだけでなく、各専門部会でさらに詳しく検討を行うなど、職員一丸となって地方創生にかかわる体制と工程表を作成し、総合戦略策定方針としてお示しをしているところでございます。

今後は、町民の代表や産業界、教育機関、金融機関、メディア等幅広い分野の方々と交えた横芝光町まち・ひと・しごと創生会議にもご協力をいただきながら、人口減少の克服と地方創生をテーマに町全体の意識共有を図り、総合戦略の早期作成とそれに位置づける地方創生事業の着実かつ計画的な実施が、横芝光町の地方創生を成功させる方策であると考えておりますので、議会議員の皆様方にも格別のご理解とご協力をお願いを申し上げまして、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 齋藤順一議員の子ども・子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、最初に町立保育所と私立保育所、幼稚園等への今後の基本的な町の考え方についてですが、平成27年4月1日現在の保育所及び保育園の入園者数は、認可保育所8カ所で573人、定員755人に対する在所率は75.9%です。同様に、設置認可幼稚園では2カ所で146人、定員210人に対する在所率は69.5%です。さらに、保育所の在所率を町立、私立別に見てみますと、町立保育所が33.3%である一方で、私立保育園は99.6%と、ほぼ定員数を確保している状況です。なお、幼稚園では平成23年度をピークに、在所率は低下傾向にあります。

町といたしましては、今後も基本的には現在の体制を維持しつつ、受け入れ人数を確保したいと考えておりますが、少子化の進展が見込まれておりますので、今まで以上に施設間の連携を密にして、町全体の一体的な受け入れ体制を整え、子育て世代の皆様を支援したいと考えております。

次に、町立保育所3カ所の職員数と正規職員と外部委託職員の割合についてお答えいたします。平成27年4月1日現在の町立保育所の職員数は、大総保育所6名、横芝保育所11名、上堺保育所9名で合計26名です。このうち23名が保育士です。23名の保育士のうち、外部委託の保育士は、大総保育所2名、横芝保育所4名、上堺保育所3名で合計9名となっており、外部委託の割合は、大総保育所40%、横芝保育所40%、上堺保育所37.5%で、全体では39.1%となっている状況です。

次に、町立保育所3カ所の正規職員と外部委託職員の平均月額報酬及びその人数と報酬比較についてお答えいたします。平成27年4月1日現在で、町保育士14名の平均年齢は48.1歳、平均月額報酬は35万1,200円です。委託保育士9名の平均年齢は35.9歳、平均月額委託料は26万6,930円となっています。町では平成14年4月を最後に保育士の採用をしておりませんので、町職員保育士は、平均年齢の上昇に伴い、平均月額報酬は増額傾向にあります。

最後に、自園給食と外部委託給食の差を町はどのように感じているかについてお答えいたします。齋藤議員もご承知と思いますが、各町立保育所ともに給食室が狭く、調理機器を整備して自園給食を行うことが困難な施設環境だったため、旧横芝町では学校給食センターに保育所の給食をお願いしておりました。現在、町立保育所の給食については、国の特区認定を受け、平成23年4月から民間専門業者への外部委託により実施しております。委託契約期間を3年としているため、平成26年4月に平成29年3月までの契約を更新したところでございます。

自園給食は、地元産の安心・安全な食材を使用できること、子供たちが調理風景を観察でき、食育にも有効であること、食物アレルギー対策等に十分な配慮ができることなどの利点があると認識しておりますが、各保育所の給食室の整備や調理員の確保を考慮いたしますと、外部委託により給食を実施することは、現状ではやむを得ないと考えます。

外部委託給食を開始以来、定期的に保育所給食代表者会議を開催しておりますが、保護者代表の皆様からもおおむね良好な感想をいただいております。今後も食中毒や食物アレルギーなどの事故防止に努めることはもちろんのこと、できるだけ自園給食に近い、安心・安全でよりよい給食を外部委託により提供していきたいと考えております。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） それでは、再質問をさせていただきます。

順不同になりますけれども、大綱2の子ども・子育て支援についてよりお伺いさせていただきます。

1番に、町立保育所と私立保育所、幼稚園等の今後の基本的な町の考え方について、再度お伺いします。

佐藤町長は、県内でも早くに推進してきました、高校2年生まで医療費の無料化、私立保育所等への手厚い補助、子育て支援事業の助成、そして健康管理課の各種子育て支援事業など、手腕、実績は高く評価いたします。

しかしながら、その反面、現状、町立保育所と私立保育所、幼稚園等の、私だけでしょうかね、現在、強く格差を感じるところでございます。各所、各園の経営方針及び自主性を尊重し、選択の自由は保護者にあると決めつければ、問題は簡単なんですけれども、行政としてバランスのある公平な教育、保育環境の保持は私は重要と考えますが、その点、町長でも課長でもいいです、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 施設的には町立保育所、今3つ運営しているわけでございますけれども、老朽化ですとか、そうした部分で、やはりその部分については差は否めないかと思っておりますが、実際この職員、また外部委託しているクラスをやっていただいている皆さんにつきましても、子供たちを育て、育んでいくという部分については、同じ気概で進んでいってもらっていると確信をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） それでは、その次の質問は、後でまとめてまた町長にお伺いするとして、それでは次に、2と3番、関連がございますので、まとめて質問させていただきます。

2の町立保育所3カ所の職員数の正規職員数、外部委託職員の割合と、3、町立保育所3カ所の正規職員と外部委託職員の平均月額報酬及びその人数と報酬比較は、このことは大綱1の質問で、「まち・ひと・しごと創生ワーキングチーム」について大きくかかわってきます。

何を申し上げたいかといいますと、今課長よりお伺いしました数字の現状より、もう一回お伺いしますけれども、確かに率、正規に答えていただきましたけれども、本筋は、何をこの数字の現状より認識をされて、行政として今後何をすべきかという形で、いみじくも町長もその部分は言ってもらいましたけれども、課長のご意見もあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 先ほどもご答弁申し上げましたように、町職員の保育士並びに外部の委託保育士、これらがやっぱり混在をして同じ業務に当たるとするのは、やはり現場のほうでもなかなかやりにくいという話も聞いております。

また、給料といいますか、報酬の関係につきましても、保育士の経験年数の差はあるにし

でも、やはりどうしても町職員の給料と、それから委託の保育士さんのいわゆる委託料ですね、そちらの差があるというのも認識をしております。

これらの改善につきまして、担当課としても今後慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） じゃ、その辺、よろしく検討のほどお願いします。

それでは、大綱2の最後に、4ですね、失礼しました。自園給食と外部委託給食の差を町はどのように感じているのかという形ですけれども、先ほど答弁いただきまして、外部委託の給食でより充実にといいことで、3年契約の委託というお話がありましたけれども、現実、保護者の皆さんの声を聞きますと、私立に比べると給食の内容が非常に劣っているんだと。かわいそうだから、入所前の保護者とか入所中の保護者に聞きますと、大抵の形が、これは今、町立の外部委託の給食はおいしいかもしれません。私どもも前、給食運営委員をやっていたので、いただきせてもらいましたけれども、決してまずいとは申しません。ただ、よそがいいだけです。ですから、比べれば悪いということです。私も食べたんですよ。ですから、大きく変わりますね。その辺もう一回ちょっとその考え方。おいしいものを出しているんだというんじゃないで、そういう声がありますけれども、それは今後どういった改善をされるお気持ちがあるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 給食の件に関しましては、外部委託の給食を初めて来、保護者の代表の方ですとか、定期的に集まっていたいただきまして、給食の試食等をしてまいりました。先ほど答弁で申し上げましたように、その場ではおおむね皆さん良好な感想を言っていたいておりまして、今年度につきましても、近々開催をしたいなというふうに思っております。

ただ、今議員がご指摘ありますように、やっぱりよそから比べると劣ってしまうということでございますので、実際、正直申し上げまして、まだ私、保育所の給食のほうの現物を見ておりません。なので、ことし行われます予定されている会議のほうには出席をさせていただいて、実際、現物を見せていただいて、業者のほうに要求できるものについては要求をして、よりいい給食にしてもらいたいというふうに努力したいと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ひとつよろしくお願いします。

この子ども・子育て支援については、佐藤晴彦町長も非常に努力して、県内にも初めて子

供たちの現物支給で、今、高校2年生までですか、医療費を無料にして……、失礼しました、3年ですね。医療費が無料だからこっちに住みたいという話も聞いたこともございます。これはもう事実でございます。

しかし、同じ場所で教育、あるいは保育を受けている町で格差があるということで、これはもう老朽化した施設というのは、これからお金をかけて採算ベースという形を考えると、非常に難しい問題なんですけれども、町長、私ちょっと考えたんですけれども、戦後から町立保育所の役割を振り返りますと、保育は地域の労働力確保、生産性の向上など、保育等によって、はかり知れない地域社会に恩恵をもたらしてきたと思うんです。私も今、横芝保育所の前、鳥喰上のお寺の時代からのその部分であって、非常にその地域に恩恵はこうむってきたなど。

しかし、今、町立保育所を考えると、その一定の役割に大きな変化が見えてきたような感じがいたします。厚生省、文部省、その枠を超えて、町立保育所の統廃合を、齋藤順一、私の私案なんですけれども、研究されなければならないというときが来たように感じております。

しかし、公平な教育環境の保持は、行政のやっぱり重大な責務だと思いますので、給食の工夫も、よそ様の新しく建てた保育所なんかは自園給食で非常においしいと言われておりますので、町給食センターの利用も、文部省、厚生省の枠を、知恵を少し出せば、その枠を、今立派に小・中学校さんはすばらしい施設の給食を召し上がっているわけですので、知恵を出せば、弊害的な縦割りの厚生・文部は変えて提供できるような研究を少ししてもらえればと思います。

最後に、正規職員と外部委託の差ですけれども、アウトソーシングで行政の労務低コストの追及も結構なんですけれども、外部委託職員の責任と、やっぱり保育所なんかはというのは、労働の重さは正規職員と全く変わりませんので、しかし賃金は安くて。まして横芝の将来を背負って立つお宝を預けているところですので、そういうところをもう少し執行部も考えていただきまして、正規・非正規の格差是正、待遇改善等をお願いいたしまして、これは答弁は結構ですので、大綱2の質問は、次の再質問に移らせていただきます。

「まち・ひと・しごと創生ワーキングチーム」について、4日にあれだけよく説明していただきまして、さらにご説明をしていただきまして、本当にありがとうございます。

この案件は、私が平成26年12月11日定例議会で、まち・ひと・しごと創生本部は、日本版シティマネージャー派遣の要件には、市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、地域

変革への対応、政策提言等を昨年の12月11日にご提言申し上げました。

それで、やっとなんていいますか、もちろん同じ計画もあったんでしょうけれども、1番と2番を同時にさせていただきます。再質問ね。1番、2番、関連があります。

計画と内容と目的、わかりやすく説明していただいたんですけども、次にまた、年次目標の「人口ビジョン政策」のいわゆる人口の分析、将来展望によって当町では何を導き出そうとしているんでしょうかね。年次目標によって。

次に、重点点検項目の欄がここにいただいた資料にあるんですけども、重点点検項目だと、政策目標はまち・ひと・しごと、好環境を支える町などが上がっておりますが、要するに国の方向性は、商品券だの、公共工事だの、景気対策、人口対策など、渾然として、国の政策が私はよくわからないんですけども、これコピーで非常によくつくられているとは思いますが、自治体が、いいですか、これコピーで簡単に非常によくつくってあります。これは私が3年かかってもつくれません。ですけども、本来国が求めているのは、自治体がみずから創造するという観点から、当町はこれの方向に、どこに目標を設定するのか、ちょっとこれでは見えてこないですよ。

例えば、当町の農産物をこれからあったとしますよね。じゃ、これはグローバルに国際社会に通用するような形で地域まちづくりをするのか、あるいは地産地消で地域完結型の経済をつくりたいのか、そこの部分を、1丁目1番地をはっきりさせないと、こういった立派な、これ総務省のコピーでつくっても、その1丁目1番地、もう一回言いますよ、いいですか。グローバル化した地域社会をこの横芝光町を持っていくのか、国際競争力に勝つ、例えばねぎが1本100円だったら、外国に、台湾に輸出すれば300円で売れるよというふうにするのか、あるいは、いいですか、地産地消で、この中で近隣町村まとめて、コンパクトに完結した地域の経済をつくっていくのか。

ただし、今、国でやっていることは、プレミアム商品券、はい、使います。それは確かに2割、3割のあれですから、お金も流動的になって、経済も少しは部分的にカンフル剤的になるでしょう。あるいは公共工事で、防音工事しなさい、お金出します、それもいいです。どっちがどっちかわかりません。

ですから、町は、もう一回言いますけれども、自治体みずから創造するという形で、この部分はよくできているんですけども、これ何割、自分のオリジナリティーがあるんですか。これちょっと疑問なんですね。その辺、町長、どっちに、グローバルか、あるいは地産地消か、どっちの方向でしょうか。お答えください。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 「横芝光町まち・ひと・しごと創生戦略」を、10月をめどに今策定をしているところでございます。それは先ほど壇上でもお答えをさせていただきました。

その中で、この地方創生をどのような目標にしていくかについては、やはりこれからつくる総合戦略の中でしっかりとした方向性をつけて、それを目標として進めるための策定作業をしているところでございますので、ここの部分についてはご理解を賜りたいと思います。

また、横芝光町の基幹産業である農業、これをどうするかというようなご質問なのかなというふうにも思いますが、地産地消というわけにはいきません。やはりこの横芝光町の農業、これだけの今までの技術と歴史を、もっと農業を守り、育てていくためには、グローバルとって世界的なものになるかどうかは別問題としましても、これから圏央道も全区開通に向けて今、国交省も頑張っている中で、やはり一大消費地、東京都周辺を目標にした、農産物の生産地としての横芝光町の地位をこれからも確たるものとするために努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ちょっとかみ合わないんですね。もちろんそうなんです。確かにそうなんです、私が申し上げたいのは、例えばこれから農産物交渉で、牛肉など畜産農家が例えば来ますよね。農産物は肉があるとします。外国から安い、オーストラリアあたりからもっと全然、あるいはお米もそうです。太刀打ちできないものが出るかもしれません。けれども、それに立ち向かっていかなければならない現状も地域社会にあると思うんです。

その方向で、じゃ、国際競争力に打ち勝つまちづくりをするのか、それを1丁目1番地にする。あるいは、地域で完結する、どんなに安くなったっていいんだよと、牛肉は安心・安全な食を提供するんだと。要するに安い食材なんか信用できないんだと。外国なんか輸出しないで、地域の経済を地産地消で完結させて、この地域を潤わせるんだという、それはトップリーダーがその指針を与えてくれて、初めてそのプロジェクトチームは成功すると私は確信しています。

ですから、その辺を、答弁は結構ですので、その辺を最初に、まず1丁目1番地をお決めになって、せっかくワーキングチームができたんでしょうから、そのトップリーダーとして意思決定をしてもらいたいということ。

あと、ちょっと補足させてもらいますけれども、今町長からいろんな形でのプロジェクト

の対応の部分を書いていましたけれども、人口、これはどの部分に入るんですかね。人口減少対策、妊婦出産懐妊、その部分も余りに、これちょっとよく考えますと、私これ疑問に思うんですけれども、町とか国が幾ら子供を何人つくろうが、そこの辺まで介入するという部分もあるんですよ。個人の権利の中では。

かつて私、私だけでしょうかね、嫌なふうに感じるんです。私は戦後の生まれなんですけれども、戦中、戦前、こういう産めやふやせという言葉があって、そのイメージが強くて、国が人口率を、もちろん上げる努力はいろんな形でいいんですけれども、まして行政の町がその部分の、子供をつくることによって町が繁栄して国家が繁栄するのはいいんですけれども、つくるつukらないは個人の自由ですから、その辺のバランスというのは、町長、どんなふうに考えていますか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変難しい質問で。確かに各家庭の中で子供を何人つくってくださいだとか、そういう部分については、極めてプライベートな話の中であって、これを国においても、自治体においても、これをそうしてくれという話ではなくて、やはり我々、人としてこの日本に生活している中で、できるものであれば、多くの子供を育てていきたいというのは、これは人情ではないかなと思っております。

しかしながら、いろいろな家庭の中での経済的な問題ですとか、実際に小さい子供を育てていくことの大変さというの、私も実感しているところでございますし、齋藤議員も実感しているところであると思えます。

そうした中の問題をどう行政がクリアして、お手伝いをして差し上げられるかという問題が一番大きな問題であると考えておりますので、そこについて、どのような施策が執り行われ、やっていけるのかというのが今回、自治体間で地方創生の流れのある意味、大きな目標の一つになっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ひとつよろしく申し上げます。

また蛇足ですけれども、いろんな考え方があって、いろんな形があって世の中成り立っているんですけれども、ちらっと聞いたんですけれども。いや、おらほに余人を呼んできてもらってよ、人口あれだよなという話が、移住人口がふえて環境が変わっちゃうとよ、町そんなあれだったら、環境が変わってもいいや、消滅したっていいやという考え方も反対の中

では、保守的な考えになるかもしれませんが、子供をつくって、国家、町が潤うという形があって、子供つくってと、そんな形の部分の価値観というのが多様化しておりますので、行政がその部分について一方的にプロジェクトチームなんなりを、それを踏まえてしませんと、非常に問題が大きくなるということをお伝えして、次の2のシティマネージャーの役割について、再質問させていただきます。

私の浅学な知識で、アメリカの議会がシティマネージャーを任命して講師を任せるぐらいで、シティマネージャーというのは何でしょうかね。そのところがいまいまいわからないです。

憲法第93条、地方公共団体には法律の定めるところにより、その2か、2項か、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する、という形の部分で、憲法第93条に、非常に前、政治学のあれで、ちらっとそういう形で前に思っていたんですけれども、もう少しちょっと、日本版シティマネージャーの役割をもう少し砕いて教えてもらいたいんですけれども、憲法第93条第2項に抵触するおそれがあるんじゃないかと心配していますので、お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問にお答えします。

今回のシティマネージャー、鈴木雅之千葉大准教授を、ご説明したように、採用させていただきました。今回のシティマネージャーは、今回の地方創生に直接、国の人的支援という制度の中で、当町を含め、県内では3市町が利用させていただいたということでございます。

このシティマネージャー、職名も非常勤特別職としてのシティマネージャー職ということで辞令も出しておるところなんですけど、直接的には、今回の地方創生に関する町の総合戦略、人口ビジョンも含めた、その取りまとめに当たって、さまざまなアドバイスですとか、その作業にかかわっていただくというのが直接の目的で来ていただきました。

町長の答弁にもありましたように、それだけではなくて、町全体の、せっかくさまざまなご経験、知見をお持ちのシティマネージャーでございますので、総合戦略の策定だけでなく、その実行、それ以外の町の施策のあらゆる場面での町長の政策アドバイザー、それとさらに、千葉大学から来ていただいているということから、千葉大学においてもこの千葉県の中心の大学ということで、大学としても地方創生に貢献するというようなミッションと申しますか、お持ちでございます。その施策もお持ちでございます。そういう指定も国から受けております。逆に大学の働きかけとして、我々の地域を中心とした、地域に貢献をするとい

う計画もお持ちですので、そういったものとかみ合せまして、私どもの要望と大学の意向と  
いうのがうまく重なれば、よりいい地域創生につながるというようなことで期待をしている  
ところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） なるほどね。ですから、イギリスとかアメリカとかという形で堅苦し  
く考えなくて、横芝光町の支配人ぐらいの形の理解でよろしいんですか。私もちょっと深く  
考えるちなものなので。その辺でよろしいですか。

それでいいならいいという形で、あとシティマネージャー、学識経験者という表現がここ  
でございませけれども、この学識経験者の説明をいただいたんですけれども、職務の内容と  
かという形をもう少しちょっと詳しく教えてもらえますか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） シティマネージャーの今回の採用に当たりましては、シティ  
マネージャーの設置に関する規則を設けております。

先ほど来、憲法に抵触というようなお話がありましたが、これは地方公務員法に基づきま  
す、先ほど来申し上げているように、非常勤の特別職ということで、町長がその職を設置し、  
その職に当たる鈴木雅之さんを委嘱というか、辞令を出したということでございます。ただ、  
名称がシティマネージャーということで、ちょっとその名称から受ける印象ということで、  
ご質問の趣旨もあるのかなと考えております。

マネージャーというと、よくいろいろな物事を統合してその中心となるということでござ  
いいますが、今申し上げましたように、地方創生のアドバイス、町がこれから策定するその作  
業のアドバイスを行うという面では、確かにその面でのマネージャーでございます。策定を  
行うということと、それを推進する。さらに、それを含めた町全体の施策を町長にアドバイ  
スするという意味で、その分野での仕事を統合して、その中心となっただいただいているとい  
う意味のマネージャーという用語でございます。

あくまでも身分は特別職の非常勤職員ということで、町職員ということでございますので、  
そういう面で、職務の範囲の中で最大限の能力を発揮していただくという役割を担っている  
ということでご理解いただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 次のワーキングチームの目指すものというのは大体、町長の詳細説明

で理解できましたけれども、最後に、成功へは何が一番大切かと思えるという形で、いまだちょっと明確な印象が薄いもので、もう一回聞きますけれども、横芝創生について申し上げたいことは、ワーキングチームがたくさん頑張っても、議員と職員の意識改革がまず一番先だというふうに私は思います。

労務コストを追求したのみで、アウトソーシングで大幅人員削減とか、議会なんかも、運営上、最低4人の人数にして、報酬は費用弁償でいいとか、民間でできないのは町長の印鑑だけだと。議員、町職員になった初心に戻って頑張らなければいけないんですけれども、もう一回、町長に伺いますけれども、そのワーキングチームへの意気込みをもう一回お伺いさせていただきます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくやる気だと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） おっしゃるとおりです。時間もそろそろ来ました。

昨年12月にも申し上げました、定例会でも。佐藤晴彦町長は、「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、そして若いワーキングチームのリーダーとして、自治体がみずから創造する常識はずれな遠大な発想を持ち、町長はふるさと創生へ想像の翼を広げ、実行は職員が行い、手柄も職員、失敗は町長と決め、政策実行をし続け、職員全員の意識改革をし、町の創生への道、未来ある横芝光町の創造に向かい、全力疾走をお願いして、甚だ簡単ですけれども、以上で私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時55分)

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

---

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔4番 山崎義貞君登壇〕

○4番（山崎義貞君） こんにちは。日本共産党の山崎義貞でございます。

初めての壇上からの質問をさせていただきます。

まず、初めに町長の政治姿勢について伺います。

まず、1番目、憲法9条破壊の戦争法案についてどのように考えているのかであります。

憲法9条は、憲法前文とともに、三大原則の一つである平和主義を規定しています。戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認、この3つの規範的要素から構成されています。日本国憲法を平和憲法と呼ぶのは、憲法前文の記述及びこの9条の存在に由来しているからであります。

今、国会論戦中の戦争法案、安全保障関連法案とも呼んでいますが、憲法9条を破壊する法案の重大問題は、米国の他国に対する先制攻撃にノーと言えない日本政府が、米国の言うままに集団的自衛権を発動し、参戦する危険です。この戦争法案は、自衛隊員が戦闘地域で武器を使用する、他国の人を殺すことができる、自衛隊員も殺される、まさに戦争そのものになってしまいます。

今、多くの良識ある方々が声を大にして反対を訴えています。この戦争法案の重大問題は米国の無法な戦争、国連憲章と国際法を踏みにじった先制攻撃の戦争を実行したときに日本が参戦するかどうか、集団的自衛権の発動要件である新三要件を満たしているかどうかの判断が、時の政権の裁量に任されており、事実上幾らでも無限定に広がるおそれがあることにあります。実際、安倍首相は、三要件に当てはまれば法律上あり得ると国会答弁をしています。

この法案、もしも国会を通れば、一番影響を受けるのは自衛隊員です。多くの犠牲者が出ることになります。犠牲者が出れば、たちまち自衛隊員の応募者が少なくなり、徴兵制になりかねません。実際、アフガン・イラク戦争で支援に行き、帰還された自衛官54人もの方々が派兵後にみずからとうとい命を絶ちました。このようなことは絶対にあってはならないことであり、家族に悲しい思いをさせてはならないことと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

2の米の輸入をふやし、畜産農家の廃業につながる地域経済を壊すTPP交渉について伺います。

昨年秋、大暴落した米価、米農家は大きな悲鳴を上げました。体験したことのないような1俵7,000円から8,000円の低米価。米はつくればつくるほど赤字になる。米つくって飯食えない。米づくりをしている農民の切実な怒りのような叫びが全国から沸き起こりました。米価の暴落により展望を失い、みずからとうとい命を絶ってしまった人々が全国で何人もありました。この千葉県においてもあったと聞いています。

生産原価を大きく下回る米価暴落の原因、その大きな要因の一つ、それは政府が米の過剰を放置してきたこと。もう一つは、政府が需給管理を放棄したことではないでしょうか。

T P P交渉でアメリカは、日本に対して21万5,000トンの要求をしています。日本側からは5万トンの受け入れ、さらに譲歩の構え等々を取り沙汰されています。豚肉や牛肉においても関税の引き下げを要求し、牛肉関税は4分の1の9%に、豚肉関税は10分の1のキロ50円に、大幅な引き下げを求めています。

こんな交渉が成立したならば、この町の基幹産業である米、そして畜産農家は壊滅的打撃を受けます。畜産農家が廃業になれば、そこに携わる関連企業、全てが同じく廃業になります。食肉センターも同じであり、商店の営業も成り立たなくなると思います。全て循環してこそ町の発展になる、そのことを壊すようなことになるT P P交渉に断固反対し、交渉からの撤退をすべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

3の横芝光町への経済の影響は、について伺います。

T P P交渉で主食用米の輸入拡大、牛肉、豚肉の関税の引き下げなどが行われた場合に、横芝光町の経済の将来展望が見通せなくなると危惧します。町の農業生産出荷額にどれくらいの影響が出るのか、試算はしてあると思いますので、報告を求めるものでございます。

そして、第2に、町民のいのちと健康について。その1番目の国保税の引き下げをについて伺います。

国保税の引き下げは、私たち日本共産党の町政アンケートの中でも、国保税の引き下げを求める声が一番多く、東陽病院、地域医療の充実、そして高齢者の医療費の負担軽減の3点が調査に協力していただいた町民の圧倒的切実な要望であることがわかりました。

そこで私は、払いたくても払えない人に国保税の軽減措置を町独自で行っていただきたいと考えます。

今年度から、低所得者に対して、新たに保険料の軽減対象となる自治体への財政支援が拡充され、5割、2割軽減の基準が見直しされ、負担軽減の対象者もふえたことと思いますが、反対に課税限度額が上がり、1世帯当たり、基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金、

合わせて4万円の課税増となる世帯もあります。一般会計からの繰り入れで低所得者に対しての負担の軽減をしていただくことを求めるものでございます。

(2)の資格証明書について伺います。

現在、国保の加入世帯数と被保険者数、正規世帯数、短期世帯数、そして資格世帯数の人数と所得階層の内訳も教えていただきたいと思います。

(3)の東陽病院の診療科目の増設について伺います。

東陽病院は、町民の健康と命を守る大事な病院であると考えます。若い女性に安心して子供を産み育てることのできる頼れる病院として、東陽病院に産科と小児科、そして心療内科の増設を求めます。

この町には産科と小児科、心療内科の医院がなく、他の市町村の医院、病院に行かなければなりません。東陽病院に産科、小児科を増設して、若いお母さん方が安心して受診できる病院と考えていますが、いかがでしょうか。

また、大変なストレス社会となっている現在、学生から大人まで、男女を問わず第一線で活躍している人、誰もが精神疾患になり、職場復帰、社会復帰に多くの時間を要して治療していることと思われまます。この心療内科医院は近隣市町村にはなく、遠くまで行かなくてはなりません。第一次横芝光町総合計画の中で示されている医療体制の整備の中で、東陽病院の機能充実に努めまますとあります。診療科目の増設で、町民の頼りになる、より安心して受診できる地域医療の中核病院にしなければと考えまます。診療科目の増設を求めるものでございます。

(4)の東陽病院夜間救急の体制の問題ですが、医師、看護師の確保の手だてをとり、夜間救急、休日救急の体制の充実を図っていただきたい。

そして、第3に、介護保険制度についてであります。

(1)の制度の充実について伺います。

今年度から、要支援者の訪問介護、デイサービスを縮小、打ち切りとなると認識してまます。また、特養ホーム入所基準を要介護1と2を原則排除になりました。そこで、横芝光町では、要支援者の総合事業への実施について具体的な説明を求めるものです。

(2)の保険料、利用料の負担軽減について伺います。

町独自で行っている保険料、利用料の軽減、もしくは免除の制度はあるのでしょうか。また、要支援者1と2、要介護1から5までの認定者数についても教えていただきたいと思いまます。特養ホーム入所希望者数もあわせて報告を求めるものでございます。

町長並びに町当局からのより詳しい説明を求めて、壇上からの質問とさせていただきます。

〔4番 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは町長の政治姿勢についてお答えし、その他のご質問については各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、憲法9条破壊の戦争立法についてどのように考えているかでございますが、日本国憲法は前文で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と述べ、基本原則として平和主義を採用することを明らかにし、この平和主義を具体化すべく、憲法第9条は戦争の放棄を定めています。

山崎議員からお話がありました、集団的自衛権の行使を可能にする「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」は、5月14日に閣議決定され、現在衆議院において審議がなされているところでございます。しかしながら、戦後の安全保障政策の転換を内容とし、社会的にも大変大きな関心が高い重要法案でありますので、国権の最高機関である国会において、適切に議論がなされるものと考えておるところでございます。

次に、米の輸入をふやし、畜産農家の廃業につながる地域経済を壊すTPP交渉についてお答えをさせていただきます。

例外なき関税撤廃が原則の環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPへの参加が決定されれば、日本の農林水産業に対する影響は甚大であり、平成25年3月に内閣官房から発表された国内の農林水産物の生産額への影響は、米が1兆100億円の減、豚肉が4,600億円の減と試算されており、総額では3兆円程度減少すると試算がされております。

農業を基幹産業とする当町にとって、大変深刻な問題であることから、到底受け入れできないものではないと考えており、これまでも全国町村長大会や千葉県町村会定例会など、いろいろな機会でもTPP反対を明確に表明しておるところでございます。

しかしながら現在、国ではTPP参加を前提とした日本の農業のあり方について検討を重ねていることと思っておりますので、その検討結果と、今後のTPP交渉を注視してまいりたいと考えております。

次に、横芝光町への経済の影響はについてでございますが、農林水産省が公表した農林水

産物への影響試算の計算方法により、平成25年3月を基として千葉県が発表した試算では、県内の農業産出額の4分1程度に相当する1,019億円が減少することと試算をしているところでございます。

同様に、横芝光町の農業生産額を試算すると、総額で73億2,000万円から50億円へと減少することとなります。中でも米は22億3,000万円であったものが、11億2,000万と半減するなど、当町における影響は大変深刻なものとなることが予想されますので、今後のTPP交渉と国の対応方針を注視しながら、当町に合致する振興策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） 山崎議員の大綱2点目、住民のいのちと健康についてのうち、国保税の引き下げをと、資格証明書についてのご質問にお答えいたします。

国保税の賦課・徴収については、税務課が所管となっておりますが、今回の質問は国保税を賦課する目的等にかかわるものですので、国保事業の運営面を担当しております住民課から、資格証明書の交付関係とあわせて回答させていただきます。

国保税については、国保運営を行う町が国民健康保険に要する費用に充てることを目的に、地方税法の規定によりまして、当該被保険者の世帯主に対して課す目的税であります。

国保事業については、独立した特別会計で運営することが法律で定められており、医療費支出の約半分を国保税収入で賄う構造となっております。そして、国保税率はそれぞれの自治体が、年間の医療費総額を推計した上で、国や県からの補助金等を除き、自主財源として必要な額を被保険者の所得状況等を基準にして、市町村独自に税率を定め、国保被保険者の世帯主に対し賦課することになっております。

当町では、被保険者の皆さんの負担をできるだけ抑えるため、住民課と税務課はもちろんのこと、各種の保健事業を担当している健康管理課とも協力しながら、医療費支出の抑制対策についてもさまざまな施策を行っているところでありますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等によりまして、医療費支出は右肩上がり膨らんでおり、平成25年度にやむなく税率改正を行わせていただきました。

しかしながら、当町の国保税率については、山武郡内の市町村の中では最も低い水準とな

っておりまして、大変厳しい国保財政ではありますが、できる限り現在の税率を据え置き、被保険者の皆さんの負担増にならないよう努めてまいり所存であります。

次に、資格証明書についてであります。資格証明書は国民健康保険法の規定により、災害等の特別な事情がなく、1年以上国保税を滞納している方に対し、被保険者証の返還を求めた上で交付しています。また、短期被保険者証の交付についても、同じく国民健康保険法に規定されており、国の通達ではこの短期被保険者証を活用して滞納者との納付相談の機会をふやすように指導がなされておりますので、町ではその趣旨に沿った運用を行っているところでございます。

なお、当町における5月1日現在の国保世帯数は4,929世帯、正規の被保険者証交付世帯は4,392世帯で交付率は89.1%。また、資格証明書交付世帯は164世帯で、国保加入世帯に占める割合は3.3%、同じく短期被保険者証交付世帯は373世帯で、国保世帯に占める割合は7.6%となっています。これは県内市町村の平均でございますが、昨年12月末現在の値となりますが、資格証明書の交付率が1.4%、短期被保険者証の交付率は8.3%で、横芝光町は資格証明書の交付率は高い順から数えて14番目でございます。

次に、資格証明書の除外要件であります。災害時の特別な事情として、財産の災害や盗難、世帯主や親族の病気や負傷、事業の廃止や著しい損失などが政令で定められております。また、国民健康保険法の規定によりまして、18歳以下の児童や生徒、乳幼児などについては、世帯主が国保税を滞納している場合でも6カ月の短期被保険者証を交付しています。

資格証明書の交付については、法律に基づく措置とはいえ、機械的に交付しているわけではなく、国や県の指導に基づいた町の取扱要綱を定め、短期被保険者証を活用しながら、3カ月ごとの更新時に納付相談を行うなどして、滞納者個々の状況をできるだけ把握するよう努めています。そして、再三の納付相談にも一向に応じない方や、取り決めた納付方法を履行しない方などに対しまして、弁明の機会を設けた上で、法の定めに従って資格証明書を交付しているのが実態であります。

国保税については、所得のない世帯や少ない世帯には、税を賦課する段階で、7割軽減や5割軽減、2割軽減など、被保険者世帯の所得状況に応じた軽減制度による課税がなされておりますし、さらに生活の厳しい方については、生活保護など、国保以外で医療が受けられる制度もあります。

いずれにいたしましても、国保事業を運営していく上では、自主財源の確保が大変重要であり、町ではこれらの運用方針のもと、今後も引き続き税務課と住民課が連携し、税負担の

公平性を図りながら適正な国保運営を行ってまいり所存であります。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、私からは、山崎議員ご質問の大綱2点目、住民のいのちと健康についてのうち、3番目の東陽病院診療科目の増設についてと、4番目の東陽病院夜間救急の体制をについてご答弁を申し上げます。

まず、診療科目（産科、小児科、心療内科）の増設についてというご質問ではありますが、現在東陽病院の診療科目は内科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科の5科は、常勤の医師及び理学療法士が毎日診療を行っており、そのほか婦人科、皮膚科、眼科、泌尿器科、耳鼻咽喉科については週1回から3回、非常勤医師により診療を行っております。

医師の確保につきましては、千葉大学を軸に、県などから派遣をお願いしておりますが、平成16年に始まりました新医師研修制度により、大学の医局に在籍する医師は減少し、関連病院への派遣が困難になってきております。また、医療訴訟問題などから、リスクの高い診療科は敬遠されてしまうと聞いております。

このような状況の中、東陽病院では、根幹である内科医師の確保できえ極めて厳しい状況にあります。議員ご質問の産科、小児科についても高いリスクを伴う診療科であり、医師の確保は非常に厳しい状況でございます。

また、心療内科につきましては、検査では診断できないストレス等により心身の異常を来す病を、心と体、そしてその人を取り巻く環境なども考慮して、それぞれの要素を分けずに統合的によくしていこうとする診療科だと認識しております。神経内科や精神科などとの区別が難しく、専門の医師数もまだ少ないというふうなことだそうです。

現在、千葉大学へは、今まで派遣をいただいていた第1内科にとらわれず、各方面にわたり定期的に派遣要請を行っておりますが、その中で、総合診療部は、診断のついていない症候や、健康問題を有する成人患者に対し、心理・社会的問題を含めた臓器横断的な診療を行っており、議員ご要望の患者の診療もできるのではないかと期待しております。

医師確保につきましては、地域の必要性も踏まえ、今後さらに要望活動を続けていきたいと考えております。

次に、夜間救急体制についてでございますが、現在、東陽病院の夜間の診療体制は、当直医師が1名で行っており、常勤医だけでは負担が大きくなることから、月の半分はパート医師

をお願いしている状況です。また、医師当直は主に病棟の入院患者の管理を行い、救急患者の依頼については診療できる範囲で受け入れをしております。

夜間救急の充実については、地域住民が安心して生活する上では非常に重要なことではありますが、そのためには、医師の確保はもとより、検査体制も必要になり、放射線技師や検査技師に加えて、現在も不足しております看護師などのスタッフも増員しなければならず、経営的にも非常にハードルが高い課題であります。

医師、看護師を初め、スタッフの確保が困難な現状においては、できる範囲で受け入れを行い、検査が必要な患者や重症な患者は三次救急医療機関にお願いするのが、よい方策と思われれます。

いずれにいたしましても、課題を整理し、一つ一つクリアしながら、地域住民にとってよりよい病院づくりをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくご願ひいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 山崎義貞議員からの介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

初めに、制度の充実についてのご質問ですが、介護保険制度は団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域包括支援システムの構築と介護保険制度の持続可能を高めることを目的に、サービスを充実するとともに、限られた財源や人材を重点化・効率化することを視点に、制度創設以来の大きな改正が行われたところでございます。

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことで、その実現のため、医療と介護の連携体制の構築、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防の充実・強化を市町村が中心となって総合的に取り組むこととされています。

高齢化が高い水準で推移する中、高齢者を取り巻く環境やニーズの多様化が進み、さらには複雑な課題を抱える場合もふえると考えられますので、介護保険サービスの充実、介護予防事業等の一層の推進はもちろんのこと、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりをしていきたいと考えております。

次に、介護保険料についてですが、介護保険料は介護保険事業計画期間中の高齢者人口、要介護認定者数、介護保険サービスの利用見込み量に応じ、市町村ごとに設定されるもので、今期の事業計画では65歳以上の第1号被保険者の負担割合は総給付費の22%となっています。昨年度は3年ごとに策定する介護保険事業計画の策定年度でありまして、当町においても平成27年度から3年間の利用見込み量を推計したところ、介護保険料の上昇は避けられないところでしたが、上昇を可能な限り抑制するため、介護給付費準備基金から7,500万円の取り崩しを見込み、介護保険料基準額を200円アップの4,700円と設定したところです。

また、保険料の段階については、所得に応じ、基準額の0.45倍から1.9倍までの11段階を設定したところですが、生活保護を受けている人、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人については、公費を投入し、軽減が図られています。さらに、消費税が10%に引き上げられる平成29年4月からは、住民税非課税世帯全体を対象とした軽減割合が拡大されることになっております。

介護保険は被保険者全員で助け合う制度であり、公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、保険料を引き下げるために一般会計から法定外繰り入れをすることは適当ではないとされているところであり、町独自の保険料の軽減は考えておりません。

また、今般の制度改正では、一定以上の所得のある利用者の自己負担が1割から2割へ、高額介護サービス費では、高齢者医療保険と同様の基準で、現役並み所得に相当する人の自己負担限度額が引き上げられるほか、施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付については資産を勘案する等の要件の見直しが行われることとなっておりますが、費用負担の公平化、介護保険財政の健全運営の観点から、町独自の利用料の軽減は考えておりません。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 通告の用紙には数のことは書いていなかったんですけども、人数とかは教えていただけるでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 何の人数ですか。

○4番（山崎義貞君） 申しわけありません。初めてなもので、ちょっと間違ってしまった。

それでは、大綱1、町長の政治姿勢の中の1の憲法9条破壊の戦争立法についてどう考えているかのところですけども、国で今審議をしている大変な問題で、それこそ国民の意見

が2つに割れている、それよりも戦争反対という声が日増しに強くなっているという状況ではないかと思えます。

そこで、町長のこの考えなんですけれども、姿勢なんですけれども、私はもっと、もう一歩前にも出てもらって、町長にこの法案、絶対賛成はできないんだという意思を表明していただきたい。

ここにちょっと資料を持ってきたんですけれども、ちょっと紹介させてください。

ことし、共産党の演説会に千葉県の元市長さんが来ていただいて、演説、挨拶をいただきました。この中の全部を紹介するとちょっと長いんですけれども、この元市長さん、共産党のニュース、そういうものに出していいということでもありますので、ちょっと紹介させていただきますと思います。

皆さん、こんにちは。私ごとで恐縮でございますけれども、ちょうど16年前の2月に政党の推薦や支持もなく、市民こそ主人公の理念を持って市長選に立候補しました。そして街頭演説と草の根運動を通じ、皆さんのご支援をいただき、当選して12年。思いをぶつけてまいりました。その心の柱になった思いは、平和憲法を私の政治理念として、それに基づく市政を行っていく、それが私の固い決心でございました。議会においても、憲法改正について市長はどう思うという質問をもらいました。私は憲法を守る立場だ。そして条文で問題があるならば、それは憲法の前文をよく読んで理解をすべきだ。その前文には憲法の根本精神が書かれている。その精神を私たちが守ることによって、国民生活、市民生活は守られていくんだと、そういう思いで答弁をさせていただきました。その憲法は昭和21年11月3日に公布されました。それは主権者である国民が制定したものであって、決して押しつけがましいことで誕生したわけではありません。その一番大事な憲法の基本原理は、第1に国民主権主義、そして第2に恒久平和主義、そして第3は基本的人権の尊重主義という3つの原理がございます。それに基づいて各条文は制定されているはずでございます。今あたかも私一人が主権者であるかごとく、誤解をして振る舞っている政治家もおります。決して一人が多大な信任を得て国会に出たとしても、厳粛な国民の信託を得て自分が政治をしているんだということを政治家は決して忘れてはならないと思えます等々、いろいろ出ているんですけれども。

非常に、元市長さん、共産党の演説会でこういうことを述べられた。一線を退いた市長さんではありますけれども、私は町長さんにも、ぜひこの今の戦争法案、私の気持ちは反対ですという意思の表明をいただきたい。この町にも今、自衛隊員、もしくは自衛隊員の家族も多くいると思えます。もし戦争になったならば、今言われている戦争立法が通ってしまえば、

間違いなく自衛隊員は戦闘地に行きます。一番悲しむのは自衛隊員の家族ではないでしょうか。私はぜひ町長に、この法案に私の気持ちは反対だという、そういう意思をぶつけていただきたいというふうに思います。

そして、米の輸入をふやすT P Pの問題なんですけれども……

○議長（鈴木唯夫君） 山崎議員、ここで一度、町長に答弁させます。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） 憲法9条の問題でございましてけれども、今、山崎議員がおっしゃられた国民主権、平和主義、当然のことながら、これはあって当たり前のことであって、これからこれもこれは守り続けていかなければならないと思っております。

そしてその中で、やっぱり今の世の中、世界を顧みますと、アメリカの同時多発テロから始まり、今イスラム過激主義のI Sの問題、世界にはまだまだ戦争が起きている、これも現実でございまして。そうした中で、日本がどのような状況で、どういうふうにして恒久平和を貫いていけるかという問題が、一番肝要な問題ではないかというふうに考えております。

その中で、昭和21年に公布されました日本国憲法でございましてけれども、この69年間の間の世界情勢の流れ、また現実的な部分、その辺の部分、私がこれを守る、守らないについては明言は避けさせていただきますが、現実問題として、これからどのようなものと考えていくという国民的な議論、これはあってしかるべきだというふうにも思っております。

そのような中で、今後、今盛んに議論をされているわけでございましてけれども、その議論を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ありがとうございます。

明確な町長としての態度表明ということではなかったんでございますが、その気持ちは十分に伝わりました。

それでは、もう一点、これは私の気持ち、この憲法9条、この気持ちとして紹介したい新聞に載っていた記事がありますので、これは町長初め、町職員に対しても言えることではないかということでもありますので、ちょっと紹介させていただきます

77歳の岡山市の方なんですけれども、殺し殺される憲法9条違反は絶対に許されない。私は地方公務員でした。市役所に採用されたとき、地方公務員は住民の平和と安全、暮らしと福祉を守るために憲法を尊重し、地方自治法にのっとり公務を執行しますと宣言したことを

今思い起こします。また市役所は、住民の財産といのちを守る平和都市宣言もしています。こうした地方自治体の現状を踏まえて、国の決めようとしている戦争をする国になぜ賛同できるでしょうか。逆行しています。市役所が再び赤紙を配ることがない平和な国でなければなりません。主権者である国民が戦争を起こしたことはありません。国の権力者と戦争によって利益を上げる者たちの野望です。今の平和な地方自治体を守り、地方自治と住民が大きく全国一つになって、安倍政権の進める戦争をする国づくりのため、戦争法案を全国のを一つにして廃案に追い込みましょうという力強いメッセージがありましたので、紹介をさせていただきました。

それでは、T P Pの問題でございます。

T P P、先ほど町長が説明をしていただきました。国・県・町の損失予想額がありました。これは、この基準といいますか、これ本当に大変なことになる。この町は食肉センターから、それこそ畜産農家から、いろいろ影響を受けることが非常に多いと思います。その中で、これもT P P、本当にもっともっと町長には反対をしていっていただきたい、態度の表明をしていただきたい。議会もその先頭に立っていきたいということを思います。町長、もう一步踏み込んでの反対ということはいかがでしょう。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） このT P Pに関する問題は、やはり先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたが、当町、横芝光町に対する影響が極めて大きい。七十数億円が50億円規模にまで下がってしまう、20億円以上の経済的損失をこうむるだろうと。そうした中で、ただ国の制度でそれを補填すればいいというものではなくて、やはり長い歴史の中で、この地域の文化と経済を支えてくれた農業を、やっぱりやる気を持って、プライドを持って農業を続けていただくためにも、今後T P Pについては強く反対の姿勢を示しながら行動していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、介護保険の件に関して聞きます。

資格証明書のことでございますが、この資格証明書と、資格証明世帯、ちょっともう一度教えていただいてよろしいですか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 山崎議員さん、今、介護と言われましたけれども、国保の関係だ

と思いますので、私のほうから回答させていただきます。

資格証明書でございますが、先ほど壇上で申し上げましたとおり、5月1日現在でございますが、横芝光町は、資格証明書の交付世帯は164世帯、国保加入者世帯に占める割合は3.3%でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この資格証明書なんですけれども、資格証明書をいただいている方というのは、非常に所得階層の低い世帯だと思われまして。

資格証明書は、病院で一度、医療費を全額払わなければならないと思います。それで全額医療費を病院で払うということになると、低所得者、要するにお金の払えない人はなおさら医者には行けないということになると、これは病院にかかることが遅くなるということになれば、命の危険にもつながってくるというふうに思います。

それで、この正規の保険証を、こういう所得の低い方といったら申しわけないかもしれないですけれども、こういう方に減免とか免除の制度を図るべきではないか。町の姿勢としてこれはちょっと考えていただきたい、検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 資格証明書が出ている方は、病院のほうに行くのも、お金がかかって行けないんじゃないかということで、低所得者の方が多んじゃないかということですが、国保税につきましては、賦課する段階で、壇上でも申し上げましたけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減と、非常に軽減措置がございまして、町といたしましては、正規の法律に定められた賦課、税をかけているというような認識をしております。

それと、本当に大変な世帯だとかそういう方につきましては、生活保護だとかそういうのがございまして、国保とは別の保険、医療がかかることになっておりまして、国保は住民課と福祉課は隣にございまして、そういう方につきましては、情報等を共有しながら扱っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎議員。

○4番（山崎義貞君） ありがとうございます。

この資格証明書、これは本当に、今言われましたけれども、資格証明書を持っている方と

というのは大変な方だと思いますので、ぜひそのところは前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

そして……

○議長（鈴木唯夫君） 山崎議員、残り時間2分です。

○4番（山崎義貞君） ああ、そうですか。ちょっと資料がわからなくなってしまったもので、私の質問を……

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この国民健康保険については、毎年のように人口が減っていくというよりも、今の世の中の流れの中で、どうしても加入者もどんどん減っていています。

そしてまた、せんだって議会の中でもお話をさせてもらいましたが、この横芝光町の国民健康保険加入世帯の平均年収がたしか225万円というように、一般的な世帯収入に比しますと、かなり低いものになっていってしまっている状況の中で、やはりこの国民健康保険制度というものの自体が、ある部分、制度疲労を起こしているのではないかという認識を持っております。

せんだっての町村会の中においても、国に対する要望として、この国民健康保険に対する今後国の厚い施策を望むというような表明もさせていただいておまして、今後町単独で考えるのではなくて、中央のほうにこれを一生懸命進言しながら、この国民健康保険の制度について、これからも勉強し、また進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともひとつよろしくご理解を賜って、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時ちょうどといたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時08分)

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

---

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔1番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○1番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号1番、秋鹿幹夫です。

議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず初めに、さきの議会議員選挙で町民の皆様よりご支持をいただき、議員にさせていただきましてありがとうございました。今後4年間、町民が主人公、暮らしやすいまちづくりを第一に議員活動を行っていきたいと思います。

まだ、駆け出しであります。職員の皆様と先輩議員の皆様のご指導をいただき、勉強を重ね、頑張っております。どうかよろしく願いいたします。

さて、私は今回の議員選挙で、町民の皆様よりたくさんのお話とご要望をお伺いいたしました。その中でも非常に多かったご意見の中から、大きく分けて2点、質問させていただきます。

まず初めに、安心・安全な道路環境整備について質問いたします。

1点目、危険な道路箇所について。

そのうちの、①過去4年間で、区会を含め町民からの道路改良、舗装、排水整備の要望は何件上がっていましたか。②4年間で何件解決し、残りの件数をお伺いいたします。

2点目、道路の保守管理についてであります。

①既存の道路の補修や道路標識の補修など、ふだんの保守点検はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、防犯灯の設置について。

うち、①過去4年間の要望件数と設置数、残りは何件でしたでしょうか。②防犯灯の設置基準を教えてください。

4点目、信号機の設置について。

①過去4年間の設置要望箇所と設置された数、残りの件数をお伺いいたします。

5点目、カーブミラーの設置について。

過去4年間の設置要望件数と設置した数、残りの件数をお伺いいたします。

6点目、JRの踏切拡幅について。

①町内に設置している踏切の安全性について、町の認識を教えてください。

続きまして、こちらで通告書が巡回バスと提出しておりましたが、循環バスの間違いでご

ございますので、こちらで訂正をさせていただきます。

次に、循環バスと乗り合いタクシーの利用向上についてお伺いいたします。

1点目、ことし3月までの循環バスの本数と、4月からの便数を教えてください。

2点目、町民の皆様よりバス減便に伴いまして、不便になったと相談されております。町の認識をお伺いいたします。

3点目、循環バスの廃止となったバス停と、廃止理由を教えてくださいと思います。

4点目、乗り合いタクシーの利用は申告制で、便利になった、または使いづらいとのお声もお聞きいたしました。町の認識をお伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問といたします。町当局の明瞭な答弁をお願いいたします。

〔1番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからは秋鹿議員ご質問の大綱1点目の、安全・安心な道路環境整備についての6つのご質問のうち、都市建設課の担当であります1点目、2点目、4点目、5点目、6点目のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、危険な道路箇所についての①の、過去4年間で区会を含め、町民からの道路改良、舗装、排水整備の要望は何件かについてであります。過去4年間とのことで、平成23年度から平成26年度の要望件数についてお答えをいたします。

平成23年度は、道路改良6件、舗装でございますけれども修繕になります、17件、排水整備14件。平成24年度は、道路改良4件、舗裝修繕10件、排水整備17件。平成25年度は、道路改良4件、舗裝修繕17件、排水整備15件。平成26年度は、道路改良5件、舗裝修繕13件、排水整備4件でありました。

次に、②の4年間で何件解決し、残りの件数についてであります。過去4年間の実績をお答えいたします。

平成23年度は、道路改良要望6件に対し2件実施、残りは4件。舗装要望17件に対し7件実施、残りは10件。排水要望14件に対し6件実施、残りは8件。

平成24年度は、道路改良要望4件に対し実施ゼロ、残りは4件。舗装要望10件に対し6件実施、残りは4件。排水要望17件に対し5件実施、残りは12件。

平成25年度は、道路改良要望4件に対し実施はゼロ、残りは4件。舗装要望17件に対し7

件実施、残りは10件。排水要望15件に対し2件実施、残りは13件。

平成26年度は、道路改良要望5件に対し実施はゼロ、残りは5件。舗装要望13件に対し3件実施、残りは10件。排水要望4件に対し実施はゼロ、残りは4件であります。

以上、過去4年間の合計としましては、道路改良要望19件、解決2件、残り17件。舗装要望57件、解決23件、残り34件。排水要望50件、解決13件、残り37件という状況でございました。

次に、2点目の道路の保守管理についてであります。町内には2,232路線の町道があり、実延長758.5キロメートルを町で管理しております。

老朽化や車両の通行により損傷した道路の舗装修繕については、計画的に実施しています。また、道路点検につきましては、職員による道路パトロールを実施しており、その際に発見した道路や標識等の損傷につきましては、職員で簡易的な補修は随時対応しており、それ以外は補修工事として業者へ発注し、順次対応しているところでございます。その他、町民の皆さんや通行者からの連絡を受けた場合も、同様に対応しているところでございます。

次に、4点目の信号機の設置についてであります。信号機の設置につきましては、町から要望書を所轄の警察署、山武警察署になりますが、ここへ提出し、それに基づき所轄の山武警察署で道路環境、沿道環境、交通事故の発生状況、自動車や歩行者の流れなどにより、必要性、緊急性を総合的に判断し、設置が必要である場合は県公安委員会へ上申され、県警本部ではさらに内容を検討し、県公安委員会が設置を決定するため、要望してから相当の年数がかかる場合や設置に至らない場合があります。

過去4年間、平成23年度から平成26年度の設置要望箇所ですが、1カ所目、町道Ⅰ-9号線と町道Ⅱ-10号線交差点、サビアを海岸方面に下がり、旧1号線となりますけれども、この交差点になります。2カ所目、県道横芝・上堺線とⅡ-18号線交差点、横芝ビッグハウス店駐車場側になります。3カ所目、国道126号線の金刀比羅神社脇交差点、押しボタン式信号機の要望であります。4カ所目、町道Ⅰ-22号線の光中学校前、押しボタン式の信号機の要望であります。5カ所目、県道横芝停車場白浜線と町道Ⅰ-14号線交差点、長塚地先の小川商店前になります。6カ所目、県道飯岡・片貝線とⅡ-17号線交差点、県道飯岡・片貝線と横芝・上堺線の上堺交差点を、匝瑳市方面に向かって約500メートル先の交差点でございます。7カ所目、町道Ⅰ-22号線と町道Ⅱ-44号線交差点、スクールラインと光B&G入口の交差点になります。8カ所目、町道Ⅰ-19号線とⅡ-36号線交差点、小田部地先のほうのウザワ生花店前になります。9カ所目、新島地区広域農道とⅡ-25号線交差点、三島集会

所南側になります。

以上の9件で、そのうち設置されましたのは、3カ所目の金刀比羅神社脇交差部の1件で、未設置は8件となっております。今後も、引き続き要望してまいります。

次に、5点目のカーブミラーの設置についてであります。お住まいの地区の行政総務委員からの要望、設置申請書を受け、現地調査または現地立ち会い等をした上で、設置を進めているところであります。4年間、平成23年度から平成26年度の設置要望件数は34件で、設置数は30件、未設置は4件となっております。

なお、未設置分につきましては、道路敷に設置スペースがないことから、市有地に設置することについて、所有者から同意が得られない状況となっているものでございます。

次に、6点目のJRの踏切拡幅についてであります。町内には車両通行のできる踏切が8カ所、歩行者のみの通行できる踏切が1カ所で、合計9カ所の踏切があります。踏切は鉄道と道路が重なり合う唯一の場所であり、全ての踏切内はJR東日本旅客鉄道株式会社が管理しており、JRが定期的に点検していると伺っています。

この中には、道路幅より踏切幅が若干狭く、踏切を拡幅することで利便性が向上するものもあることから、ショッピングセンターサビアとドラッグストアの間を通る都市計画道路町道Ⅱ-10号線の踏切、旧横芝行政センター脇、町道Ⅰ-3号線の踏切は、以前JRへ拡幅要望活動を行った経緯もございます。しかしながら、JRでは踏切の抜本的な改善対策として、立体交差化、道路や線路の地下化、高架化や踏切の統廃合を、自治体などの協力を得ながら進めていることから、拡幅は難しい旨の回答をいただいているところであります。

なお、町道Ⅱ-10号線の踏切部分については、県決定の都市計画道路の中で跨線橋、——オーバーパスと言いますけれども——により計画されていることや、県が事業を進めている主要地方道横芝・下総線バイパスと接続することから、今後も検討協議してまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私から、秋鹿議員ご質問の安全・安心な道路環境の3点目、防犯灯の設置についてお答えいたします。

過去4年間の要望件数と設置数、残りは何件でしたかのご質問でございますが、防犯灯の設置につきましては基本、行政総務員さんを通じて要望いただき、現地を確認の上、設置

しております。

毎年度、予算の範囲内での設置となりますので、年度末など予算がない場合は新年度に繰り越して設置する場合もございますが、防犯対策上必要と認める場所は、できるだけ速やかに設置するようにしております。残件数につきましては、今のところないものと認識しております。

設置件数でございますが、平成23年度、57基。平成24年度、41基。平成25年度、34基。平成26年度、39基の、4年間合計で171基を設置いたしました。

次に、設置基準についてでございますが、行政総務員さんから要望を受けまして現地確認を行い、町道や県道など公の道路で、防犯対策上必要と認める箇所であれば設置しております。

なお、設置後の管理につきましては、設置場所が幹線道路及び通学道路は町が管理し、そのほかのものにつきましては、集落で管理をいただいている状況でございます。

以上でございます。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 秋鹿幹夫議員からの大綱2点目、循環バスと乗り合いタクシーの利用向上についてのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の、ことし3月までの循環バスの便数と4月からの便数でございますが、横芝光町の公共交通につきましては、合併以前に旧横芝町、旧光町で運行しておりました循環バスを引き継ぎまして、スタートしたところでございます。

合併当初、循環バスの使用車両は循環よこしば号、循環ひかり号、各2台で合計4台。路線と便数は大総栗山循環、上塚鳥喰循環、日吉南条循環、東陽白浜循環の4路線で、1日各4便、合計16便。これに、平成20年4月からは循環ひかり号による公共施設循環、1日6便が加わりまして、全体で5路線、22便となりました。

循環バスは、町と千葉交通株式会社が協定を結び、千葉交通株式会社に運行主体となっただき、運行経費から運賃収入を差し引いた金額を、町が毎年度千葉交通へ補助するという方法で運行しております。参考までに申し上げますと、平成25年度の補助金額は約4,400万円ございました。

あわせて、バス購入費用につきましても町が負担しており、平成24年度に更新した車

両2台分の購入費分として総額約2,200万円を、平成24年度から平成29年度にかけて、分割してお支払いしているところでございます。これだけ多額の経費をかけておりましたが、循環バス1便当たりの利用者の平均は5人弱であり、誰も乗らずに運行している便も多数ございました。

これら効率性の問題のほか、目的地まで時間がかかるといった速達性の問題、バスが決まった時間に来ないといった定時制の問題、あるいは高齢者はバス停まで行くのが困難であるとか、さらには平成17年に更新したバス2台の更新時期が迫っているなどの課題がございました。

そこで、幾つもの課題があるとはいえ、いわゆる交通弱者の移動手段の確保として、公共交通はなくてはならないものでありますので、これらの課題を踏まえた上で、横芝光町の現状に合った、より便利で、より公平で、より効率的な公共交通は何かについてご検討をいただくため、平成23年に町議会議員の代表、町民代表のほか、バス、タクシーの運行業者、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の専門家、山武警察署長、山武土木事務所長、町商工会長等を委員として、22人で構成する横芝光町地域公共交通会議が設置されました。

その後、町民アンケートや町民意見交換会の結果等も踏まえながら、循環バス改善方式や新たなデマンド交通への移行、あるいは循環バスとデマンド交通の併用といったさまざまな角度から活発にご議論いただき、会議を重ね、昨年5月の第6回目の会議におきまして、当町の新たな公共交通について取りまとめた、横芝光町公共交通運行計画を策定していただいたところでございます。

この計画では、利便性、公平性、効率性にすぐれたデマンド乗り合いタクシーの導入とあわせまして、バス車両の有効活用という観点から、平成24年度に購入したバス2台を使用した循環バスとの組み合わせによる運行を行うこととしており、これに基づきまして、昨年12月1日、新たな当町の公共交通がスタートしたところでございます。

このような経緯によりまして、デマンド乗り合いタクシーとの組み合わせによりまして運行内容を変更して、昨年12月1日に新たにスタートいたしました循環バスにつきましては、使用車両2台、路線と便数は大総栗山循環2便、日吉南条循環2便、南側循環7便の合計3路線で11便となりました。なお、昨年12月に便数を変更した後は、ことしの3月も4月も変わりはありません。

次に、2点目の、町民から不便になったと相談されています、町の認識は、とのご質問でございますが、確かに循環バスだけをとってみれば、従前の22便がただいま申し上げました

ように11便となり、運行回数が減ったわけでございますので、バスを頻繁にご利用していただいた方の中には、不便になったと感じられる方もいらっしゃると思われま

す。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、従来の循環バスが抱えていた幾つもの課題に対処するため、デマンド乗り合いタクシーを新たに導入し、乗り合いタクシーとの組み合わせによりまして、循環バスの運行を見直させていただいたところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目のご質問の、循環バスの廃止となったバス停と廃止理由でございますが、ただいま申し上げましたように、昨年12月の循環バスの運行見直しによりまして廃止となったバス停は、全部で58カ所でございます。

路線ごとに申し上げますと、大総栗山循環が7カ所、上堺鳥喰循環が26カ所、日吉南条循環が11カ所、東陽白浜循環が21カ所で、これを合計しますと延べ65カ所となりますが、このうち複数の路線で共用していたバス停が7カ所ございますので、実質、先ほど申し上げました58カ所となります。

参考までに変更なし、移設、新設のバス停の数を申し上げますと、変更のなかったバス停はちょうど100、移設したバス停が4、新設したバス停が4でございました。

バス停の廃止理由につきましては、使用車両を4台から2台に、路線を5路線から3路線に変更したことによるものでございます。

使用車両2台に、路線を3路線に減らした理由といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、更新時期を迎えるバス2台の買い換えによる新たな財政負担を軽減するという意味合いもございましたが、何度も申し上げておりますとおり、利便性、公平性、効率性を確保するため、従来の循環バスの運行形態を見直し、新たに乗り合いタクシーを導入し、この2つの組み合わせによりまして、循環バスを運行することとしたことが最大の理由であります。

新たな循環バスは、運行距離の短縮が前提となりましたので、これに伴い廃止するバス停が出てくるのはどうしても避けられないこととございまして、廃止するバス停の選定に当たりましては、特に利用者数に着目し、循環バスの利用の少ない地域につきましては、運行をやむなく取りやめ、デマンド乗り合いタクシーで対応することとし、循環バスの利用が比較的多い地域につきましては、さらにバスを運行して輸送力を高めるという観点から、新たなルートを設定したところとございます。

次に、4点目の、乗り合いタクシーの利用は町民申告制で、便利になった、使いづらいと

も聞いています、町の認識は、とのご質問でございますが、乗り合いタクシーの運行開始により便利になったという声が聞かれたというご指摘もございますので、これについては大変うれしく感じているところでございます。

一方で、使いづらいという声もあるとのことでございますが、乗り合いタクシーの利用に当たりましては、まずは初めに手続といたしまして、利用者登録という手続をしていただきます。当町のデマンド乗り合いタクシーは、コンピューターソフトを利用いたしました運行計画自動作成システムをとり入れておりまして、利用される方があらかじめお名前や自宅の場所をシステムに登録しておき、予約するときにオペレーターが移動場所と出発場所または到着時間を入力することによりまして、システムが空き車両の検索、運行ルートの計算等を行いまして、時間をかけずに最も合理的な運行計画を作成しますので、利用者の利便性の向上が図られると、そういう仕組みになっているところでございます。

この利用者登録は、一番最初に1回だけやっただけであれば結構でございますので、これ自体はさほど苦にならないとは思われますが、やはり利用される方が使いづらいというふうに感じている原因の一つは、利用の都度しなければならぬ予約であるのかなというふうに推測されるところでございます。

デマンド乗り合いタクシーは、路線バスのように決まった時刻に決まった場所で待っていれば乗れるというものではございません。デマンド交通の最大のメリットである、自宅から目的地までドア・ツー・ドアで、しかも基本的には利用したいときに利用できるというサービスであることから、利用時に予約を入れていただくという手続は、これは必須となりますので、面倒だと思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、この点ご理解いただきたいと考えているところでございます。

この件に関しましては、繰り返しご利用いただきまして、慣れていただくのが一番かというふうにご考慮いただいております。

なお、ただいま基本的に利用したいときに利用できるサービスと申し上げたところでございますが、現在のところ車両3台での運行としていることから、予約が集中した場合には希望の時間に利用できないことがあるということは承知しております。

これを解消するには、台数をふやせばいいということになるかとは思いますが、現状3台で、予約が集中して利用できない場合もありますが、逆に予約がなくてタクシーが待機している時間もあるという状況ですので、希望の時間に予約できない場合にはご不便をおかけしますが、若干時間をずらしていただくと、利用できる可能性が相当高まるという実績もご

ございますので、この点についてはあわせてご協力をお願いしたいと存じます。

また、今すぐ来てほしいのに、来てもらえないというご意見もございます。予約時にお約束する到着時刻を保証すること、また、効率的な乗り合わせによる運行計画を立てるため、ある程度の時間的余裕をいただかなければならないことから、現在の運行の約束としまして、利用の1時間前までに予約をしていただくということでご協力をいただいておりますので、これにつきましても、利用される方のご理解とご協力を今後ともお願いしたいということでございます。

以上でございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 明瞭な答弁、ありがとうございました。

それでは、自席より再質問させていただきます。

まず、危険な道路箇所について再質問させていただきます。

危険な道路箇所で、4年間で見ますと未解決が、道路改良17件、舗装が34件、排水整備は37件残っているとのことですが、そこで質問いたします。

道路改良、道路舗装、排水整備で、それぞれ着手できない主な理由をお答えいただきたいと思えます。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、お答えをいたします。

工事要望をいただいた場合は、必ず現地を見ております。現在町道としては、先ほども説明いたしましたけれども町道について2,232路線、また約758キロメートルを管理しているところでございます。また、舗装済みは約589キロメートルとなっておりますけれども、これらのほうの現状と要望箇所と、整備した箇所等の状態を比較検討いたしまして、工事を実施する、しないを総合的に判断しているところでございます。

なお、工事を実施しない例といたしましては、通行に支障がない、安全性に問題がなく、緊急性に欠ける、通行量が少なく、早期に対応する必要が感じられない等の優先度や整備順位が低いと判断したためでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） その検討結果で、着手できないと判断されたところは、今後の工事着

工の見通しはないということによろしいのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） お答えをいたします。

中には、そういうのもあろうかと思えますけれども、当然いろんな状況が変わってくれば、そういう工事を実施する場合もございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

いろいろな理由がありまして、全ての要望を解決するのは非常に難しいことだとも思います。

ですが、私が町民の方にお伺いした中で、長倉地区の大総新道に接道する、これ確認したんですが、町道B-106号線では、こちらでちょっと参考の写真を出させていただきたいんですが、よろしいですか。わかりやすいと思いますので。

○議長（鈴木唯夫君） 全員に配るといことですか。

○1番（秋鹿幹夫君） いえ、違います、こちらでただ掲示させていただきだけです。

○議長（鈴木唯夫君） 結構です。

○1番（秋鹿幹夫君） 舗装脇の土が採掘され、放置された状態ですと。こちらの写真がそうなんですけれども、道路のすぐ横が、土地の所有者の方によって勝手に採掘されたようで、この状態になっております。

カーブミラーは曲がったまま、道路境界の土が削り取られ、境界ぐいが倒れたままとなっております。こちらの写真は、境界ぐいがそのまま倒れたまま放置された写真でございます。

こちらは、車がすれ違うこともできないような細い道ですが、緊急車両が通る場合もあるそうです。この道路改良については、区会からも陳情書が上がっております。これは、先ほど答弁された理由にかかわらず、早急に改修すべきだと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） ただいまの箇所でございますけれども、大総新道から確かに銚子連絡道路のほうに向かった路線になろうかと思えます。ここの路線につきましては、確かに地元行政総務員のほうから整備要望が上がってきております。ただ、要望の内容としては、拡幅をしないで現在の道路敷地内の中で整備をしてほしいというものでございます。

ただ、そうしますと、擁壁とかいろいろとそういう土どめをやることになるわけですが、そうしますとかなり多額な経費もかかりますし、費用対効果等から見ましてなかなか実施するのは困難ではないかというふうに思っております。

それと、一部のり面等が削られているとか、あと境界ぐいが寝ている、カーブミラーが倒れているというような、そういうお話でございますけれども、関係者に一応そこら辺のところは直すようにということで、指導はしているところでございます。

それと、道路拡幅の場合ですと、やはり都市部と違いまして、地方部の場合は用地買収してやったほうが、非常に安価にできるわけでございます。そういうことで、基本的には道路拡幅の場合は、隣接地権者の拡幅の同意書の添付をお願いしているところでございます。しかしながら、その添付はございませんでした。話を聞きますと、その添付はできないということでございますので、一応そのような状況でそのままになっているような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 復元をお願いをされているということですが、そちらのほうは何度行って、行ってからどれぐらいの期間が経過しているのか、わかる範囲でお答えください。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 年数のほうは今の時点ではちょっとわかりかねますので、もし必要であれば、後ほど調べてお答えをしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。

復元をお願いをされてから、期間はたっていると勘案しますけれども、改修までの期間というのは、毎回利用者は危険を感じるわけです。事故の発生の確率も高いと思います。そのほか、解決策を講じるなどのお考えはありますでしょうか、お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） その場所につきましては、見たとおり、秋鹿議員のほうも見られていると思いますけれども、ちょっと言葉は悪いですが、ああいう形態の道路は町内にはたくさんございます。やはりそういう中で、当然それだけの整備費を使って行うかどうか、がふさわしいかどうか、そこら辺のところはやはりいろんな、町の全体の道路状

況の中で判断しているところでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） いろんな方向性から考えていただけるということでわかったんですけども、これをこのままにしておくのは、私はどうかと思います。町の後期基本計画の中の基本理念、施策の大綱の中に、命と生活の安心を守るとか、誰もが尊重される社会を実現すると記載されております。職員の方と町長も現場を確認しているようですが、そのときどう感じられたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その地区については、直接私も出向きまして見ております。

自然災害ではない状況の中で、のり面が崩れてしまっている状況の中で、先ほど来、都市建設課長が答弁を申し上げましたとおり、やはり750キロメートルにも及ぶ町道の管理をしている町といたしましては、費用対効果、優先順位を鑑みただ中で、なかなかその順番が来ないというのが現状なところでございますが、今後もう一度熟慮しながら検討させていただくということで、この分についてはご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 検討していただくということで、まずありがとうございます。ここを通る住人は、本当に毎回危険を感じていると思いますので、早急に対応していただくよう強く要望いたします。

続きまして、道路の保守管理について再質問をさせていただきます。

保守管理については、さまざまな対策を講じられているようですけれども、実情、私が確認した中でも、樹木が道路標識にかかって確認できないものや、標識自体が老朽化していて反射せず、夜間はかなり近づかないと確認できないものもございます。こちらの写真は、速度表示規制の40キロメートルという標識なんですけれども、これは標識から20メートル手前ぐらいで撮影した写真です。全然反射していなくて、何も見えません。

その他、通学路でありながら、雑草が邪魔をして歩道が歩きにくい箇所や、せっかく街灯がついているにもかかわらず、樹木が覆いかぶさり、真っ暗になっている箇所もございました。こちらにつきまして、町の認識と対策があればお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、お答えをいたします。

まず、速度規制標識については、これは町の管理ではございません。速度規制標識については公安委員会のほうの管理となっております。

それとあと、樹木が道路上に張り出して、いろんな交通に支障を来しているということでございますけれども、非常に苦情が町の建設課のほうに寄せられております。それで、現地を確認いたしまして、非常に危険であれば、その都度所有者のほうに対しまして通知を差し上げまして、伐採していただけるようお願いをしているところでございます。

なお、再三再四お願いをしても伐採しないような危険箇所については、過去には町の費用で伐採した経緯もございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 道路標識について、速度表示は公安委員会とおっしゃっていましたが、管理がどうのこうのじゃなくて、保守点検はどのように行っているのでしょうかという質問でございますので、こういったことにならないように、何か対策があればということでお伺いしたんですが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 対策につきましては、最初の壇上からの答弁で申し上げましたとおり、当然いろいろパトロールを実施したり、あとそういう速度規制標識も含めまして、県の公安委員会でございますけれども、もし必要があれば、当然関係機関のほうに修繕等の依頼はしているところでございます。

また、あと当然発見とか連絡を受けても、町の職員で対応できるものについては速やかに対応して、対応できないものについては当然業者のほうに発注して、順次対応しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ちょっと時間が少し迫ってきてしまったので、引き続きそういった対応で、できる限りこういったことにならないように、こういったことが少なくなるように要望したいと思いますので、お願いいたします。

続きまして、防犯灯の設置について再質問させていただきます。

要望どおりで、残件数はないものと認識されているとのことで、非常に素晴らしいことだと思います。

そこで、再質問させていただきますが、防犯対策上必要とされる基準とはどのようなものなのでしょうか。また、確認のときに、その確認の時間とかがあればお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 基準につきましては、先ほども申し上げましたとおり、公道上で防犯上必要な箇所ということで、場所によって直線の道路でございましたら、大体のところ、電柱1本おきぐらいの感じです。カーブですと、やはり電柱に1本ずつというような箇所もございます。それは、箇所によってやはり状況が違いますので、現場を見て決めさせていただきます。

それと、確認の時間ですが、やはり防犯灯ですので、基本は暗くなってから見させていただくということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 確認のときは暗くなってからということで、それで結構かと思えますけれども、大体電柱何本おきとかいうのではなくて、何メートルおきとか、きちんと数字で、もし基準として設置されていたほうが、これは町民の皆様よりまだまだ暗いところが結構あるというご意見も結構いただいていますので、そういったときの説明しやすい基準となると思うのですが、いかがでございませうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 何メートルおき、要はそこに設置する防犯灯の照度によって、何メートルおきで設置できるのが、それは理想だと思われませう。

しかしながら、町内の状況を見させていただきますと、実際に今LEDの8ワットとか9ワット程度のものを設置しているんですが、それで今基準を満たすという範囲でやらせていただくと、恐らく10メートルから15メートルおきに設置しなければいけない。そうすると、町内にどのくらいの数の防犯灯が必要になるか。

現在、町のほうでも防犯灯の電気料が非常に高かったために、25年度からLED化を行いまして、電気料の値下げをしております。それでもなおかつ、年間何百万という単位、一番多いときには1,400万以上の電気料を支払っておりました。

そういうような状況ですので、やはりそのときの現場の状況、ですから全部が明るければいいというわけではなくて、防犯上ある程度安全が確保できるという基準で設置させていただいているというのが現状でございませう。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。

電気料金もかなり値上がっているとは思いますが、そういったところを勘案しまして、それでも本当に必要であろうと思われる箇所には引き続き速やかに、町民の皆様ができるだけ困らないように、速やかに設置していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、信号機の設置についてなんですけれども、町道Ⅰ－9号線とⅡ－10号線の交差点が改修されまして、自動車が非常に走りやすくなりましたけれども、モラルの低下も見られ、スピードを出すドライバーもふえてきております。こちらに信号機の設置計画はございますでしょうか、お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） この場所につきましては、既に山武警察署を通じまして設置要望は出しております。

ただ、警察のほうの回答では、ちょっと残念ではございますけれども、要望は早くても大体2年くらい先だということでは伺っておりますけれども、ただそれも現場のほうの状況を見ながら、必要であれば設置を検討していくというような状況でございます。そういうようなことで、現時点ではいつつくかというのは確認しておりません。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。

引き続き、強く要望していただきたいとは思いますが、それまでも危険な期間というのはございますので、何か看板を設置するとか注意書きを出すとか、そういった考えはございますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） この場所につきましては、この場所に限らず、改良した、非常に危険になった交差点につきましては、当然山武警察署ですか、交通課のほうに見ただいて、どういう、注意看板とかいろいろ、場合によっては標識とか、そういうのは設置を進めているところでございまして、今ご指摘のあった箇所につきましても、そのような対応をとっているところでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

看板や段差舗装とか、その他視覚効果などで効果を上げている箇所もございますので、さまざまな方向性から対策を講じていただければと思います。よろしく願いいたします。

引き続き再質問させていただきますが、JRの踏切拡幅についてです。こちらに対して、声はかなり多く上がっている部分なんですけれども、サビア裏の下町踏切ですかね、非常に狭い上に交通量が多いため、町民の皆様より非常に危険だということをたくさん頂戴しております。

跨線橋を県と協議するとのことですが、いつまでに改修するのか、期限とかは考えておりますでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） この場所につきましては、先ほど壇上のほうからもご説明したとおり、いわゆる県決定の都市計画道路となっております。下総線のバイパスの延伸として、町のほうでは国道126号線からI-9号線の、延長的には約五百、五、六十メートルあるかと思っておりますけれども、この間につきましては県のほうに整備をお願いしているところでございます。これはもう、旧横芝町時代から行っているところでございます。

以前には、山武土木事務所のほうで現況測量を行っていただいた経緯もございます。また、JRのほうの部分のいわゆるオーバースタックにつきましても、確認はしておりませんが、過去に山武土木事務所のほうで、JRと高架化について協議したというふうには伺っているところでございます。

ただ、町のほうの要望に対しまして県のほうの回答は、ご案内のとおり、下総線バイパス、約1,100メートルあるわけでございますけれども、この開通がまだできていないということで、それができてから、その延伸については検討させていただきたいというふうに回答をいただいているところでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） このようなことは、できる限り、かなり危険だというご意見がたくさんありますので、期限を決めて町民の皆様提示して対応することも大切かと思っております。

期限を決めていただくことはできないということで、よろしいんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。

ここで、これ以上議論していても時間の問題もございますが、できる限り強く要望していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、循環バスとタクシーの利用向上について、再質問させていただきます。

バス減便に伴いまして、不便になったご意見の中には、私どもの地域のほうなんですけれども、バスの時間帯が早いので、町に行ってもお店が開いていないとか、あとは単純にバス停がなくなってしまったなどのご意見をいただいております。

乗り合いタクシーに移行しまして、効率性、利便性が向上していることも十分わかります。ですが、ご高齢者など、なかなか変化に対応できない方もたくさんいらっしゃるかと思います。決まった時間にバス停に行けば、バスが来るというのもメリットの一つだと思います。バスをダウンサイジングなどして、10人乗り程度の車両を使用し、便数をふやして、復活できるバス停は復活させてみてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 循環バスとデマンドタクシー、いわゆる公共交通の経緯については、壇上答弁でお答えしたとおりでございます。

公共交通会議におきまして、昨年12月から現在の体制を決定して運行しているわけですが、公共交通会議における議論の中にもいろいろなご意見がございました。今後のあり方にも関係してくるところでございますが、ただいま議員からいただいたご意見は、町民の皆様のご意見を議員が代表しておっしゃっていただいたというふうに理解いたします。

そのほかにも、直接私どもに寄せられるご意見、ホームページ、広報等の反響で寄せられるご意見、もろもろのご意見を参考にした上で、今後の公共交通会議を通じまして、よりよい公共交通のあり方について検討してまいりたいと思いますが、直ちにただいまのご意見を採用させていただきますということは、ここでは申し上げられませんが、よりよい交通体系を今後とも検討していくというのも、一つ、先ほど申し上げました公共交通計画の中に明確に位置づけられているところがございますので、今後ともよろしくご意見のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 積極的な回答ありがとうございます。

ダウンサイジングすれば、先ほどおっしゃっていましたが経費の削減にもなるかなと勘案できますので、参考にしていただければと思います。

引き続き、検討された結果をまた後ほど確認していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、乗り合いタクシーの利用は申告制で、便利になった、または使いづらいというお声をいただきましたというところで、再質問させていただきたいと思いますが、使いづらい意見としましては、まず登録手続です。郵送でも可能ということですがけれども、高齢者の中には、登録用紙の書き方がよくわからないとか、ポストまでが遠いなどのご意見と、次に利用方法がわかりにくい、先ほどもおっしゃっていましたがけれども、というご意見を頂戴しております。

こちらに関しての対策はとられておりますでしょうか、お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 登録につきましては、議員今おっしゃったとおり、基本的には登録用紙を役場、企画財政課にご持参いただいた上でということで対応しておりますが、まさに直接おいでいただけないいろんなご事情の方もおります。そういう方の便宜を最大限図るように、今後も対応してまいりたいと思いますが、基本的に代理人の方も含めて来ていただいているのは、登録をいただいたときに、何せ初めての、言ってみれば、制度と申しますか、方策でございますので、利用の仕方ですとか細かい点につきましては、事前に各集会所で説明会等は開催させていただきましたが、おいでになられなかった方もおりますので、その登録の際に係のほうからこういった利用案内を差し上げる一方で、口頭で丁寧にご説明をさせていただき、そういったこともあって、できる限り来ていただければという対応をとっておりますが、おいでにならない方への便宜、郵送も含めまして、今後よりよい、より親切なと申しますか、ただやはり趣旨としては、よりよく利用していただきたいわけでございますので、その辺の説明もする義務も当然ありますのでその辺の兼ね合いもありますが、おっしゃったご意見を踏まえまして、今後とも対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 積極的な回答、またありがとうございます。

よりよくしていくために、一つ、では私が参考にさせていただきたいところを申し上げさせていただきますと思いますけれども、高齢者のみが暮らす世帯などは、代行者もいないと

いうところもあるかと思えます。できるだけ自立した生活を送っていただくためには、住民説明会などを定期的に行っていただき、その場での登録とか、利用方法を説明するなど、問題を解消し、利用者をふやすための広報活動なんかを行ってみてはどうかと思います。

ここで、福島県矢祭町というところでは、役場の職員が、行政サービスのご要望のあった町民のご自宅まで通勤途中にお伺いし、各種登録や証明書の受け渡し、納税などを代行しているそうです。これは、職員がご近所の皆様に頼まれたことを好意で行っていることだそうですねけれども、現在は各種手続の用紙に委任状をセットで印刷するなど、職員が扱いやすいものに変更したりしているそうです。

今後は、動ける人が出張するサービスが定着してくると私は思っております。これが可能になれば、町民サービスは格段に向上すると思えますので、ぜひ検討してみたいかと思いますが、お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それこそ、矢祭町の例、非常に参考になります。町としてそういう対応は、私どもの課だけではなくて全ての課に関係してくると思えますので、そういう方式も含めまして、内部で協議させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時15分といたします。

（午後 1時59分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時13分）

---

#### ◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

地方自治や地方政治の根幹にかかわる課題が幾つも重なり合っている中で、今回の統一選がこれまでもまして格段に重要な選挙とされました。特に、地方政治は今、人口減少や少子高齢化への対応が待ったなしであり、大きな岐路に立たされています。多岐にわたる町民の悩みや要望に耳を傾け、地方創生の前進のために一つ一つ問題解決に取り組んでいく地方議員の存在は、これまで以上に重要であります。

その議員の1人として、全力で取り組むこととお誓いし、質問に入ります。当局の誠意ある明快な答弁を求めます。

初めに、優しさと思いやりあふれるまちづくりについて、4点お伺いいたします。

1点目として、仮称婚活in横芝光の取り組みについて伺います。これまで、農婚に限らずと、数回と取り上げさせていただきました婚活支援であります。イベント等を企画するなど、今こそ積極的に取り組むべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、創生会議の町民代表について伺います。

人口減少、少子高齢化という時代の大きな構造変化の中で、我が町、我が地域の将来像をどう描いていくか、若い人も高齢者も全ての人が、希望ある人生設計を描けるような具体的な将来像をどう実現していくか。町民の暮らしを守り、地方創生を前に進めるために、町と議会と町民が一体となって取り組んでいかねばなりません。

そこで、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議が設置されるわけですが、町民代表の人数と選考基準を改めてお尋ねいたします。

3点目として、駅前ロータリーの停車場について伺います。

見る見る間にすばらしい駅前ロータリーとなりました。残された問題も一日も早く解決し、駅前環境工事の無事完成を待ちわびております。

さて、多くの人々が利用する駅前ロータリーの停車場であります。安全の確保を最優先にしなければなりません。現在、駅入り口に一番近いところにタクシー降り場、そしてタクシー乗り場がございます。身障者乗降場は、トイレの近いほうにございます。本来ならば、身障者の乗降は駅入り口に一番近いところに置くことが優しさと思いやりではないでしょうか。起こり得るリスクを想定して、危機回避策を何重にも講じていく姿勢を貫いてほしいと考えますが、当局のご見解を伺います。

4点目として、地域包括支援センターの運営について伺います。

急速に進む高齢化社会の対応として、地域の実情、特性に合った仕組みづくりを構築しなければなりません。国の予算を活用し、医療、介護予防、住まい、生活支援などを切れ目な

く提供できる体制として、地域に合ったシステムをいかに築くか、自治体を中心に、地域住民や関係諸団体等の取り組みにかかっているといえます。

そこで、地域包括支援センター職員の皆様には、機動性を持ってきめ細かな対応をいただいているところでありますが、介護保険制度が改正され、今後地域包括支援センターが担う役割、業務はますますふえていくと思います。

当町の地域包括支援センターは、委託型のセンターではあるものの、公平性、公正性の担保が重要であることから、町職員を地域包括支援センターに配置してはと考えるが、当局のご所見を伺います。

次に、教育行政について3点お伺いいたします。

1点目として、アレルギー食の実情とあり方について伺います。

子供を食物アレルギーからどう守ればいいのか、この問題に頭を悩ます保護者は少なくありません。公明党の推進で、アレルギー疾患対策基本法が12月までに施行されますが、中でも学校などの給食における食物アレルギー対応では、安全確保の取り組みが大きく前進しました。そこで、該当ある学校数、主な種類、全体の人数と、寒い時期の取り扱いについてお教え願います。

2点目として、聴覚障害児に関する助成金についてであります。聴力を補うための支援が必要な中、当町におかれましては今年度の予算に計上していただき、感謝申し上げますとともに、他の自治体に先駆けての取り組みに敬意を表したいと存じます。

乳幼児の健康診断における聴力検査で軽度難聴や片耳難聴などの発見が、早い段階で発見できるようになりましたが、その後の進学についてなど、聴力を補うための支援は十分とは言えませんでした。

補聴器の値段は数万円程度で、高額なものになると数十万円にも及びます。難聴児を抱える家庭にとっては、経済的に大きな負担となっており、他の家庭より家計を圧迫している実態があります。また、軽度、中等度の難聴は、周りから聞こえているように見えますが、気づかれにくいいため、音として聞こえていても、言葉として明瞭に聞こえていないため、そのままにしておくと言葉のおくれや発音の誤りなど、言語発達に支障を来すといわれています。

したがって、早期に補聴器を装用することで言語発達やコミュニケーション能力を高めることができます。難聴児の聴力向上による言語の習得は、平等に学び生活する権利を手に入れることにつながります。そのためにも、補聴器の助成金制度は重要な支援策といえます。

そこで、問い合わせ状況、及び聴覚障害児の実情、周知はどのようにお考えかをお尋ねい

たします。

3点目として、子供の学力向上と貧困対策について伺います。

深刻化する子供の貧困を解決するため、対策の強化を進めることを切望いたします。厚労省の最新調査によると、18歳未満の子供の約6人に1人が、平均的な世帯所得の半分に満たない家庭で暮らしており、その人数は300万人余りに上るといわれます。

貧困には負の連鎖がつきまとい、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子供は、成人しても安定した収入を得られる職につけず、親と同じように貧困にあえぐケースが多く、生まれ育った環境で将来が左右される事態は、本来あってはならないと思います。しかも、不十分な食生活の影響で栄養が偏りがちになり、健康面も心配です。

子供たちへの支援は、次の時代を担う大人を育てることであり、子供たちが将来に希望を持てるよう、手厚い政策を着実に進めていかねばなりません。また、教育の格差の解消に向け、その現状把握と対策を講じるべきかと考えます。教育の質の向上と、放課後学習支援の必要性についてどのようにお考えか、その認識と方向性をお聞かせください。

最後に、安全で安心なまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、交通安全対策の進捗状況についてであります。以前にも事故が多いことから、信号機設置の要望をさせていただきました色川道路のセーブオンがあるところの交差点であります。昨年も本年も事故が発生しております。通学路の上、コンビニへ向かうために渡る高齢者の方もおられます。交差点付近は緩いカーブにもかかわらず、スピードの出ている車が多く通ります。早急の対応が必須であると考えますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、クールアースデーの取り組みについて伺います。

そもそもクールアースデーは、福田康夫元総理が洞爺湖サミット開幕初日の7月7日、七夕の日を、温暖化防止についてみんなで考え行動するとして創設し、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかけた取り組みであります。そのCO<sub>2</sub>削減、ライトダウンの取り組みは、現在も広がりつつあります。我が町でも行った年がございましたが、継続に至らず、残念でなりません。ボランティア、ごみゼロ、海岸清掃などに力を入れるのと同様に、温暖化防止も全町的に関心と参加が広がるよう、町はリード役として浸透に力を注ぎ、CO<sub>2</sub>の削減はもとより、合併10周年へ向かう横芝光町民の一体感を高め、環境都市としてのイメージアップを図るべきではないでしょうか。

子供たちへの教育、各家庭のイベントとするためにも、全庁挙げて継続的に毎年取り組むべきと考えますが、当局のご所見、ご決意をお聞かせください。

3点目として、空き家バンクの創設と、空き家対策条例の制定について伺います。

再三取り上げさせていただいているこの問題でございますが、人口減少と少子高齢化の急速な進行で、対策は急務であります。当町でも、誰も住んでいない家がたくさんございます。中には、建物は傾き、土壁は崩れ落ちています。また、剥げ落ちた外壁、割れた窓ガラス、ごみ捨て場と化した庭、こうした空き家を目にする機会が大変にふえました。放置しておく、地域は荒廃するし、犯罪の温床にもなりかねません。

そんな中、空き家問題の解消を目指す空き家対策推進特別措置法が2月に一部施行され、5月26日に全面施行となりました。空き家対策推進特別措置法は、防災、防犯、景観などの観点から、空き家管理に市町村が取り組む具体策を定めた法律です。法律の施行で市町村は、固定資産税の納税情報を利用し、空き家の所有者を把握できるようになりました。

そして次の4つ、1つ、倒壊などの危険がある。2つ、衛生上著しく有害。3つ、景観を著しく損なっている。4つ、周辺的生活環境に悪影響を与えている。以上のいずれかに該当する空き家を特定空き家と認定し、立ち入り調査や所有者に対する修繕、撤去、勧告、命令が可能となりました。

特定空き家をふやさないためにも、補修費助成や貸し出し、さらには空き家を生かした地域活性化へのアイデアの創出が重要と考えます。

以上に鑑み、空き家バンクの創設と空き家対策条例の制定は、喫緊の課題であることから、進捗状況並びに当局のご見解をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 川島富士子議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

なお、私からは子供の学力向上と貧困対策についてお答えし、アレルギー食の実情とあり方については教育課長から、聴覚障害児に関する助成金については福祉課長からそれぞれ答弁いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、学力向上ですが、学校教育法第30条第2項及び第49条には、学力の考え方が示されており、これを受けて町教育委員会では、年度ごとに教育施策を見直しながら、教育の基本目標、学校教育の指針、教育環境の整備、教育活動の充実、教職員の資質向上等をうたっております。また、学習指導の指針において、知、徳、体の調和のとれた児童生徒の育成、

発達の段階に応じた教育の推進、生きる力、特に確かな学力の育成を目指しております。

町としての学力は、学習を通して得られた知識や技能のみでなく、学び方や学ぼうとする意欲、問題や課題を主体的に解決できる力までをも含めた力、また教育課程に位置づけられた全教育活動を通じて身につけられる能力と定義をしております。

今年度は、千葉県標準学力検査や全国学力・学習状況調査の結果を分析した上で、各学校ごとに学力向上推進プランをPDCAサイクルにより、確かな学力の向上の保障に努めることといたしました。

学力向上推進プランを進める上での視点は、12点ほどございます。

1つ、学校体制づくりの視点。2つ、授業改善の視点。3つ、学習集団づくり、学級経営の視点。4点、基礎的・基本的知識、技能定着の視点。5点目としまして、学習習慣、学び方形式の視点。6点、評価を指導に生かす視点。7点、学習支援につながる学習相談の視点。8点目としまして、指導力向上を図る視点。9、各教科等との関連、教育課程編成の工夫の視点。10、家庭、地域、小中学校等の連携の視点。11、指導計画の充実の視点。最後に、学習環境整備の12項目ということにさせていただいております。

各学校は、この12項目を中核としまして、地域や児童生徒の実態に応じた学力向上推進を図ることになっております。

次に、貧困対策についてお答えをさせていただきます。

機関によって若干の差異はありますが、2012年のユニセフの貧困に関する報告書によりますと、日本の17歳以下の子供の相対的貧困率は14.9%で、日本の子供の7人に1人が貧困状態にあるということを示しております。

国では、平成25年に子供の貧困対策の推進に関する法律を制定、平成26年1月に施行し、教育に関連するものも含めて、地方公共団体の責務として、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施すると、その責務を有するとしました。

また、文部科学省では、全国学力・学習状況調査の分析をした結果、世帯収入の低い家庭、子供にかけられる学校外教育費の少ない家庭ほど、子供の正答率が低いということとし、家庭の経済格差が学力格差を生んでいると結論づけまして、貧困の連鎖も指摘をしたところがございます。

町では、社会科見学や部活動への教育バスの運行、公的機関が主催する体育的な各種大会への派遣費助成等、広く公平に保護者負担の軽減を図るための施策を町独自に展開する一方、

家庭の収入に左右されずに進学できるよう、無利子で教育奨学金の貸し付け事業を行ってまいりました。

他方、現に貧困状態にある家庭への就学援助として、国や県との連携をしながら、要保護児童生徒の援助や、準要保護児童生徒の就学援助を行ってきたところでございます。この就学援助は、家庭の収入に左右されずに、均等に教育が受けられるというものであります。要保護児童生徒にあつては、修学旅行費、学校保健法に関連した医療費、交通災害保険料の実費が扶助されました。準要保護児童生徒にありましては、学用品費、通学用品費、1学年時の入学用品費が一定額で、修学旅行や校外活動費、給食費などが実費で扶助される制度でございます。

町としましては、現在このような金銭的な扶助は行っておりますけれども、貧困家庭の児童生徒を対象とした学習の機会の提供というのは、現在まだ行っておりません。しかしながら、学校格差はありますけれども、教育の機会均等ということから、個々の学力に応じた放課後の補習や、長期休業中の教科指導の補足というものは行っている現状があります。

いずれにいたしましても、平成26年8月29日に閣議決定されました、子供の貧困対策に関する大綱に示されておりますように、学力の保障は当然のこと、学校をプラットフォームとした総合的な貧困対策に取り組めるよう、福祉関係や地域と連携した学習支援について、調査研究をしてまいりたいと、このように考えます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、川島富士子議員からご質問のありました、教育行政についてのアレルギー食の実情とあり方について、お答えを申し上げます。

議員もご存じのように、町教育委員会では平成24年12月20日の東京都調布市の小学校女子児童が関係した事故後、横芝光町食物アレルギー対応マニュアルの策定に着手をいたしまして、千葉県や近隣自治体に先駆け、平成25年7月にアレルギー対応マニュアルの策定を完了し、定期的にその内容の見直しを行いながら現在に至っており、これまでの間、給食に起因するアレルギー事故は発生をしておりません。

また、現在の給食提供につきましては、この町食物アレルギー対応マニュアルにしたがいまして、全児童生徒のアレルゲン調査を実施しており、このうちアレルゲンがある児童生徒

につきましては、必要に応じ、保護者や学校職員などと詳しく面談を行い、その際にアレルギー対応給食の希望の有無や、給食センターでの対応の可否について協議をしながら、安全な給食の提供に努めております。

このアレルギー対応給食の提供につきましては、過去にもお話ししましたように、給食センターとして可能な限り、他の児童生徒と同じような給食を提供しようというふうに考えまして、対応レベル4段階中のレベル1での詳細な献立表の配布、レベル2での家庭からの弁当持参やおかずなどの一部持参、レベル3でのアレルギー食材の除去、レベル4での代替食提供をすることとし、まずはレベル1の、全ての対象者に食材の原料配合表を含めた詳細な献立表の配布はもちろんのこと、対象者のアレルギー状況やその日の給食献立に合わせて、レベル2の弁当持参、おかずなどの一部持参から、レベル3のアレルギー除去、レベル4の代替食の提供までを臨機応変、組み合わせながら対応しております。

ちなみに、町内小中学校児童生徒1,765人中、これは全学校に存在をいたしますが、その合計が74人の児童生徒が何らかの食物アレルギーがあるとし、そのうちの19名がアレルギー対応給食を希望し、その提供に努めておるところでございます。

以上でございます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） それでは、私からは、川島富士子議員からの教育行政についてのご質問のうち、聴覚障害児に関する助成金についてと、優しさと思いやりあふれるまちづくりについてのご質問のうち、地域包括支援センターの運営についてお答えいたします。

最初に、聴覚障害児に関する助成金についてですが、町では本年3月に、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度または中等度の聴覚障害がある児童に対する補聴器の購入費用の一部助成制度として、横芝光町難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱を定め、平成27年度当初予算において2件分の予算を計上しておりますが、申請は現在のところまだありません。

制度の周知につきましては、既に町ホームページの暮らしのガイドに掲載をしており、町広報紙でも7月号に掲載をする予定であります。

また、これらとあわせ、健康管理課や教育課などの関係課、及び特別支援学校や小児医療機関、教育支援機関などの関係機関と連携を図りながら、助成制度の周知と対象児童の把握に努め、聴覚障害児の健全な言語及び社会性の発達を支援したいと考えております。

次に、地域包括支援センターの運営についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、地域包括支援センターは、1つとして要支援と認定された方や要介護、要支援になるおそれのある方の介護予防ケアマネジメント。2つ目として、高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業。3番目として、高齢者や家族に対する総合的な相談支援。4番目として、介護支援専門員への支援や助言、関係機関との連携などを行い、適切なサービスの提供を支援する包括的、継続的ケアマネジメント。これらの業務を行っております。

当町では、社会福祉法人九十九里ホームへの委託型により、地域包括支援センターを第二松丘園に設置し、行政機能の一部として地域の最前線で活動しているところですが、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢化が高い水準で推移する中、今後同センターの業務量はますます増加するものと見込まれております。

また、今般の介護保険制度の改正により、地域包括支援センターは、在宅医療と介護の連携強化、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されていますことから、より充実した機能を果たしていくため、適切な人員体制を確保していきたいと考えております。

さらに、効率的で公正中立を保ち、適切な運営が安定的、継続的に行われるようにするため、ことし4月から地域包括支援センターの担当として、専門知識を有する保健師を介護班に加えましたので、支援連携を図るとともに、同センターの機能強化を図ってまいりたいと考えております。

〔福祉課長 椎名 富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 川島富士子議員からご質問のございました、大綱1、優しさと思いやりあふれるまちづくりについての1点目、仮称婚活 i n 横芝光の取り組みについてと、2点目の創生会議の町民代表について、大綱3、安全で安心なまちづくりについての3点目のご質問のうち、空き家バンクの創設についてお答えいたします。

初めに、仮称婚活 i n 横芝光の取り組みについてであります。当町におきましては、町と農業振興会が主体となり、農業婚活事業を年2回実施しております。また、広域的な取り組みといたしまして、昨年度県と海匠、香取、山武地域の市町の担当者が集まり、婚活事業について情報共有を図りながら、地域連携の検討をするための意見交換会が開催され、今年

度も継続するとのことでございます。

確かに、婚活イベントの実施も少子化対策の選択肢の一つではありますが、若者が安心して結婚、妊娠、出産、育児をしやすいまちづくりをすることが、当町の創生をなし遂げる上で大変重要であり、これから策定いたします横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の大きな柱になるものであります。

今後の取り組みにつきましては、総合戦略の策定に向け、役場内組織として立ち上げた5つのワーキングチームのうち、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることをテーマとする出会い結婚出産チームにおきまして、既に検討を進めているところではありますが、今後開催いたします創生会議で、町民の代表や幅広い分野の方々からご意見をいただき、さらに町民アンケートの結果などを踏まえまして、計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、創生会議の町民代表についてお答えいたします。

今月24日、第1回目の会議を開催する予定であります横芝光町まち・ひと・しごと創生会議の委員の人数は50人ほどでありまして、鈴木シティマネージャー等、町外の方も数人いらっしゃいますが、ほとんどが町内在住の方で、その内訳といたしまして、町民代表として公募により参加していただく委員が6名、子育て世代の女性代表2名のほか、産業、教育、金融、労働、メディア等、幅広い階層の代表の方々となっております。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、広く町民の皆さんの声をお聞きするため、創生会議を開催するほか、現在大規模なアンケート調査の準備にかかっているところで、まもなく実施の運びでございます。

このアンケート調査は、5つのカテゴリーに分かれておりまして、まず1つ目が町内在住の16歳から19歳の方を対象とした若者の進学、就職等に関する意識調査。2つ目が、20歳から40歳代の方を対象とした結婚、出産、子育てに関する意識調査。3つ目が、昨年度中の転入者、転出者を対象とした移住に関する調査。4つ目が、町内事業所を対象とした雇用、事業活動に関する調査。5つ目が、無作為に抽出しました2,500人の町民の方を対象とした、町の将来展望に関する調査となっております。

さらに、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の案ができた段階で、パブリックコメントも行う予定でありまして、行政と町民が一体となって、町の創生に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家バンクの創設についてお答えいたします。

空き家の所有者から登録のあった情報を、利用したい方へ提供するという空き家バンクにつきましては、現在当町では実施しておりません。昨年9月の議員からの一般質問にもお答えいたしました。民間の宅地建物業者が行っている業務でもございますし、実施している自治体によると、登録件数が少なく、効果は余り期待できないとの意見もあることが理由に挙げられます。

しかしながら、地域活性化や移住、定住促進を図るため、空き家の活用は非常に有効な手段の一つでございますので、これにつきましては空き家バンクの創設も視野に入れながら、我が町の創生総合戦略を策定する中で、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからは、川島議員よりご質問の駅前ロータリーの駐車場について、交通安全対策の進捗状況についてと、空き家バンクの創設と空き家対策条例の制定についてのうちの、空き家対策条例の制定についてお答えいたします。

まず、駅前ロータリーの駐車場についてであります。川島議員もご存じのとおり、町では平成22年度から、都市計画に基づいた駅前広場の整備を進めてまいりました。工事中は、町民や利用者にご不便をおかけいたしました。皆様のご協力により5月末に完成することができました。

ご質問の趣旨は、ロータリーにある身障者乗降場が、駅舎から一番近いところに設置されていないということですが、確かに駅舎から一番近いスペースはタクシー乗降場となっており、このスペースはカーブであることから、発車時、停車時に注意を払う必要があります。しかしながら、身障者乗降場は直線スペースにあることから、容易に車両をとめられることや、広くスペースを確保したことで、周囲に影響なく乗り降りが楽にできるようになったと思います。

なお、ロータリー内の身障者、タクシー、バスの停車スペースについては、設計の段階で千葉県公安委員会、千葉県警察本部交通規制課と協議し決定したものでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

次に、交通安全対策の進捗状況についてであります。ご質問の町道I-9号線と町道C

ー261号線との交差点、旧1号線色川道路でございますけれども、大六天のセーブオン前でございますけれども、この横断歩道の設置要望ですが、町道Iー9号線道路改良事業区間は、千葉県警察本部交通規制課と以前、交通安全対策協議を行っており、ご要望の箇所は横断歩道の必要性はないと判断されております。

しかしながら、町道Iー9号線の道路改良工事が進むにつれ、交通量がふえてきたように感じているところで、町道Iー9号線を横断し、金刀比羅神社脇を通る道路が横芝中学校へ通う生徒の通学路にもなっています。

このようなことから、所轄の警察、山武警察署に横断歩道設置について協議していきたいというふうに考えております。

次に、空き家対策条例の制定についてであります。平成27年3月議会定例会で川島議員からの、空き家対策措置法に伴う本町の取り組みについてのご質問への回答と一部重複いたしますが、平成26年11月27日に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、2月26日から同法の一部が施行されていましたが、5月26日に完全施行されました。

この法に基づく空き家対策の基本的な考え方については、同法第4条の規定に基づき、空き家等に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針により示されたところであります。

特に、同法第2条第2項に定義される特定空き家等について、国土交通省は5月26日に同法第14条第14項の規定に基づき、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインを決定し、公表したところであります。このガイドラインは、市町村が特定空き家等の判断の参考となる基準及び特定空き家等に対する措置に係る手続について、参考となる一般的な考えを示したものであります。

また、同法第8条の規定に基づき、千葉県では市町村における空き家対策の実施などを検討することを目的とし、本年3月18日に県内市町村における仮称空き家対策検討部会を設置したところで、構成団体は48市町となっており、当然横芝光町も参加している状況にあります。

この検討部会の平成27年度の活動予定といたしましては、空き家等の状況及び空き家対策に関する情報を収集し、空き家等対策計画の作成の進め方などについて検討することとなっております。したがって、これらを踏まえながら、条例の制定についても検討してまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） 川島富士子議員ご質問の、安全で安心なまちづくりについての2点目、クールアースデーの取り組みについてお答えいたします。

環境省では、CO<sub>2</sub>削減のため、2003年からライトダウンキャンペーンを行っております。ことしも6月22日から7月7日までの間、CO<sub>2</sub>削減ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の6月22日と七夕の7月7日を特別実施日として、夜8時から10時まで2時間、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼びかけております。

議員から質問の中でもございましたように、クールアースデーにつきましては、2008年洞爺湖サミットが行われた7月7日に行われたことを契機に、毎年この日をクールアースデーと定め、ライトダウンした中で天の川を見ながら、地球環境の大切さを考える日としております。

当町につきましても、身近でできる取り組みとして、ご家庭で必要以外の電気を消し、星空を眺めて地球環境の大切さを再認識していただけるよう、広報紙や町ホームページを活用して周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） るる、ありがとうございます。

時間の関係で、提言型が多くなることをお許しいただきまして、質問したいと思います。

まず、仮称婚活in横芝光、このことに関しても再三取り上げさせていただいておりますけれども、このたびの統一選の最中にも多くの方からこういったような、特に親御さんが子供が結婚しない、また結婚する機会がない、縁がない、そういったようなお話がありましたものですから、取り上げさせていただきました。

その中で、5月の広報に婚活in匝瑳とありますけれども、特に女性を呼び込みたい中で、匝瑳の婚活には女性のみ参加になるわけですね。男性は匝瑳にいる人に限るという条件つきでありますから、横芝光広報に載っても、女性の方が応募することが多くなるのかなというふうなことがあります。

ぜひ、ここのところ、うちの町でも見たときに、匝瑳でなくて横芝光町で、町として積極的に取り組んでいただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当に婚活というのは難しくて、農業振興会でもやっている、今壇上から担当のほうからありました。

今後、今若い人たちに、先ほどもまち・ひと・しごと創生のワーキングチームの中で、この部分についても、若い人たちの立場で真剣に考えています。その辺の部分の意見も十分に考慮した中で、横芝光町にとって一番いい方法で、これからも婚活活動については力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） あと愛媛県のほうで、婚活にビッグデータを活用ということで、イベント情報や参加者募集をシステム化するとともに、タブレット型端末を使ったお見合いシステム、愛結びをスタートさせたということでもありますので、こういったところもどうか研究をしていただきたいというふうに思います。

創生会議の町民代表についてでありますけれども、簡単に言えば、5月号に創生会議の町民代表を募集しますという記事があったわけです。その記事の中に、町では幅広い年齢の方々から意見を伺い云々というふうにありましたけれども、実際募集しているのは20から29、30から39、40から49の未婚者、既婚者、各1名ずつの6名の募集でありました。寂しく思った町民の方がいらっしゃったことは事実です。私のほうに連絡も入りました。

これは一例でありますけれども、副町長もご存じだと思いますけれども、千葉県生涯学習大学校がございます。うちの町も、この地方創生に非常に意識を高く持った町民の方が、定年退職後、生涯学習大学校で学んで地域活動で役立てるなど、2年間で学んだことを、そういう地方創生を学ぶグループもあったようです。社会参加の意欲がある中で、終わったばかりのところ、自分の年齢が対象にないということで非常に残念に思っている、そういったご意見も届いておりますので、年齢幅の意味合いといいますでしょうか、この規定を教えてくださいませんか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいま議員のご質問にあった件につきましては、ご質問のとおり、これは事前に募集をするということで、早目に広報に載せさせていただいたところでございます。

順序が後になって、議会にご説明ということになってしまいましたが、住民代表につつま

して、公募の年齢を20代から40代にしたというところは、決して年配の方をないがしろにするということではございませんで、国から今回の総合戦略を策定するに当たって、幅広い年齢層の住民、それとよく言う産官学金労言という、産業界から労働界、教育界、最後、言論界に至るまで幅広い層からというような指導も受けております。そういった中で、年配の年齢層の方については、しかるべくその世代を代表される組織といたしますか、の方からの代表も、この公募とは別に、委員として考えております。

公募につきましては、特に今後の20年後、30年後の横芝光町を見据えてというような、そこで公募委員の住民代表に幅広い意見を、その点でいただこうかということで、年齢を20から40にさせていただいた。総体で先ほど50名ほどと申しましたが、それが70名も80名も、もっと数も多くできるのであれば、あらゆる年齢層の公募住民ということもあったでしょうが、総体の中で50名という、これも大きな数ではあるんですが、そういう制限の中で、より広い範囲から委員を求めさせていただくということで、公募についてはそういうことで、年齢を限定させていただいたという事情でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 町長におかれましては、うちの町の中にもこのように意識を高く持って、町のために少しでも自分の経験を生かしたいという人がいるということをご承知おきいただきたいというふうに思います。

駅前ロータリーの駐車場でありますけれども、課長がおっしゃっていることもよくわかります。直線コースで一番とまりやすい、安全な場所だというふうに思いますけれども、乗ってくる方が障害のある方でなくて、松葉づえをつく、一番近い距離におりたいという、そういう方の意味合いで申し上げたところでありますので、今後、またそういったような声がありましたときには、お届けさせていただきたいと思います。

地域包括支援センターの運営についてでございますけれども、心強いことに、保健師が1人介護班に入ったということでもありますので、民間委託ということで、松丘園の中にあるわけですが、同業者にとっては相談しづらいこともあろうかと思っておりますので、どうか役場の保健師さんを中心に、相談の窓口を大きく開いていただいて、事業者も快く、また利用者もまた喜んで使っていただけるような、そういったシステムの構築に力を入れていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

アレルギー食の実情とあり方でありますけれども、寒い時期の保温が一番の、私、きょう

ご提言したかったことでもあります。恐らく、一富士フードサービスさんに給食、お願いしていたと思います。

実は、木更津の給食センターもこちらの会社でありまして、木更津市はアレルギー食をきちんと保温ジャーで提供しているそうです。ですから、寒い時期もある程度温かい物を提供しているということでもありますので。

うちの町、聞きましたら、ジッパーで保温効果なしの物を与えているということで、中身が見えるからいいというものではないと思うんです。やはり、食べることは大事でありますので、アレルギー食の方も、同じように温かい物が食べられるように、今後工夫していただきたいと思います。学校給食が安全で楽しくなるように、力を入れていただきたいと思います。

あと、本当に県下で先駆けてアレルギーの対応をしていただきましたものですから、敬意を表したいところではありますが、エピペンをいつ使うことになっても対応できるように、研修の継続、先生が毎年度かわって、ことしやったけれども二、三年やらなかったということがないように、その辺の継続の研修は行っていただきたいと思います。

聴覚障害児童に関する助成金についてでありますけれども、本当に予算書を見たときにはぼうっとしてしまって、質問もしないで通り越してしまっただけでありますけれども、2人分でありながらも、たかが2人分、されど2人分、この6万6,000円の計上は非常にありがたいことだというふうに思いますけれども、知らない対象者の方もいると思いますし、助成対象の詳細がどのようになっているかというのも聞きたいところでもありますけれども、例えば18歳未満の児童で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上とか、そういうのも聞きたいところではありますが、時間の関係で、とにかく周知と、本当にそういう対象者の人に思いやりの助成金になるように、力を注いでいただくとともに、今後希望者が多いときには補正を組んでも、支援の拡充に力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

子供の貧困対策、本当に教育長にいただきましたけれども、子供の学力向上、時間がないんですけれども、小学校7校、中学校2校の中で、県平均より学力が下回っている学校というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） ここで、数と学校名について云々はちょっと差し控えたいと思いますが、前の議会のときにも申し上げたんですけれども、全体的に国の調査の標準からしますと、やや下回っているという現状は否めない現実でございます、現には。

ただ、この3年間、学力向上について町として、教育委員会としてやってきた中で、少しではありますが上向き傾向にあるということも事実でございますので、今年度4年目になるわけですが、さらに各学校に、言葉は悪いんですけども発破をかけるという、言葉は悪いんですけども頑張っていたらいいということ、今年度は学力向上推進校並びに学力向上協力校ということで、今年度進んでおりますので、詳細はここでちょっと、時間がありませんので申し上げますが、そういう形でよろしくをお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） わかりました。ありがとうございます。

答弁の中で、教育長から福祉関係と連携してということがありました。恐らく生活困窮者の自立支援法にある補助メニュー、そういったいろんな関係があるかと思えますけれども、ぜひ低所得者世帯、また生活保護世帯、ひとり親世帯の子供たちの学習支援や、居場所づくりの必要性等、またぜひ考えていただきたいと思えます。

4月2日に、子供の未来応援国民運動というのが開催されました。その趣意書に、輝く日本の未来に向けて、子供たちに夢を、笑顔をとということで採択されたというふうに伺いましたので、我が町もおくれをとらないように、すばらしい教育長がおりますので、それこそ先駆的な取り組みに期待をしたいというふうに思えます。

また、人材バンク、教職員上がりの方もうちの町には特に多いであろうというふうに思えます。人材バンク、また社協のボランティアに登録されているかどうかわかりませんが、教員OBや大学生の方たちの協力をいただきながら、また経済的理由で塾に通えない子供たちの応援とか、とにかく貧困の子供たちに少しでも愛の手を差し伸べていただきたいと思えます。東京都足立区では、本年度子供の貧困対策元年とまで位置づけて取り組んでいるということでありますので、しっかりと応援していただきたいなというふうに思えます。

あと、時間がありませんが、学び成長するという教育の場に、家庭の経済苦で子供の心を傷つけてはならないというふうに思えます。旅行費等、1回で支払う高額は低所得者世帯、ひとり親世帯には負担が大きくて、よい手だてを考えてあげていただきたいというふうに切望いたします。

要保護とか準要保護の、きょう答弁もいただきまして、ああそういうことなのかというふうに思いましたが、障害も医療費と一緒に、やはり現物給付ではないと思うんですね、一時立てかえで、自分で払って後から返ってくる。そういうふうでありますと、修学旅行があるとわかっていても、ひとり親家庭、特に女性の給料、パートの給料で子供を育てる、2人、

3人育てているご家庭があります。今回、お手紙もいただきました。わかっている、修学旅行の費用だけでなく、2万5,000円の修学旅行にお小遣いを持たせると3万数千円になる費用が捻出できないと、そういう手紙もいただきました。ぜひ、こういうところの、本当に大変な家庭がいるということも、ぜひ何か手だてを考えていただけないかと思いますが、そのところ、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほども申し上げましたけれども、要保護、準要保護の児童生徒につきましても、国や県の方策と同時に、町としても考えつつ実行しておりますので、今後ともその枠の中で考えていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） どうかよろしくお願ひいたします。

最後に、空き家バンクの創設と空き家対策条例の制定についてでございますけれども、国の制度が後押しになるというか、逆に高齢化や人口減少を背景に、30年後には空き家率が4割を超えるという推計もあります。対策は急務であります。また、100世帯の転入で20年間の経済効果は62億円に上るとの試算もあります。

今回の法律は、市町村にまち再生の権限を委託されたように考えられます。改めて空き家を資源として活用すべきと思いました。そして、空き家情報をインターネットで公開し、借り手を募る空き家バンクに取り組むべきと思います。先ほど、これから検討していただけるのかなというふうに思いましたが、よろしくお願ひいたします。

そして、先日テレビで、子供がふえるまちということで、佐倉市のユーカーが丘が紹介されておりました。若いお母さんは、子育て世帯が多く住んでいることに魅力を感じたというふうにお話をされておりました。子育てしやすい環境がいかに大事であるか、それは安定した雇用と住環境、子育てしやすいまちということでもあります。10年で280世帯というお話がありましたけれども。

終わりに、子供には無限の可能性が秘められております。その可能性を開花させようと、一緒に悩み、苦しみ、また楽しみながら、子供たちの健やかな成長を実現しゆく横芝光町であっていただくことを切にお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後 3 時 30 分といたします。

(午後 3 時 13 分)

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 29 分)

---

◎議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） これより議案審議を行います。

日程第 2、議案第 1 号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第 1 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第 3、議案第 2 号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 議案説明の中で詳しく説明をいただいたんですけども、課長、再

度ちょっとお聞きしたいんですけれども、黄色いほうのページですね、こちらの19ページ、町道B245号線を廃止路線とすると、それで13ページのほうでこれを247号線に認定ということだと思っんですけれども、大変申しわけないんですけれどもこの理由をちょっと、前回議案説明の中で聞いたところなんですけれども、再度詳しくお願い申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、お答えをいたします。

ここの路線につきましては、19ページのほうになっていただきたいと思いますけれども、この丸印から矢印の間、約163.6メートルあるわけでございますけれども、このところに県道成田・成東線というふうに入っておりますけれども、これは旧道でございますけれども、これが町のほうに移管されまして、平成23年5月10日にB245号線として一度認定されております。

しかしながら、この番号が既に使われているということで重複していることが判明いたしました。それで改めて、23年5月10日に議決をいただいたこのB245号線を廃止いたしまして、改めてB247号線として認定いただくとするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） そうしますと、今現在ですとB245号線というのは2路線あるということでもいいんですか。それと、この路線番号というのは何課でどんな形で、今重複しているということなんですけれども、どういった形で町道の番号をどこでつけているのか。

今、全てコンピューターとかそういうのでやっている中で、重複するというのがちょっと考えるのがあれなんですけれども、どうしてこういうあれがわかったのか、その辺のところを再度お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） まず、路線の重複でございますけれども、重複しておりました。

それと原因でございますけれども、路線のほうにつきましては、横芝地区がA、B、C、D、あと光地区のほうはE、F、G、Hまで、全部で8地区に分かれて路線を認定しております。この番号の振り方でございますけれども、どこから1番とか2番とかというのは、ある程度端のほうから順次振ってくるような形でございます。

それと、町道認定の必要が生じた場合、随時、議会のほうにお伺いをして路線認定をして

いただいているわけでございますけれども、議会にこの番号で認定をとということで出すわけ  
でございますけれども、その際番号を、本来台帳できちっと確認するわけなんですけれども、  
この台帳整備と、それと1年おくれとか2年おくれで今現在やっておりまして、そこら辺の  
ほうのきちんとした確認がされなくて、たまたま重複してしまったということでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） たまたまということですがけれども、よく行政って何か1つ物が起き  
ますと、これを機会に再度全部点検をするとか、そういったことをよく行いますよね。こう  
いったことで、まだほかにも重複している路線があるという可能性もあるわけでしょう、こ  
れ。

ですからやっぱり、旧横芝、旧光で幾つかあるということですがけれども、こんなの幾つあ  
ったって大したことないと思うんですよ。だから、その辺はしっかり確認していただきたい  
なと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） この提出に当たりまして確認をしてみましたけれども、特  
にほかに重複はございませんでした。今後とも路線認定をする際には、新しい番号を振る際  
には十分よく確認をして、今後対応してまいりたいというふうに思っております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第3号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第1  
号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、予算書の11ページ、6款1項2目の観光費、13節委託料の産直交流施設基本計画設計委託料413万7,000円につきまして質問いたします。

まず、この基本計画設計委託料、これが今回の議会で可決されるということになりますと、1点目としまして、この産直交流施設の建設について総事業費が約9億円かかる事業であるが、十分な協議がなされているのか、まず疑問が残ること。

2点目としまして、横芝光町産直交流施設検討委員会は産直交流施設を設置する場合の施設の規模、設置場所、管理運営形態等について検討されたもので、設置の是非について検討された委員会ではないということ。

3点目として、横芝光町の全体を見回した中で、優先順位として産直交流施設建設事業は順位の高い事業なのか疑問が残ること。

4点目として、政策的事業であるにもかかわらず、水が湧いたように6月補正予算に計上されたことに対し疑問が残ること。

5点目としまして、生産者と消費者が産直交流施設の建設を強く望んでいるのか、その辺の根拠を持っているのか、その辺が不明なところ。

6点目として、現在運営されている直売所との兼ね合いについては、どのようになるのかについてお尋ねいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、宮菌議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、建設費9億円等について十分な協議がされているかということでございますけれども、これにつきましては、あくまでも基本調査業務の中の概算の事業費であるということで、まずご認識をいただければと思います。

詳細につきましては、今後予定をしております基本計画業務等々で、あるいはまたその先、実施設計業務等ございますけれども、そういったものの中ではっきりさせるというふうなことになります。いずれにしましても、基本計画である程度明確な数字がはじき出されるというふうを考えております。

それと、2点目でございます。

委員会で規模、場所、それと設置等の検討をされているのかということでございますけれ

ども、これもやはり委員さんについては一般の町民の方々、あるいは議員さん等もおられますけれども、専門的な分野の方がおられないという中で、コンサルのほうの示された案が提示されております。したがって、これにつきましても今後、基本計画の中で十分もんでいくといった性格のものでございます。

また、順位性につきましては、私が申し上げるべきものでもないのかなというふうに感じております。

それから4点目、6月補正になったというお話でございますけれども、当初、12月の新年度当初予算編成の段階では、まだ基本調査業務が進行中でした。このため、方向性がまだ定まっておらないといったことで、財政協議の中で当初予算から削除したものでございます。

次に5点目、生産者あるいは消費者の希望はどうかといったことでございますけれども、生産者におきましても、大規模な農家さんにおいては、やはり産直交流施設に持っていく手間がないとかそういったことはあるかとは思いますが、今後、町の創生等にも関係いたします雇用の拡大ですとか交流人口の拡大ですとか、そういった施設でありますので、それは別の問題にはなるかとも思いますが、一応生産者にとって、例えば今、町のほうで世田谷のほうにアンテナショップを持ってございますけれども、そういった方々にもご協力いただく、そういった方も、やることにはいいんじゃないかというご意見はいただいております。

あと、現在の直売所との兼ね合いでございますけれども、当初、横芝光インターのところのほうに休憩施設をつくるといった中で、そのところに直売所等を設けようといった話の中で、その経営運営等については現在の直売所の経営者の方にご協力いただくとかそういったお話はございましたけれども、現在、この新しい産直交流施設に関しましては、この兼ね合いと申しますか、運営等についてご協力いただくとかいただかないとか、そういった議論にまでは至っておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この施策の優先順位につきましては、まさしく今、まち・ひと・しごと創生の中できちんとしたタイミングであるという部分と、3年間いろいろな皆様のご協力のもと進めてきた施策でございますので、優先順位については間違っていないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、佐藤町長に1点だけ確認させてください。

今、産業振興課長のほうから概算数値等については基本調査、そういうものが終わってみなければわからないということであるんですけども、いずれにしても、その交流施設の設置基本計画、設置委託料、そういうものについて、その結果が出た段階で産直交流施設の建設について取りやめをするという考えはございますか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 基本計画で、この計画が成り立たないといった場合という意味ですか。  
〔3番議員「はい」と発言〕

○町長（佐藤晴彦君） それはもう、当然あります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） いずれにしましても、今回の町議会選挙によりまして5人の新人議員が誕生しているのにもかかわらず、何も説明がない中でこのような重要案件を提出すること自体がいかげなものかと私は思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ちょっとお尋ねがございます。

補正予算書の6款1項2目観光費、11ページです、産直交流施設の部分で、この問題は執行部に確認なんですけれども、道の駅建設についてなんですけれども、新たな産直交流施設建設検討委員会を横芝光町創生事業の大きな柱と位置づけて、私ども3年前から、本格的な道の駅として登録できるような施設として、今まで一生懸命頑張ってきたつもりでございます。

栗山川海岸域再生と開発の問題も同様ですけれども、このたび法案が成立した、まち・ひと・しごと創生法での基本方針に示されているのは、私の午前中の質問なんですけれども、かぶりますが、地方が成長する活力を取り戻し、魅力あふれる地方を創生し、地方へ人の流れをつくる、これは従来の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を確かな結果が出るまで協力し実行していくとあります。

また、地域の特産、特性に即し、地域課題の解決として、高齢者を初め全ての人々が心豊かに生活できるように、多世代交流多機能型の生活サービス支援を推進するとなっております。

す。そして、人口減少克服、地方創生のためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本として、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を支援することが重要となると明記されています。

絶好のチャンスではございませんか。このような趣旨を考えあわせて、道の駅建設委員会は当町では大きな役割を果たすと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） このいわゆる道の駅の建設につきましては、3年前の私の選挙の公約でもございました。そうした中でこの町の活力をつけるために、この3年間じっくりとものできたものでございまして、それを基本構想の中で専門家によるゴーが出たわけでございますので、これをさらにステップアップさせて、この横芝光町の創生に向け大きな一つのチャンスだというふうに捉えております。

今後ともしっかりとした協議の中、そしてまた、議会の説明の中において進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） ただいま2人の議員から質問がありました。関連しますけれども、あえて質問させていただきます。

11ページの、同じですけれども、6款1項2目13節の委託料でございます。

これにつきましては説明をいただきました。しかし、産直交流施設基本計画並びに設計委託料、これにつきましては内容を、概要でいいですけれどもご説明をお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、基本計画業務の概要でございますけれども、まず初めに、基本条件の把握といたしまして、昨年実施いたしました基本調査の報告書、それをもとにいたしまして、その計画地の位置ですとか事業内容等、まず検証を行います。その後、道の駅の登録の有無ですとか、それから計画地の現況の把握、また基本コンセプトを改めて見直し導入機能を設定いたします。

そして、整備対象施設設備の設定、また施設設備の概略規模の設定、管理運営形態の方向性、そしてあとは造成計画等でございますけれども、それから交通計画、また給排水計画等を行いましてゾーニング案をつくります。鳥瞰図的なものができるかなというふうには思っておりますけれども、そして概算工事費の算定、事業化計画の立案、最終的にはそれらを報

告書としてまとめ上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 6月1日に産直交流施設基本調査業務報告書、これをいただきました。この中で、こんな立派な冊子を配付していただきましてありがとうございます。

しかし、私が今回お願いしたいのは、この配付の中身がかなり量が多いんですね。ですから、これに基づいて基本計画を役場の執行部の皆さんで研究されてつくっていただきたいと、そのように思っているんですが、いかがですか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 確認でございますけれども、役場の執行部の中で調査報告書をまとめるということよろしいでしょうか。

〔7番議員「ちょっと聞こえないんですけれども」と発言〕

○産業振興課長（早川典男君） 質問の趣旨でございますけれども、この調査報告書を役場の職員の中で確認するというそういった趣旨……。

〔7番議員「これになるだけ、資料をつくっていただくので、これに基づいて基本計画をつくれないうんですかというものです」と発言〕

○産業振興課長（早川典男君） 計画を職員が策定できないかというお話でございますけれども、やはりこれを策定するに当たって、例えば道路協議ですとか、それから給排水もそうですけれども、これが事業化になった場合の例えば補助金の協議ですとか、そういったさまざまな協議がございますので、やはりこの辺は専門家のコンサルタントに委託するのがベストだというふうに考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の山崎議員のご質問でございますけれども、やはり今、産業振興課長が答弁したとおりでございますけれども、今回のこの産直交流施設の施策については、横芝光町としても全く新たな一つの事業でございます。これが未来永劫にわたり横芝光町の発展のためにどう寄与するか大きな分かれ目でございます。失敗するわけにはいきません、いろいろな人の多くの意見を聞いて、この基本計画をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） そうしますと課長、この策定は執行部でつくったものではないんですか。ないんですね。

○産業振興課長（早川典男君） はい。

○13番（山崎貞一君） ですから、これだけ3年ぐらいかけていろんな情報の中で、皆様のご意見を聞きながらつくったわけですね。これは専門家がつくってもいいんですけれども、専門家がこれだけきちんとつくっていただいたんで、これに基づいて今度具体的に、この後平成31年ですか、それまでにオープンするような計画なんですね。

ですから、もっとそれよりも魂を入れて、皆さんで身近な考え方、皆さんがいっぱい聞いてもっと早くつくれる、またもっと早くオープンできる、そのような町長による公約にありますので、いち早くできるような方策を検討するべきだと、私はそういうふうに思っています。

ですから、再三繰り返しますけれども、やはり地方創生のワーキングチームがありますけれども、そのような方策で今後つくっていくべきであろうと。今、時代背景は、総合計画も専門家に頼まないで執行部がつくっているところが多いんですよ。ですから、そういうことも今後のテーマとして十分検討していただくと、そのように思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 町の職員も十分コンセンサスを得るように、また理解をしていろいろな意見をいただいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 野村和好議員。

○12番（野村和好君） 私も今の産直施設に関連の意見なんですけれども、今、整備工事の比較評価、これを先日から見ているわけなんですけれども、当面は道の駅には登録しないと、こういうところがかかなり多く出てきているわけなんですけれども、せっかくやるのに、当初からもう道の駅には当面はしないという考えではなくて、当然これは道の駅としてやっていくべきだと、そういう形できちんとして設計をしていかなければならないと思っていますけれども、町長はどういうふうに考えますか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私個人的には、そうであるべきだというふうに思っております。今後、基本計画の中でできるだけそれに近い結果を出せるように、最善の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 野村和好議員。

○12番（野村和好君） ぜひ、道の駅を念頭に置いて、ともかく道の駅をつくるんだという気持ちでこれから検討していただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 調査報告書の中で、当面道の駅に登録しないという表現にさせていただきますのは、やはり候補地の近隣に住宅地があるといったことがあります。道の駅になりますと24時間、トイレであったり案内所であったりそういったものを使えるようにしなければなりませんので、騒音等の問題等もでございます。

したがって、調査報告書の段階では、当面道の駅に登録しないという表現にさせていただきますところですので。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 野村和好議員。

○12番（野村和好君） 今、課長から答弁をいただきましたけれども、できればそういうところはこれから検討の中で考えていただいて、問題のないところ、これが一番いい場所だと私は思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 町民の方にも十分ご理解いただけるよう、推進してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、8ページ、歳入の14款、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、それと、15款の住宅防音工事事業補助金、歳入ですけれども、おのおの。

まず最初に、税番号制度システム整備、これはマイナンバー制度ですか、に関連してちょっと。今、課長が早速手を挙げていただきましたが、マイナンバー制度が例の社保庁の問題でクエスチョンマークがついておりますけれども、何の指示、報告がないのかどうか、このまま行くのか。

それと、住宅防音工事は谷間地域という説明がありましたけれども、これが何件なのか、まずお聞きします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） まず最初の、社会保障・税番号制度システムの補助金でございます。

ご質問のとおり、今回の番号制度に関連するシステム、これは歳入につきましては総務省が管轄する住基であったり宛名税務システム、それから、厚生労働省所管の介護、国保、後期高齢者医療、福祉、健康管理、年金等のそれぞれの番号制度に関連した国庫補助分の計上でございます。

それで、今問題となっている日本年金機構のああいふ問題があって、本当に番号制度について大丈夫なのかというような論調、私も個人的には非常に不安になる部分もありますが、少なくとも行政ルートといいますか、国・県を通じて番号制度そのものの作業に、例えばストップがかかるとか見直しをするというような指示、あるいはそういったものは来ておりません。

ただ、一般的な話としまして、議員のおっしゃるそういった危惧というのは、特にこの番号制度そのものに対する批判の中で大きな部分、つまり個人情報がちやんと守られるのかという部分がこの番号制度そのものに対する反対論の非常に大きな部分、そこにもってきてああいふ年金機構の問題があると、そら見ろというふうな話にはなってくるというのは十分理解できますが、番号制度そのものについては現在のところ10月に番号の付与、来年の1月以降に番号のカードの交付、そのスケジュールについての変更は今のところ私どもには来ておりません。

次の、住宅防音工事の関係ですけれども、これは町が補助対象とするいわゆる谷間地区といわれている、これは谷間というのはA滑走路、B滑走路に挟まれた谷間ということで、横芝光町の場合はA滑走路の騒音地区はあるんですが、B滑走路の騒音地区はございません。それで、芝山ですとか成田の谷間地区に準じた、正式には準谷間というような言い方をいたしますが、いずれにしても今回のこの補助金については、その準谷間地区に該当する住宅の県補助分でございます。

今回の補正を含めまして、当初予算と合わせまして6件分の谷間地区の防音工事を行うことに対する、今回不足分の歳入の補正ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 課長からは、マイナンバー制度は危惧するけれども国の方針だということで、私もそれは重々わかりますけれども、まずマイナンバー制度は一般質問でもちょっと触れましたけれども、確かに行政にとっては非常に都合のいい制度でありまして、さまざまな効率化も含めていいんですけれども、問題は残念ながら、その職員のスキルももちろん

ですが、その辺の指導もしていきませんと、例えば公務員の守秘義務とかですね、その辺の教育もしっかりしていかないと、たかがこんなことというような甘い認識で、漏れるという心配があるわけですね。その辺をやっぱ職員が共有されてやっていただきたい、このように思います。

行政は確かに効率化にはなりますけれども、住民からは逆に心配がふえる種でありますので、その辺の認識はきちっと持っていただきたいと思います。

それと、住宅防音工事の件ですが、Aラン、Bランの谷間ということで、たしか説明では、於幾とかあの辺の地区でしたっけ。Bランが開通といいましょうか、始まってからは迷惑料として相当数、特に横芝地区、各町内には来ておりますが、それはN A Aからで、要は今までも国・県からは、さまざまな形では来ていなかったという理解でよろしいんですか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問ですけれども、まず、いわゆる迷惑料の問題と、防音工事の、例えば今回のこれを含めての国・県の負担というふうに2通りに分かれて考えた場合に、まず迷惑料については、これは従前は空港、現在は成田空港株式会社、N A Aからの特別交付金を財源にしております。

一方、この住宅防音工事につきましては、その騒音の度合いによりましてAラン、Bランの騒防法の一つ区域ですとか、そういったところについてはN A A共生財団、国を通じての県の補助と町の一定の補助がございますし、今回のこの住宅防音工事については、いわゆる準谷間地区で、これは町が補助をするエリアになります。ただ、町が補助するエリアではありますが、財源といたしましてはN A Aの交付金を8分の6ですか、かなりの割合充てるといようなことになります。

分けて答弁させていただくと、以上ようになります。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、歳出の9ページ、1項8目町誕生10周年記念事業ですが、これは詳細にいろいろ、キャッチフレーズをつけていただければ3万円、のぼり旗印刷等で何がし、シンボルマークの作製業務委託料で何がしと出ておりますが、ある程度10周年記念事業に関して、例えば日程とかどのようなイベントをやるとか、今の時点で決まっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 詳細につきましては、本会議の初日の後にご説明させていた

いただきました10周年事業実施方針をごらんいただければと思います。繰り返しになりますが、概略を申し上げます。

10周年記念事業は、10周年が平成28年、来年の3月27日がちょうど10歳の誕生日になりますが、10周年記念事業といたしましては平成28年度に実施いたします。平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に実施いたします。

大きく分けまして、町主催事業、冠事業、それと町民提案事業を行います。

今回、この補正で計上させていただきましたのは、町が10周年記念事業の中で今年度に準備としてやるべきもの、具体的には、先ほど議員おっしゃったように、町キャッチフレーズの賞金ですとか冠事業で使用するのぼり旗の製作費ですとか、町民から公募をいたしますキャッチフレーズなり、提案事業の募集に関するチラシですとかポスターですとか、あるいは委託料といたしましては10周年記念のシンボルマーク、これについては専門家に業務委託の形でお願いますのでこの委託料、これらが今回75万2,000円と補正計上させていただきました10周年記念事業、28年度に実施するための27年度の準備として行うべき事業の費用、75万2,000円の予算規模の中で準備させていただくということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 再三質問に出ている産直の件でございますけれども、私も横芝地域のほうの消費者代表で会議に出させていただいておりましたものですから、質問はどうかというふうに思ったんですけれども、光のほうの消費者代表で出ている方から当局のほうに意見書が上がっていると思います。それについての返事というのはどのようにされたのか。

それと、教育長、私的には伺いましたけれども、改めて本会議場できちんと教育現場の立場で、中学校が余りにも近いので、子供を育てた親の一人として、防犯上の件、道の駅とすれば24時間ずっと人の出入りがあるわけですから、そういった部分で正門が余りにも近いということで、ちょっと危惧している一人でありますけれども、そのところは全く問題がないのか、教育の現場の立場としてご意見を伺いたいということと、宮菌議員から、基本計画が成り立たなければ取りやめの考えもあるという町長のお考えでありました。3年間もんで、それこそ国交大臣である太田大臣も、道の駅はとにかく一生懸命進めている1つの事業でありますので、私も、少しでも国の予算を引っ張ってという思いはあります。

ただ、こういった基本計画設計料1つにしても、たかが400万されど400万、町民の血税でありますので、町民の皆さんの多くの理解をいただいた中で公約実現ということであればよ

ろしいかと思えますけれども、一部の代表だけでどんどん進むのではなくて、やはり町民の意見をしっかり受け取って一体感を持って先に進めるような努力をしていただきたいというふうに思います。

あと、100%国庫補助金であります臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金でありますけれども、これは昨年に続いて行うということではありますが、すみません、私も何かぼーっとしちゃっているんですけども、ざるの網目から落ちるといふかもらい損なったという人を、国に返金しなくちゃいけないということがないように、対象者の皆様には全て、当局では誰が対象かわかると思えますから、万が一漏れていることのないように心を配っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、産直交流施設検討委員会の中の光地域の消費者代表の方からいただいたご意見ということでございますけれども、たしか、建設場所についてのご提言だったと思います。

それにつきましては、返事を希望されたかどうかはちょっと確認はしておりませんが、町当局としましてはご提言という形で預らせていただいたと、お返事は多分出していないんじゃないかと思えますが、確認いたしまして、後ほどご返事を申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 産直交流と横芝中学校の関係というふうに捉えるわけですが、基本計画がはっきり出ておりませんので何とも言えないんですけども、ただ、子供たちにとって安全・安心な状況下になければならないというふうに思うんです。

ですから、そこら辺のところを踏まえて基本計画の中には、もしあそこできるとすれば、それが安心・安全が含まれて、子供たちがそういう状況下にあるという状況をつくっていただきたいという旨は申し上げて、入れていくつもりです、していただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 交流施設の話でありますけれども、この補正予算を通していただいた後、その後、地方創生の町民アンケートにもこの施設のものについても載せさせていただきますし、またその後、パブリックコメントをいただける機会もつくって慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 臨時給付金の返金のないよということなんですけれども、今回の補正に、確かに返還金が載っております。

ただ、これは昨年度の給付金の返還金ということになるんですが、これは給付漏れになった方の分を国に返すということではなくて、申請期間が終わりまして支給手続が完了した後、何らかの理由で申請ができなかった方がお見えになったときに手続ができるよということ、いわば予備的に取っておいた分、それが結局申請がなかったので、それを国のほうにお返しをするよということでございます。

また、この給付金の申請につきましては、自治体によっては全世帯に申請書を送るよ自治体もございまして、ただ、当町におきましては、昨年もそうなんですけれども、今回も該当世帯に絞った中で申請書のほうを送らせていただきたいと思います。仮に申請の手続がまだ済んでいないよという人につきましては、督促ではないんですが、勸奨通知まで差し上げて支給のほうの事務の効率を図りたいよ、今予定であります。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） よろしくお願ひいたします。

町長のご答弁なんですけれども、町民の皆さんにまたパブリックコメントとかアンケートで、地方創生の中で何うよということでもありますけれども、できましたら議会の中もいろんな意見がございまして、きょう、この第3号議案の中でもこのよに出ているだけに、ぜひ町民の皆さんにアンケートの内容を、町当局だけでぽんと出すのではなくて、こういった形で町民の皆さんにお諮りしようよ思っているんだけれどもよということで、印刷をかける前に、ぜひそういった議会に問ひかけもいただけないかなよというふうに思いますが、いかがでしょう。何か全て決まってから結果を聞くのではなくて、そういった意見の場をいただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 直接のご回答にはならないかもしれませんが、町創生の中で、先ほど町民の皆様のご意見を何う手段として、アンケート調査を今準備しているよという回答を申し上げました。

実はその中に、この産直交流施設に関する項目を1項目独立させまして、数とすれば全町

民のうちの2,500というサンプル数でございますが、あえて1つの具体的な喫緊のテーマとして産直交流施設についての質問を設けてございますので、それらがまとめれば町民の方がどんなふうに考えているかというところもわかると思いますので、それもあわせましてお知らせしたいというふうに考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ぜひ、そのところを議会と町執行部、行政が車の両輪のようにきちっとギアがあって前に進むためには、やはり日ごろから町のご意見もどんどん聞かせていただきたいと思いますし、それが大事かというふうに思います。

結果になってこの予算書に上がってきてから初めて知るとい議員さんも、今回たくさんいらっしまったのではないかというように思います。既に、1期の宮菌議員からも先ほどお話があったとおりでありますので、今後そのようなことがないようにお願いしたいというふうに切に思いますし、また、若梅課長、自由にご意見が書ける欄も設けていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎議員、どうですか。

山崎議員。

○4番（山崎義貞君） 私も、川島富士子議員の発言に賛成をいたします。

その建設地とか産直というんですかね、道の駅、これは私もぜひ必要だと思っておりますので、町長言われたように絶対に失敗のないような、その熱意で冷静に計画を進めていただきたいというふうにひとつ思います。

それと、これは横芝側につくるか光側につくるか、いろいろ構想があると思います。それで今現在、光地域のところで産直の直売所も設けられています。これは、たとえ横芝のほうに道の駅ができたとしても、光地区のほうに今まであったもの、こういう直売所というものは、この町1カ所じゃなくて何箇所にもあっていいと思います。

それで、そういうところに農家の方が一生懸命、直売所、野菜を出荷しているところに町が何らかの助成をするような、そういう施策もとっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 答弁はどうするかな。

〔4番議員「意見としてでいいです」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、議案第4号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、議案第5号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 食肉センターの補正の7ページで、施設整備費、管理費も含めて確かに老朽化しているのは理解しますが、食肉センターで比較的高額な補正が出るケースが多いんですけれども、これは当初予算では全く予算化できないんでしょうか。比較的特殊などいんでしょうか、それは理解できるんですけれども、どうも急を要するというような説明が多いんですけれども、その辺は事前には、例えば耐用年数が何年とかというのはわかるかと思いますが、その辺ではいかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） 当初予算策定時につきましては、当然、優先順位等を鑑みまして修繕のほうを計画しております。

今回の施設整備費のほうにつきましては、当初予算策定後の緊急な工事ということで計上させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 多分そういうお答えかなと思っておりましたけれども、例えばボイラーの1,262万ですか、例えばボイラーとかああいう機器類って耐用年数ってあると思うんですよ、一般的に。そういう情報はメーカーから事前に聞いて、これはもう壊れる寸前だからということかと思しますので、1,260万何がしのボイラーが急を要するというような感覚が、ちょっと私には余り理解できないんですけれども、そのような1,000何がしのものの、当然点検等はされている思うんですが、メーカーのサービスマン等からは例えばもうあと何年だよとか、そういう情報っていうのはないんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） ボイラーにつきましてはもう1年耐用年数がございすが、今回、経年劣化等も鑑みまして補正予算として修繕のほうを計上させていただきました。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 所長がそのような知識があってやられているのであればですが、来年交換予定だということと予備的ということかと思しますが、そういうことであれば一般的には、事前に当初予算でやっていただければと思います。答弁は結構です。終わりです。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第7、議案第6号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第8、議案第7号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第9、議案第8号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### ◎請願の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第11、請願の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長のご報告を求めます。

民生文教委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 森川 忠君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（森川 忠君） それでは、民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願2件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6月4日午後5時から、委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、請願第1号「国における平成28(2016)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。この請願は毎年提出されているものであり、意見書の内容も十分理解できるものであるため、採択すべきであるとの意見があり、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

続いて、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。この請願についても毎年提出されているものであり、請願理由についても賛成すべきものであるため、採択すべきであるとの意見により、採決の結果、全員一致の採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果のご報告とさせていただきます。

〔民生文教常任委員会委員長 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました請願2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号及び請願第2号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号「国における平成28(2016)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 4時34分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時35分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木唯夫君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書（案）、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 追加日程第1、発議第1号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 追加日程第2、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを終了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成27年6月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

(午後 4時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 唯 夫

議 員 平 山 雅 規

議 員 八 角 健 一